

SPN レポート 2012

株式会社エス・ピー・ネットワーク 総合研究室

● 企業における反社会的勢力排除の取組み

暴力団／反社会的勢力の動向

政府指針アンケートの分析

最新のサンプル

反社会的勢力排除宣言

反社会的勢力排除条項

反社勢力でないこと等に関する表明、確約書



目次

I. はじめに.....5

II. 暴力団／反社会的勢力の動向.....7

1. 暴力団／反社会的勢力の実態に関する動向	7
1) 平成 23 年の暴力団情勢（警察庁）	7
2) 山口組の状況（日参の廃止）	7
3) 暴力団活動の弱体化？	8
4) 「半グレ集団」の台頭	8
5) 大阪にも「半グレ集団」か？	9
6) 暴力団員の実態（「暴力団受刑者に関する調査報告書」より）	9
2. 暴力団対策法の改正に関する動向	12
1) 暴力団対策法の改正	12
2) 暴力団対策法改正の事業者への影響	13
3) 改正暴力団対策法の適用	15
3. 巧妙化する手口	15
1) ネーム・ローンダリング	15
2) 休眠法人のネット売買	16
3) NPO 法人を活用した活動	17
① NPO 法人役員への暴力団員の登用	17
② NPO 法人名義の携帯電話の悪用	17
4) 暴力団の関与した詐欺事案	17
① 銀行口座の開設	18
② クレジットカード使用目的の虚偽申請	18
③ 交通事故を偽装	18
④ 実体のない会社の利用	18
5) 名義貸し行為	19
6) 東日本大震災の各種支援制度の悪用	19
① 「空き店舗出店奨励金制度」の悪用	19
② 震災融資制度の悪用	20
7) 定期券の不正換金	20
8) 国民健康保険の悪用	20
4. 暴力団排除を巡る動向	21
1) 暴力団排除条例の限界	21
2) 被災地における暴力団等の跋扈	21
3) 原発と暴力団排除	22
① 偽装請負	22
② 違法派遣	22
③ がれき処理	23
④ 東京電力の被爆隠し	23

⑤原発関連工事会社社長によるアパート提供	23
⑥原発避難指示区域内の不動産取引の一時停止	24
⑦復興事業における不良建設業者排除へ立ち入り検査	24
4) 生活保護と暴力団排除	24
①宮崎地裁の判決	24
②元暴力団員の生活保護却下取消を求める控訴審判決	25
③生活保護の不正受給防止の困難さ	25
④厚生労働省の通達	26
5) 入れ墨問題と暴力団排除	27
①「入れ墨の禁止」と「暴力団排除」の関係	27
②暴力団員が市職員に？	28
③ロンドン警視庁の入れ墨問題への対応	29
④「入れ墨で通学拒否は差別」として専門学校を提訴	29
6) 使用者賠償責任の追及	30
①暴力団組長らと暴行被害男性和解（名古屋）	30
②元後藤組組長が使用者責任を認め和解（東京）	30
③住吉会トップと和解	31
7) 振り込め詐欺への対応	31
①警察の取組状況	31
②特殊詐欺被害の増加	33
8) 暴力団の関与した架空増資事件	34
9) 市営住宅・マンション等からの暴力団排除	35
①久留米市の取組み	35
②住民による組事務所競売申し立て	36
③組事務所使用差し止め	36
10) 不当要求などの通報報告制度	36
11) 暴力団借地は物納不可	37
12) 青少年への教育の重要性	37
①青少年に対する取組み（福岡県）	37
②暴力団を扱った雑誌等の撤去に対する損害賠償請求	38
13) ゴルフ詐欺	38
14) 企業の代表者と暴力団の関係	39
15) 県知事と暴力団の関係に関する報道	39
16) 元警部銃撃事件（福岡県）	40
17) OECD における贈収賄防止の取組み	40
5. 警察の取組み	40
1) 警視庁 24 時間相談フリーダイヤル	40
2) 警察による身辺警護対策の強化	41
3) 警察庁 匿名通報ダイヤル	42
4) 暴力団対策と警察の不祥事	42

Ⅲ. 暴力団排除条例全面施行から 1 年 44

1. 暴力団排除条例のポイント	44
2. 福岡県暴力団排除条例の改正	45
1) 改正のポイント	45
2) 暴力団立ち入り禁止の標章交付の取組み	46
3) 「暴力団立ち入り禁止標章」掲示店舗への攻撃	46
3. 暴力団排除条例施行のインパクト	47
4. 市町村の暴力団排除条例施行の動き	47
5. 暴力団排除条例 Q&A	48
6. 警視庁「暴力団排除条例に関する Q&A」(抜粋)	59

Ⅳ. 暴力団排除の取組み動向..... 61

1. 暴力団等の排除を巡って	61
2. 豊島区暴力団排除条例	62
3. 山口組総本部内の自販機撤去	62
4. 破門状の送付	62
5. 埼玉県 身分照会が大幅増	63
6. 暴力団排除条項導入 行政側に遅れ	63
7. 全国の自治体の動向	63
8. 全国の暴力団排除条例の勧告事例等	67
1) 自治体 HP に公表されている具体的事例	67
2) その他の勧告事例等	69

Ⅴ. 企業実務の動向..... 77

1. 暴力団排除条例施行時における企業の取組み状況	77
1) 東京商工リサーチ アンケート (平成 23 年 9 月実施)	77
2) 帝国データバンク アンケート (平成 23 年 9 月実施)	77
①名古屋地区	77
②札幌地区	77
③大阪地区	78
2. 業界における取組み状況	78
1) 全国銀行協会 (全銀協)	78
2) 日本証券業協会 (日証協)	79
3) 日本民間放送連盟 (民放連)	79
4) 住宅 (賃貸住宅)	80
5) 住宅 (分譲マンションの管理規約)	80
6) スポーツジム	82
3. 従業員からの暴力団排除	83
4. 内部統制システムの脆弱性	84
5. 金融検査結果事例集 (平成 23 検査事務年度後期版)	84

VI. 警察庁「暴力団排除等のための部外への情報提供について」	86
1. 平成 23 年 12 月通達のポイント	86
2. 平成 23 年 12 月通達と暴力団排除条項	87
VII. 最新版サンプル資料	89
1. 反社会的勢力排除宣言	89
2. 反社会的勢力排除条項（暴力団排除条項）	91
3. 反社会的勢力でないこと等に関する表明・確約書	93
VIII. 具体的な関係解消の事例	95
1. プロレス団体の事例	95
2. 暴力団関係者の土地で駐車場運営	95
3. 銀行口座開設で詐欺（形式犯で異例の実刑）	96
4. 不当要求拒否と恐喝未遂事件	96
5. 暴力団排除条項によるマンションからの事務所排除	97
IX. 政府指針アンケート	98
1. 不当要求への対応	98
2. 暴力団排除条項（暴排条項）	99
3. 反社チェックおよび反社データベース	100
4. その他	100
X. 海外反社対応の動向	102
1. 海外反社とは	102
2. 疑わしい取引の事例	104
3. 米国の暴力団排除動向	104
4. アンチ・マネー・ローンダリング（AML）の動向	105
1) 日本の動向	105
2) FATCA（米国 外国口座税務コンプライアンス法）	106
3) 犯罪収益移転防止法の改正	106
4) 英大手銀行のマネー・ローンダリング事案	107
5) テロ資金供与対策（CTF）	108
①英大手銀行のイランとの違法取引	108
②テロ資金供与の実態	109
6) マネー・ローンダリングと商流	110
7) 改正犯罪収益移転防止法ガイドラインの公表	111
①公表ガイドラインのポイント	111
②ガイドラインに対するパブコメと実務への影響	113
XI. 参考資料	114
1. 暴力団排除等のための部外への情報提供について（抜粋）	114
2. 暴力団対策法に定める暴力的要求行為	119

I. はじめに

暴力団排除は、今、正に社会的な要請となっています。

これまで「必要悪」とされながらもある程度社会に受容されてきた暴力団の在り様は国際的にみても特異な存在ですが、今や「社会悪」となった暴力団を、あるいはその周辺者を含む反社会的勢力を、企業や社会からどうやって排除していくかは極めて日本のかつ現代的な課題だと言えるでしょう。

昨年（平成 23 年）の暴力団排除条例の全面施行の前後から企業の意識に明らかな変化がみられ、平成 24 年においても、暴力団排除、反社会的勢力排除の取組みが本格化した 1 年であったように思います。しかしながら、一方で、その裏返しとでも言うべき暴力団の企業や市民への威嚇が続き、不安や動揺が広がる状況を作り出しています。また、犯罪収益獲得活動における手口の巧妙化や潜在化・不透明化の傾向はさらに強まり、一部の反社会的勢力の活動の先鋭化が顕著となっています。さらには、いわゆる「半グレ集団」と呼ばれる、暴力団対策法の規制外にあって非合法ビジネス等を展開する勢力も（暴力団の潜在化と入れ替わるように）台頭してきています。そして、危険水域に達したこれらの状況への対抗策として、異例のスピードで暴力団対策法が改定され、暴力団の活動に対する規制がさらに強化されています。

ただ、これらの一連の動きは、『暴力団』という組織を枠に嵌めて規制することの限界」という視点で説明できるように思われます。したがって、企業実務においても、実効性のある取組みを行うにあたっては、排除すべき対象を、「データベースに登録のある暴力団員等」だけではなく、「関係をもつべきでない相手」と自ら自立的・自律的に認める「反社会的勢力」（当然ながら「半グレ集団」も反社会的勢力に含めるべきであり）と捉え、自らの責任において、より総合的な視点からの判断を行っていく必要があるということでもあります。そもそも、「反社会的勢力」とは、本質的に不透明な存在であり、その意味は時代とともに変質していくものでもあり、「暴力団」という枠に囚われ過ぎることなく、関係を持つべきでない「反社会的勢力」をいかに排除していくかという普遍的な課題として取り組んでいくという質的な変化が生じていることに注意していく必要があるのではないのでしょうか。

【SPN 注】

なお、本稿では、「暴力団排除」が想定している排除対象に「共生者」の概念を含める考えが一般的であるとして、「反社会的勢力排除」とほぼ同一の意味合いとして扱っています。ただし、暴力団対策法や暴力団排除条例の規制対象としては「暴力団排除」を、排除すべき対象を広く捉える必要があるとの主旨の場合は「反社会的勢力排除」を、それぞれ使用しています

が、現時点においては本質的には相違がないものと考えている点をあわせてご理解を頂きたいと思います。

言うまでもなく、企業が反社会的勢力を排除するために必要なことは、正に「組織的対応」であって、内部統制システムの構築と継続的な運用により、組織の仕組みやルールを社会の要請に適応した強固なものとし、その構成員たる役職員の意識を極限まで高めていくことに尽きます。この質的な分岐点を迎えた暴力団排除（反社会的勢力排除）の取組みにおいては、「暴力団」という枠（フィルター）に固執し過ぎることなく、市民として、企業人として、人として、グレーな者やそのアプローチに対しては「非合法的なもの」に頼ることなく、「真っ正直に」「真っ当なやり方で」対応していくことこそ重要なのです。さらには、「暴力団的なもの」を排除する取り組みを支えるものは、私たちが社会的に存在する共通基盤である「常識・良識・見識」「社会的規範やルール」であり、結局、「暴力団排除の本質」とは、自らの良心に恥じるところのない生き方（企業にとってはコンプライアンス経営）の実践そのものだと言うことも忘れてはならないでしょう。

さて、この「SPN レポート 2012～企業における反社会的勢力排除への取組み編 vol.2」は、株式会社エス・ピー・ネットワーク総合研究室が、およそ過去1年にわたって毎月メルマガ等を通じて提供してきた「暴排トピックス」（旧「反社レファレンス トピックス編」）の内容をテーマ別に再編集したものです。本レポートは、現時点における最新の情報と最新のテーマ・イシューについての論考、最先端のサンプル類を盛り込んだ実務的な内容であり、企業の社内研修等においても是非ご活用頂きたいと思います。また、あわせまして、当社が平成24年1月に出版した書籍「ミドルクライシスマネジメント～内部統制を活用した企業危機管理 vol.1 反社会的勢力からの隔絶」には、反社会的勢力排除の内部統制システム構築の要諦が具体的に盛り込まれておりますので、是非ご参照頂きたいと思います。

来る2013年は、企業実務にとっても、見極めのための「目利き」のさらなる深化が求められるとともに、実際の関係解消が現実になりうる「排除実務」に直面する年になると思われます。株式会社エス・ピー・ネットワークでは、これからも実践的危機管理に必要かつ実務に有益な情報やサービスを提供していきたいと考えます。

平成24年12月
株式会社エス・ピー・ネットワーク
総合研究室

Ⅱ．暴力団／反社会的勢力の動向

1. 暴力団／反社会的勢力の実態に関する動向

1) 平成 23 年の暴力団情勢（警察庁）

▼ 平成 23 年の暴力団情勢（警察庁）

http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/bouryokudan/boutail8/h23_jousei_zantei.pdf

暴力団構成員・準構成員は昨年（平成 23 年）末現在、約 7 万 300 人（平成 22 年比約 8,300 人減）で、暴力団対策法が施行された 1992 年以降最少となり、同法施行当時に比べ約 2 万人減少しています（ちなみに、構成員は 32,700 人、準構成員は 37,600 人）。

平成 22 年から平成 23 年にかけての暴力団排除条例の施行の影響もあるとは思いますが、むしろ、一般的な認識となりつつある 5 年卒業基準を見越した、あるいは規制を逃れて活動しやすくなるための「偽装離脱」により、一層マフィア化（潜在化）が進んでいることの証左であると思われます。

また、平成 23 年の 1 年間で警察に摘発されたのは、構成員・準構成員合わせて 2 万 6,272 人（前年比 586 人増）で、事件別では、恐喝、賭博が減り、詐欺や窃盗が増加したことも報告されています。

そこからは、手口の巧妙化とともに明らかな「気質の変化」「暴力団の質の変化」がみてとれ（そもそも暴力団組織においては、詐欺や窃盗などはご法度とされています）、「堅気迷惑をかける」という認識は過去のものとなり、正に一般人や企業こそが資金獲得活動のターゲットとなっていることの表れだと言えると思います。

その他、暴力団の関与する以下のような事例もいくつか紹介されています。

組幹部が実質経営する建設会社について、妻を経営者とする旨の虚偽の申請を行って建設業許可の更新を受けていた

組長の妻が役員を勤める建設会社が、雇用する従業員を原子力発電所の維持改修の工事に従事する労働者として供給した

組幹部が所有するマンションの競売開始決定がなされたため、裁判所執行官に対し、虚偽の賃貸借契約締結を申し出て、構成な競売を妨害した

組長が会社役員と共謀の上、住宅ローン融資名下に現金を得ようとして、同会社に稼働事実があるかのように装うなどして融資を申込み、融資金を詐取した

2) 山口組の状況（日参の廃止）

山口組の傘下の直系組織（二次団体）の組長に神戸市灘区の総本部へ出向させる「日参」と呼ばれる制度を廃止していたことが、警察当局への取材で分かったということです。

六代目山口組組長の収監の間、組織固めのため導入されていた日参については、当初は総本部近くに構えた滞在拠点からほぼ毎日足を運んでいたものの、数年前から週2、3回になっており、日参が廃止されたのは今年に入ってからとのことです。

全国での暴力団排除条例の施行や、企業等による暴力団排除・反社会的勢力排除の取組みの浸透で資金の流れが断たれてきている表れと評価もできますが、単に「経費削減」に終わらせるのではなく、より根本的な資金源の枯渇に向けて、企業等には継続的な取組みが求められていると言えます。

3) 暴力団活動の弱体化？

報道によれば、和歌山県内の暴力団員と準構成員の合計が約370人となり、平成19年以降の5年間でほぼ半減、全国の同時期の減少幅（約2割）を大幅に上回っており、警察では「地方の深刻な不況に加え、取り締まり強化や暴排意識の高まりで暴力団としての活動が困難になっている」と分析しているとのことです。

ただし、和歌山県内の暴力団15団体はすべて山口組系とのことであり、当局の監視を逃れるための「偽装離脱」を組織的・計画的に行っている可能性も否定できないと思われます。

とはいえ、全国的に見ても、暴力団を利用する企業が確実に減っている上、みかじめ料などの伝統的な収入源も絶たれ、「末端の組員が食べていけない」「暴力団が魅力的な存在でなくなり若い人材を確保するのが困難」といった状況も見られるのは事実です。

そのような流れもあり、暴力団から離脱した者や暴力団ではないが暴力団的な活動をする者（例えば、「半グレ集団」と呼ばれる者など）が、暴力団という組織の外、暴力団対策法の枠の外で暴力団的な活動を行う事例が今後は増えていくものと予想されます。

表向き暴力団構成員は減っても、企業が関係をもつべきでない「反社会的勢力」の排除の難易度は日増しに高まっていると考える方がリスク管理上望ましいと言えるでしょう。

4) 「半グレ集団」の台頭

平成23年12月、東京都港区六本木の飲食店で客の指定暴力団山口組系組幹部ら4人が約20人の男らに暴行され重軽傷を負った事件で、警視庁が、傷害容疑で、実行犯の1人とみられる指定暴力団住吉会系組員を逮捕しています。この組員は東京都三鷹市を拠点とする暴走族の元総長で住吉会の三次団体に所属、暴走族グループ「関東連合」（解散）のOBが幹部を務めており、ほかにも複数のOBが在籍するなど、関東連合の事実上の“受け皿”になっている

暴力団組織とみられ、犯行にはこの団体の現役組員のほか、暴力団員ではない関東連合の関係者らも加わっていたとみて、警視庁では実体解明を進めるということです。

このようなヤクザと堅気のグレーゾーンに身を置いて、暴力団顔負けの傷害事件や非合法ビジネスを繰り返す「半グレ」集団といわれる勢力が最近にわかに台頭しています。あたかも、暴力団対策法上明確に定義されている「暴力団」が潜在化の傾向を強めていることに呼応した動きのようにも見えますし、実際にはその背後に暴力団がいるということも明らかになってきています。

5) 大阪にも「半グレ」集団か？

「半グレ」集団は、前述の東京・六本木を拠点にする「関東連合」だけでなく、関西方面でも近年、地域の半グレ集団（格闘技集団「強者（つわもの）」から派生したものと言われているようです）が関与した暴力事件が相次いでいるようです。

半グレ集団は、暴走族 OB らで構成され、暴力事件のほか、ヤミ金や振り込め詐欺、貧困ビジネスにも手を染めるとされており、暴力団に所属した過去を持たないため、警察に構成メンバーらの蓄積データはほとんど存在せず、暴力団対策法や暴力団排除条例の対象外であることから、暴力団を尻目に勢力を拡大しているのが現実です。

とはいえ、企業実務の面から見れば、半グレ集団は明らかに「反社会的勢力」であり、企業に関係を持つべき相手ではないことも疑いようがなく、当然ながら、その行為要件をはじめ、各社の反社会的勢力の定義に基づいて、粛々とその排除に取り組んで頂ければよいと言えます。

6) 暴力団員の実態（「暴力団受刑者に関する調査報告書」より）

財団法人社会安全研究財団が実施した「暴力団受刑者に関する調査報告書」は、服役している暴力団員等を対象に行ったアンケートを分析したものであり、その属性等の特徴を把握できる極めて興味深い内容となっています。

- ▼ 財団法人社会安全研究財団「暴力団受刑者に関する調査報告書（日中組織犯罪共同研究日本側報告書Ⅰ）」（平成 23 年 6 月）

<http://www.syaanken.or.jp/?p=909>

本報告書から、暴力団員の実態に関わる部分については以下のような傾向があるとされています。

① 属性に関するもの

- 暴力団関係者が高齢化している
- 高い地位にある者は年長者かつ加入期間が長い者となっている
過去の調査と比較して、高校進学者が増加している一方で、中退者や義務教育のみの者も相当数いる
- 生計の維持は非合法活動によるものが多い
- 利益が100万円以上あった罪種の構成比は、知能犯が最も高く（37.5%）、より知能的で巧妙な犯罪へと変化している
- 薬物違反に利益なしの比率が高い（70.7%）が、暴力団が業として行う密輸・密売等よりも自己使用事犯の比率が高いことによると思われる
- 有職者 35.0%、無職者 65.0% となっているが、有職者の大部分は工員・職人・単純労働者であり、サービス業・販売業従業員がこれに次いでいる

② 離脱に関するもの

- 半数以上（57.7%）の者が離脱意思を示す
- 三大指定暴力団に所属している者の方が離脱意思をより強く表明する傾向にある
- 長く組織に関わっている者ほどに組織に依存するという生活様式を維持する傾向にある
- 若年世代では加齢とともに離脱意思が弱まる傾向の一方、中高年世代は強まる

③ 犯罪の傾向

- 中国人犯罪組織とは、日本が主導権をもった連携の仕組みとなっており、日本側が情報提供や計画を行い、中国側が犯罪を実行するという構図である
- 恐喝、賭博および公営競技関係4法（競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法およびモーターボート競走法）違反（ノミ行為等）の検挙人員が大きく減少している一方、詐欺および窃盗の検挙人員が増加している
- 暴力団構成員等の資金獲得犯罪の検挙状況は、詐欺罪の検挙人員、検挙件数がともに大幅に増加しており、暴力団が融資詐欺、振り込め詐欺、保険金詐欺等の各種詐欺事犯を遂行して資金源としている状況がうかがわれる

④ 生活に関するもの

- 無職者が多いが、30万円以上の月収を得ていた者が60%以上あり、地位が上位であるほどその収入が増加する
- 多くの構成員は非合法活動によって生計を維持している

- 指定暴力団以外の団体の構成員には有職者が多く、これらの団体の構成員では、非合法活動のみによる生計の維持は困難になっている
- 30代、40代、50代以上の成員でも、持家があったり、配偶者をもったりする者は比較的少ない
- 首領・上級幹部以外では、暴力団活動自体が日常生活を不安定なものにしており、配偶者をもたない者、持家のない者が極めて多いなど、逸脱した生活様式をもたらしている

⑤ 制裁に関するもの

- 三大指定暴力団（山口組・住吉会・稲川会）においては、命令を断った場合に暴力的な制裁が加えられると答えた者が、その他の指定暴力団や非指定暴力団と比較して（統計上）有意に多い
- 暴力的な制裁は、特に準構成員や周辺者など非組員に対してより多く科せられる
- 地位別に見た場合には、暴力的な制裁同様に、準構成員や周辺者など非組員に対して金銭的な制裁が科せられる
- 加入動機・所属理由ともに、経済的な理由を挙げた者は少なく、人間関係による場合が多数を占めている

⑥ 犯罪をおこした理由

- 犯罪に何らかの経済的要因（生活苦、利欲）のからむ犯行が80.5%と大半を占め、「人に誘われて」「激情・報復」「命令された」を動機とする犯行は45.7%
- 「かっとなって」「人に誘われた」は、「準構成員・周辺者・その他」に多い
- 今回（調査時点）の入所が初回の者が30.0%、以下、2回（22.5%）、3回（13.4%）、4回（9.3%）、5回（7.4%）の順であり、6～10回は15.0%、11回以上は2.6%で、入所度数が2回以上の者の構成比は70.0%となっている
- 被害者を選んだ理由で最も多いのは、「馬鹿にされたから」（16.1%）で、次いで「警察に届けなと思ったから」（15.6%）、「お金をもっている情報があったから」（13.8%）、「仲間・組織から指示されたから」（13.8%）、「抵抗しなと思ったから」（13.4%）、「うらみから」（11.2%）などの理由が多い

これらの調査結果からうかがえる属性上の特徴としてまとめると、①20代の暴力団員が少なく高齢化が進んでいる、②高校進学者の割合が増加しているが、中退者や義務教育のみの教育歴をもつ者が多く、教育的不適応がみられる、③暴力団内の昇進システムに年功序列制度がなお維持されており、上位の地位にある者の多くは年長者であり、暴力団加入期間の長い者で

あるといった点があげられます。

また、その生活については、配偶者をもたない者、持家のない者が極めて多いなどの「逸脱した生活様式」に特徴があり、組織への加入動機・所属理由に経済的な理由を挙げた者は少なく、人間関係による場合が多数を占めています。さらに、半数以上の者が離脱意思を示しており、暴力団に依存した生活様式の経済的基盤の弱さや不安定さがうかがえます。

一方、調査時点の入所が初回の者が30.0%、2回～5回の者が52.6%、6回以上が17.6%と、入所回数が2回以上の者の構成比は70.0%に達しており、原因となった犯罪の被害者を選んだ理由としても、「馬鹿にされたから」「警察に届けないと思ったから」など、概して、短絡的、無計画な犯行が多く組織犯罪というよりは個人的理由による犯行が多い結果となっています。

さらに、犯罪に何らかの経済的要因（生活苦、利欲）のからむ犯行が80.5%と大半を占め、「人に誘われて」「激情・報復」「命令された」という組織的な背景をうかがわせる犯行動機については45.7%となっていることから、入所回数の状況とあわせて考えれば、その背後に組織性を感じさせるというより、個人の資質による部分が意外に大きいことが分かります（薬物違反の自己使用事犯が多いというのもこれを裏づけています）。

全体的に見れば、末端の暴力団員の生活基盤が弱く、顕在化している犯罪には組織性というよりは個人の資質が大きく関与している状況であり、組織との関わりで言えば、経済的なつながりよりは人間関係が大きく関与している状況がうかがえ、いかにして最初の接点を断つかという若年層対策や社会全般に対する（暴力団等の害悪、社会復帰の困難さなどの）教育・宣伝活動の強化、個人の行為に対する組織の責任（使用者責任）追求の強化、組織が安易に維持できないように犯罪収益の没収を強化するといった「人的基盤・経済的基盤の弱体化」に資する対策を講じることが今後の暴力団対策にとっては重要なこととなると考えられます。

2. 暴力団対策法の改正に関する動向

1) 暴力団対策法の改正

暴力団対策法の改正は、暴力団排除条例の全国での施行と組み合わせることによって、より強固な暴力団排除対策が可能となるという点で大変有益であると評価できます。ただし、企業として押さえておくべきは、警察の支援においては、「暴力団等の排除に向けて企業が自ら努力している」「緊急性が極めて高い」「公益性が高い」ことが前提にあるということであり、（警察に全て任せるといった）他力本願的な取り組みではなく、自立的・自律的な取り組みを行っていることが万一の場面に万全の対策を実現するという考え方に立つということだと思います。

▼ 警察庁： 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案の概要

<http://www.npa.go.jp/syokanhourei/kokkai/240228/gaiyou.pdf>

そもそも暴力団対策法は、暴力団等の行為を規制するための法律であり、今般の改正でその規制がさらに強化されていますが、新たに「都道府県暴力追放運動推進センター（暴追センター）による事務所使用差止請求制度の導入」「国及び地方公共団体並びに事業者の責務に関する規定の整備」といった形で暴力団対策の手法に広がりを見せている点が評価できると思います。

なお、具体的には、以下のような内容が挙げられています。

- 対立抗争を行っている組織を、新たに「特定抗争指定暴力団」と指定して罰則を強化する（違反すれば中止命令を出すことなく摘発できる）
- 危険な手段で市民に危害を加える組織を「特定危険指定暴力団」と指定して罰則を強化する
- 「暴力的要求行為」への金融・不動産などの事業者への不当な要求の追加
- 事業者側にも暴力団に利益を与えることのないよう「努力義務」を明記する
- 組事務所使用差し止め請求の暴追センターの代行を認める

今回の改定においては、事業者との関係で言えば、禁止行為である「暴力的要求行為」に新たに「金融・不動産などの事業者への不当な要求」が追加される、地域住民等の代わりに都道府県暴力追放運動推進センターによる事務所使用差止請求が新たに認められる、といった点が特筆されます。また、事業者に「暴力団に利益を与えることのないよう努める」として、暴力団排除を事業者の（努力）義務と明確化した点は、暴力団排除条例の主旨を法令化したという意味でも注意が必要となります。

2) 暴力団対策法改正の事業者への影響

以下をご覧くださいとお分かりの通り、事業者に対する規制としては「暴力団排除条例」があるものの、この（本来は暴力団員を規制する法律である）暴力団対策法においても、事業者における規制の対象となる行為が新たに規定されている点に注意が必要です。

① 第9条（暴力的要求行為の禁止）における一部文言修正

例えば、「用心棒の役務（営業を営む者の営業に係る業務を円滑に行うことができるようにするため顧客との紛争の解決又は鎮圧を行う役務をいう。）」における「顧客」を「顧客、

従業者その他の関係者」に、あるいは、別の箇所では「公共工事」を「売買、賃借、請負その他の契約」「売買等」に変更するなど、規制の対象となる範囲が拡大されています。

② 第9条（暴力的要求行為の禁止）における暴力的要求行為の追加

1. 相手方が拒絶しているにもかかわらず指定暴力団等の威力を示して次の行為をすることを暴力的要求行為として規制する行為に追加されています。
 - ア 金融商品取引業者等に対し、金融商品取引行為を行うことを要求すること。
 - イ 銀行等に対し、預金等の受入れをすることを要求すること。
 - ウ 宅地建物取引業者に対し、宅地等の売買等を行うことを要求すること。
 - エ 建設業者に対し、建設工事を行うことを要求すること。
 - オ 暴力団の示威行事の用に供されるおそれが大きい施設の管理者に対し、当該施設を利用させることを要求すること。
2. 国等が行う公共工事の契約又は入札に関する暴力的要求行為の規制について、国等の契約又は入札全般をその対象とするとともに、「人に対して入札に参加しないこと等をみだりに要求する行為」が規制の対象に追加されています。

【SPN 注】 巻末の「参考資料」に「暴力団対策法に定める暴力的要求行為」の27類型を収録しておりますので、あわせてご確認ください。

③ 第30条の6（縄張に係る禁止行為）

「営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者」が、用心棒を依頼する、商品の販売等、債権の取立て等を指定暴力団員に要求、依頼等してはならないことが追加されています。

④ 第32条（国及び地方公共団体の責務）

売買等の契約に係る入札に参加させないようにすべき「対象」として、以下が明記されています。

1. 指定暴力団員
2. 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
3. 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの
4. 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）」

⑤ 第 32 条の 2（事業者の責務）

「事業者は、不当要求による被害を防止するために必要な第 14 条第 1 項に規定する措置＊を講ずるよう努めるほか、その事業活動を通じて暴力団員に不当な利益を得させることがないよう努めなければならない。」と明記されています。

【SPN 注】 不当要求防止のための責任者の選任や対応方法に関する指導等

⑥ 第 46 条（罰則）

新たに規定された「特定危険指定暴力団等」の指定暴力団員で、警戒区域において又は警戒区域における人の生活等に関して暴力的要求行為等をした場合に、これまで「中止命令」に違反した場合に罰則が与えられるものが、直接罰則を与えられるように変更されています。

3) 改正暴力団対策法の適用

改正暴力団対策法では、対立抗争が収束せずに住民に危害を及ぼす恐れがある組織を「特定抗争指定暴力団」に指定し、縄張りに沿って「警戒区域」を設定し、区域内で事務所を新設したり、対立組織の組員に付きまとったりすることなどを禁じる規定が盛り込まれており、違反した場合は 3 年以下の懲役または 500 万円以下の罰金刑などが科される内容になっています。

一方、暴力団との関係遮断を図った企業や個人に拳銃などで報復した暴力団を対象として、警戒区域内で市民らに不当要求をした組員を中止命令なしに逮捕することが可能になる「特定危険指定暴力団」に関する規定も盛り込まれています。

福岡県警は、これら改正暴力団対策法に基づき、暴力団工藤会（北九州市）を「特定危険指定暴力団」に、道仁会（福岡県久留米市）と九州誠道会（同県大牟田市）を「特定抗争指定暴力団」にそれぞれ指定するため、県公安委員会が各団体から意見聴取し、その後、年内にも 3 団体を指定するとのことです。また、特定指定の効力は福岡県内にとどまるため、佐賀、長崎、熊本各県の公安委員会も、道仁会と九州誠道会から意見聴取すると発表しています。

3. 巧妙化する手口

1) ネーム・ローンダリング

以前から散見されていましたが、暴力団関係者の間で、改姓改名が増えているようです。

養子縁組や偽装結婚、通称（通名）の変更といった形で改名、改姓を行うことにより、警察

など捜査当局、国税・証券取引等監視委員会など調査当局の捕捉、あるいは、企業の反社チェックから逃れるためだとも言われており、それも、姓は「鈴木」「田中」、名は「一郎」「正」のような数の多い平凡なものを選ぶ傾向にあるようです。

実際に、商業登記情報で代表者の改名が登記されていた事例に遭遇することがありますが、反社チェックの強化策の一環として、マネー・ローンダリング対策では当たり前となっている「本人確認」を強化し、借名や偽名取引の排除とあわせ、複数の本人確認資料の徴求など出来る限り履歴を捕捉することが今後重要となってくるものと思われます。

▼ 金融庁 「金融機関における本人確認について」

<http://www.fsa.go.jp/policy/honninkakunin/>

2) 休眠法人のネット売買

当社では以前から指摘しておりますが、休眠状態の会社などの法人がネット上で転売され、違法行為に悪用されるケースが相次いでいるようです。言うまでもなく、これらの法人をフロント企業に仮装する、犯罪収益獲得活動の受け皿やマネー・ローンダリングのスキームに組み込むといった形で反社会的勢力に利用されているのが実態であり、企業の履歴（来歴）をきちんと調査する必要性が高まっていると言えます。例えば、上場企業というだけで反社チェックの対象から除外するといった対応は、大きなリスクとなりかねないことをあらためて認識する必要があります。

なお、商業登記情報については、出来る限り過去に遡り、企業の来歴に不審な点はないか、度重なる商号変更や役員の交替などの特異な状況はないかについて精査することも、反社チェックにおいては極めて重要となります。具体的には、以下のような点に注意することが必要となります。

- ① 主要事業の変更（業態転換）
- ② 事業目的間の関連性が低い、事業目的が多岐に渡りすぎている、大幅に変更されている
- ③ 短期間での大規模な増資や小口の増資、減資などが続く
- ④ 商号、本店所在地、役員が頻繁に変わっている
- ⑤ 複数役員が一斉に退任している
- ⑥ 会社の合併、分割がある
- ⑦ 商業登記簿謄本が存在しない
- ⑧ 登記内容の変更手続きが常態的に法定期間を超えている
- ⑨ その他、上場予定企業における着目点

●上まる場準備中の企業でありながらも、株式譲渡制限の登記がされている

- 信託銀行の登記等がない
- 不必要に株式分割が多い
- 取締役会・監査役会設置会社に関する事項欄について、「未設置」又は「廃止」となっている

3) NPO 法人を活用した活動

① NPO 法人役員への暴力団員の登用

群馬県は、暴力団員が役員を務めていたとして、前橋市内のNPO法人「上州御輿(みこし)保存会」の認証を取り消したと発表しています。特定非営利活動促進法では、NPO 法人の役員に暴力団員が就くことを禁じていますが、同県が同法人に改善命令を出したものの返答がなかったということであり、毎年県への提出が義務づけられている事業報告書を一度も提出していなかったということです。

暴力団等の活動の隠れ蓑として、こうしたNPO 法人やNGO 団体（非政府組織）、宗教法人等が利用されている実態は以前からあり、役員構成や活動実態を含め十分に確認する必要があります。

② NPO 法人名義の携帯電話の悪用

報道によれば、横浜市を拠点に全国で慈善事業を手掛けていた2つのNPO 法人が法人名義で契約していた携帯電話約2,000 台が、不特定多数の手に渡り、少なくとも100 台が振り込め詐欺や薬物密売、強盗、暴力団の対立抗争などに使用されていたとのことです。携帯電話の不正販売は、販売会社社員等の関与により、これまでも犯罪組織に大量に渡ってしまった事例がありますが、今回はNPO 法人を使った手法として注目されます。

携帯電話会社側はNPO 法人を事前にチェックして「問題ない」と判断したようですが、携帯電話は振り込め詐欺やヤミ金などの犯罪の「3 種の神器」とも言われ(残りは個人情報、第三者名義の通帳)、携帯電話各社および販売会社には、携帯電話自体が直接的に暴力団の活動を助長する可能性があるとの強い危機感と社会的責任を持って、(電気通信事業法に関わらず)暴力団排除の観点からの努力が求められていると言えます。

4) 暴力団の関与した詐欺事案

警察が暴力団の関与する詐欺事案を積極的に立件しようとする動きが従来に比べて顕著となっておりますので、最近の記事からいくつか紹介したいと思います。

① 銀行口座の開設

暴力団員でないと偽って自分名義の銀行口座を開設したとして、千葉県警は、山口組系組員を詐欺容疑で逮捕しています。自分名義の預金口座の開設を申し込んだ際、女性店員から反社会的勢力でないことの確認を求められ、「暴力団員でない」と告げて、通帳とキャッシュカードを作ったとのことでした。

銀行の新規口座開設の申込書には、反社会的勢力による口座開設を拒否するただし書きがあり、それを偽ったことが詐欺に当たるとされましたが、一般の事業会社においても、このような表明・確約書や誓約書、暴排条項の取組みが最終的には自分を守ることにつながるとして厳格に取り組むことが求められます。

【SPN 注】 表明・確約書のサンプルについては、「Ⅶ. 最新版サンプル資料」に収録

② クレジットカード使用目的の虚偽申請

ソーブランドの利用料金を飲食店の料金と偽ってクレジットカード会社に売上票を送り、売上金を支払わせたなどとして、警視庁は、電子計算機使用詐欺などの疑いで、稲川会系組長と会社役員等を逮捕しています。

カード会社はソーブランドとの契約を避ける傾向があるため、虚偽の伝票を使ってカード会社に入金させていたとのことであり、このような抜け道がある以上、カード会社はより一層加盟店のチェックを厳格にすることが求められるでしょうし、他の業界においても、自社の業務のどこに脆弱性（抜け道）があるか、常に注意を払っていく必要があるという「他山の石」として捉えていただきたいと思います。

③ 交通事故を偽装

福岡県警は、山口組弘道会関係者による交通事故を装った連続交通保険金詐欺事件で、愛知県内の薬品販売業の男ら 5 人を逮捕しています。博多区中洲の交差点で、歩行者が軽乗用車にはねられた交通事故を偽装し、休業損害補償費などとして保険会社から約 500 万円をだまし取ったということです。

④ 実体のない会社を利用

架空の社債購入話を持ちかけ、30 億円以上をだまし取ったとみられる振り込み詐欺事件で、詐欺グループは、実体のない会社を 10 万円で購入し、金をだまし取る際に会社名を利用していったということです。前述の通り、休眠会社はインターネット上で簡単に売買されており、その中には、未公開株詐欺や今回の振り込み詐欺のように実態があるかのように仮装するなどして「ツール」として使われたりしています。

反社チェックにおいては、インターネットで検索するだけでなく、企業の「実体」と「実

態」をそれぞれ確認することも重要であり、可能な限り現地に赴き、稼働状況や郵便受けや看板等の状況を現認することをおすすめいたします。

5) 名義貸し行為

北海道警は、建設現場に労働者を派遣したとして、札幌市の建設会社社長で元函館市議会議員および実質的経営者の指定暴力団山口組系幹部ら計3人を労働者派遣法違反容疑で逮捕、収益が暴力団の資金になった可能性があるとのこと。報道によれば、元議長は、山口組系幹部に社長として名義を貸すよう求められ応じたといい、調べに「借金があった」と供述しているようです。

名義貸し行為については、東京都の暴力団排除条例では禁止行為として明記されています(第25条)が、北海道の暴力団排除条例に当該規定はありません。なお、東京都の当該規定自体は、個人・企業を問わず、暴力団員のなりすまし等に加担する行為が禁止されている点に注意が必要です。また、当該規定がないとしても、結局は、相手が暴力団員であることを「知って」、名義貸しをすることが「その活動を助長すると知って」行う行為であり、利益供与の禁止や暴力団排除条例の主旨に反するものであるとも言えます。

今回は、そもそも熟知しているはずの派遣業法違反容疑での逮捕ですから、正に意図的な行為だと思われますが、国会議員や知事であっても脇の甘い事例もあるように、社会的地位の高い方であれば、相応のリスク管理や規範的な行動が求められて当然との認識を持って欲しいものです。

6) 東日本大震災の各種支援制度の悪用

① 「空き店舗出店奨励金制度」の悪用

神奈川県警は、横須賀市内の雑居ビルの1室にネイルサロンを開いたと横須賀市に虚偽の申請をし、「空き店舗出店奨励金制度」に基づき現金30万円を銀行口座に振り込ませ、市からだまし取った疑いで容疑者を逮捕しています。本件容疑者は、最近も、暴力団員であることを隠して銀行口座を開設し預金通帳をだまし取ったとして詐欺容疑で逮捕されており、実際、部屋は組事務所として使っていたとみられているとのこと。なお、市側は、2回ほど実地調査をした結果、問題ないと判断しているようですが、2回目の調査時点で既に組事務所として使用されていたとみられ、調査の実効性が疑われます。

生活保護をはじめ各種の公的な助成制度がこれだけ暴力団等に悪用されている背景には、自治体などの「審査チェック体制の甘さ」が突かれている現実があるものと思われます(例えば、生活保護の制度運用が「性善説に立つ」しかなく、今の制度では不正受給の摘発は絶望的とも言われているのが現実です)。

企業の反社チェックにおいても、表面的なチェックでは見抜けないほど彼らの実態や活動の不透明化がすすんでいる現実をふまえ、チェックの範囲や手法も含め一層厳格化していく必要があると言えます。

② 震災融資制度の悪用

福島第一原発事故に伴う『特定地域中小企業特別資金』制度（原発事故で移転を余儀なくされ、県内移転先で事業を再開する企業向けに3,000万円を限度に無利子無担保で貸し付ける制度）について、暴力団関係企業からの融資申請がこれまで6件あり、総額約1億2,000万円にのぼったものの、いずれも公益財団法人福島県産業振興センターと福島県警が情報共有などで連携し、審査段階で暴力団関係企業と見分けることができたため、融資は実行されなかったことが報道されています。

公的な融資制度を悪用している例はこれまでも数多く報告されていますが、多くは審査基準の緩さや審査のずさんさを突かれて詐欺にあってしまったものですが、この事例では、未然に防止できた成功例であり、事前審査の重要性がよく理解できるものと思います。

7) 定期券の不正換金

JR西日本の元駅員が定期券を不正に換金した事件に関連して、兵庫県警暴力団対策課などは指定暴力団山口組系暴力団組長らを有価証券虚偽記入容疑で逮捕しています。JR西日本の調査では、元駅員らによる定期券の不正被害は計659件、約8,600万円に上り、「金の一部は知人の暴力団組員に渡した」などと供述しているとのこと。

そもそも定期券の不正発券は他にも起こりうるはずですから、組織として、不正の端緒情報をもっと早く掴めなかったのか原因を十分に分析する必要がありますが、不正けん制の仕組みの不備だけでなく、同社内における暴力団排除にかかる意識の醸成が不十分であったことがうかがえます。

社内不正の背後に暴力団等が潜んでいる事例でもあり、自社で発生が予見される社内不正の手口をきちんと分析し対応策を講じることはもちろんのこと、社員の意識をはじめ、社内不正への企業姿勢（規則・ルールの厳格化と厳格な処罰）の明確化により、不正を働かせにくい社風を醸成することも極めて重要なことと言えます。

8) 国民健康保険の悪用

海外の病院で支払った医療費の一部が支給される国民健康保険の海外療養費制度を悪用し、自治体から約200万円をだまし取ったとして、警視庁は指定暴力団住吉会副会長ら4人を詐欺

容疑で逮捕しています。また、損害保険会社から海外旅行保険金をだまし取ろうとしたとして詐欺未遂容疑で同組幹部ら5人も逮捕されており、組織的に「旅行中に食中毒になった」などとうそを言い、自治体や損害保険会社から保険金などを不正に受け取り、資金源としていた可能性があるとみられています。

このような事案では、(海外で発生した事案ということで) 実務的にはどうしても書面上のチェックに依存せざるを得ず、書面の偽造等による詐欺の実態を解明するのは容易ではないと思われます。通常のチェック以外にどのような端緒の把握によって保険金の支払を未然に防ぐことが出来たのか興味があるところです。

4. 暴力団排除を巡る動向

1) 暴力団排除条例の限界

稲川会系暴力団が、不動産競売で静岡県・熱川温泉のホテルを3億円で落札し、10カ月後に栃木県の旅館チェーン大手に6億2,000万円で転売していたことが判明し、わずかな期間で組幹部に3億円余りの利益がもたらされています。

暴力団排除条例では、民事執行法で定められた不動産競売は規制できず、暴力団への利益供与を規制する動きが広まる中、不動産競売が暴力団の資金源になっている一端が明らかになったと言えます。

報道によれば、旅館チェーンは、栃木県内の不動産業者からホテルの売却情報を得て、不動産業者の仲介で組幹部とは知らずに(「妥当な購入金額」で)売買契約を結んだ際、契約の場に本人は現れないまま代理人と手続きしたということであり、一方の仲介した不動産業者も、所有者側の代理人と話を進め、真の所有者が暴力団とは分からなかったし、確認もしていないとのことでした。

とはいえ、競売物件に暴力団等が関与する事例はこれまでも数限りなくありますが、そのような物件の売買にあっては、暴力団排除条例遵守レベルを超えたリスク管理が必要であり、しかも、「分かっていたら契約しない」レベルでは不十分であり、「暴力団等が関与していないことを十分に確認したが分からなかった」と説明責任を果たせるレベル感で取組むことが求められています。

2) 被災地における暴力団等の跋扈

宮城県社会福祉協議会が東日本大震災の被災者向けに実施した「緊急小口資金貸付制度」で、宮城県警などは、これまで暴力団組員89人が組員排除の規定に違反し、計1,330万円の融資

を受けていたと明らかにしています。暴力団排除条項があり、組員は借りられないように決められていたものの、被災者対象のため貸し付けの素早さが優先され、厚生労働省の指示にのって、他の融資制度よりも身分照会を簡略化、暴力団関係者でないことの確認忘れ、他の貸付制度で求められる職業確認につながる所得証明や住民票の提出義務もなく、緊急のため慣れない職員が受け付け業務に就くこともあったなどの要因が重なっていたということです。

また、警察庁組織犯罪対策部暴力団排除対策官の松坂氏の論文（金融法務事情 NO.1938）によれば、以下のような復旧・復興事業からの排除事例があるということです。

- 緊急融資制度を悪用した組員の検挙
- 下請契約解除をめぐり現金を脅し取ろうとした暴力団幹部の検挙
- 暴力団と親交のある者の工事参入を排除
- N P O 法人を名乗る暴力団関係者を排除

20 兆円とも言われる巨大な利権に暴力団等が積極的に介入している現実があり、全ての事業者にとっても対岸の火事ではないとご認識頂きたいと思います。

3) 原発と暴力団排除

① 偽装請負

関西電力大飯原子力発電所（福井県）で、実態は派遣労働なのに請負契約を装う「偽装請負」があったとして福岡、福井両県警が3人を職業安定法違反の疑いで逮捕、指定暴力団工藤会が関与した疑いがあるとみられています。原発作業での偽装請負が刑事事件として立件されるのは初めてとのこと。

また、暴力団排除宣言を行っている東京電力福島原子力発電所においても、暴力団が作業員の派遣業務に関与しているとも言われており、とりわけリスクが高いことから単価も高い（儲けの大きい）とされる原発（への派遣業務）からの暴力団排除が喫緊の課題となっている状況がうかがえます。

原発の是非論はともかく、暴力団に頼らざるを得ないあまりに難しい問題（危険を承知で作業する作業員を集めること）への対応が迫られているのが現状であるとしても、それによって暴力団を「必要悪」とすることはあってはならないと言えます。

② 違法派遣

東京電力福島第1原発の復旧工事を巡る労働者派遣法違反事件で、同法違反容疑で逮捕された指定暴力団住吉会系幹部を通じ、派遣された組員らの日当の一部が所属組織の資金

源になっていた疑いが強いことが明らかになっています。

この構図は、東日本大震災より前から続いていたとのことであり、下請先や孫請先といった「関連契約」からの暴力団排除の重要性という点については、「本当に知らないでいたのか」「下請けの重層的な構造に潜むリスクへの対応策を講じてこなかったのか」が問われるのであり、それは何も東京電力に限ったことでもありません。

企業としても、必要に応じて起用業者や作業員の実態を現場で確認する、といった取組みの必要性が提起されていると言えるのではないのでしょうか。

③ がれき処理

東日本大震災の被災県に、県外の廃棄物処理業者の進出が相次いでおり、岩手県の担当部署では、「自治体の紹介状がある」として唐突に入札情報を求められることもあったとのことであり、警察の警戒情報も出されるなど、悪質業者の参入や不正処理を懸念する声も聞かれるようです。

震災復興事業への暴力団等の関与のおそれについては、いよいよそのリスクが顕在化しており、自治体における水際のチェックの重要性が増している状況です。相当数の申込みが殺到し、多くの新規事業者を採用することにもなるであろう被災自治体にとっては、事務上の負担や増大するリスクへの対応など厳しい局面を迎えており、復興支援の本当の意味について、国や民間の知恵を結集した取組みが必要なのではないのでしょうか。

④ 東京電力の被曝隠し

東電の孫請け会社で線量計に鉛カバーをしてごまかしていた事例が発覚しましたが、その他にも線量計について「スイッチを切る」「身につけない」「紛失する」といった実態があったようです。

さらに、原発作業は多重の下請け構造の中で手数料がピンハネされるなど暴力団等の資金源となっている事例も散見されますし、末端で働いているのは多くが立場の弱い日雇いの労働者であって暴力団等を使った強引な（違法な）派遣問題も発覚しています。本事案における担当者には、暴力団の活動を助長するといった認識もなかったと思われるが、結果的には、被曝の危険に曝されたのは弱い立場の人間であり、彼らを搾取し手配したのが暴力団という構図から、原発作業の厳しさ、暴力団排除の取り組みの困難さを認識させられます。

⑤ 原発関連工事会社社長によるアパート提供

中部電力浜岡原発の業務や工事の受注の受け皿として、数十の地元業者でつくる地元協力会社の社長で土木会社の取締役だった男性が、昨年まで、自身が所有するアパートの部

屋を暴力団に無償提供していたとのことです。静岡県警は、男性が暴力団に財産上の利益を不当に与えていたと市と県に通報し、指名業者だった当該会社を2カ月間の入札参加停止とする措置が、また、中部電力も1ヶ月間の発注停止措置を行っています。

当該取締役個人の行為なのか、組織的な行為なのか報道からは十分に判断できませんが、民間レベルにおいても同社との取引を回避する動きが続くであろうことから、同社が自ら健全性を訴えていかない限り、中長期にも経営に大きな影響を与えることが予想されます。

⑥ 原発避難指示区域内の不動産取引の一時停止

福島原発事故に伴う警戒区域などの避難指示区域について、政府が不動産取引の一時停止を自治体を通じ地権者らに要請しているとの報道がありました。現実には、地元の不動産業者には、警戒区域内の土地の売買の問い合わせがあるとのことで、暴力団等に不動産がわたった場合、放射性物質による汚染土を保管する中間貯蔵施設の用地交渉等が難航する可能性が高く、暴力団等の新たな資金源となりかねません。

地権者や不動産取引業者の意識に期待したいところですが、彼らの現状を考慮すれば一概に責めることも難しいという側面もあると思われ、国としても何らかの代替措置等を明示することが求められると言えるでしょう。

⑦ 復興事業における不良建設業者排除へ立ち入り検査

国土交通省は、震災の復旧・復興事業が本格化する中、工事能力がないなどの「不良建設業者」の排除や、請け業者から「元請けから代金が支払われない」などの相談、工事現場の労働災害の増加、暴力団関係者による違法行為の判明といった事態を改善していくため、被災3県（岩手、宮城、福島）に新設された建設業者の営業所を中心に建設業法に基づき立ち入り検査するというものです。

ただし、暴力団が被災地入りしたのは震災発生の翌日だと言われています。救援物資の手配や現金入り茶封筒の配布など早くから復旧・復興事業、現地経済への浸透を図るために活動してきた暴力団については以前から警戒する声が上がっていたにも関わらず、行政の対応は極めてスピード感に欠けるように思われます。

4) 生活保護と暴力団排除

① 宮崎地裁の判決

厚生労働省が暴力団員の申請を却下するよう自治体に求めた2006年以降も、暴力団員の申請が相次いでいるとのことです。警察に照会して却下されるケースも多いようですが、宮崎市で、暴力団を脱退した男性の申請を警察情報に基づき却下したことを違法とする判

決があり、関係者からは「どう確認すればいいのか」といった声も上がっているようです（その後の福岡高裁で逆転判決、②参照）。

この宮崎地裁の判決では、「警察情報に頼ることなく、関係者等への確認調査を行うべき」と指摘しているようですが、現在の暴力団排除の要請を実効性のあるものとするためには、情報の取扱いを慎重に行うことは当然としても、双方が連携しながら対応する必要があると思われます。ただし、このあたりは、警察情報や過去の集積であるデータベースの限界として認識しておくことが重要です。

データベースの限界、反社チェックの限界をふまえて、現在および将来に向かって誓約書（確認書）と排除条項で担保するなどの取組みと組み合わせること、すなわち、反社チェックだけ、排除条項だけといった部分的な取組みではなく、反社会的勢力排除のための全体的な戦略立てが、実務上、不可欠であるといえるのです。

② 元暴力団員の生活保護却下取消を求める控訴審判決

前述の通り、第一審では、宮崎地裁が男性の主張を認め、「組に脱退届を出すなどしており、組員とは認められない。さらに最低限度の生活を維持できない状態だった」として、男性からの生活保護の受給申請を却下した宮崎市の処分を取り消して「警察情報に頼ることなく、関係者等への確認調査を行うべき」と指摘するなど宮崎市には厳しい内容でした。控訴審判決では、組事務所にも男性のネームプレートが保管されていたことや、男性が高利貸しによる返済金を受け取っていたことなどから「暴力団組織や関係者と強く結びついていたと言える」「最低限度の生活は維持できていた」として、宮崎市の対応が適法と認められています。

警察情報やデータベースに正確性が求められ、利用者にとっては、それを信用することで反社チェックの有力な武器となりえるのですが、一方で、それにのみに依存してはならないことは言うまでもありません。本事案の司法判断にかかわらず、警察情報やデータベースの限界もふまえて、自らもできる範囲で端緒情報を収集しながら慎重に判断していく姿勢が重要であると捉えるべきだと思います。

③ 生活保護の不正受給防止の困難さ

芸能人の母親らが生活保護を不正に受給していたのではないかと世間を賑わせましたが、暴力団員が身分を隠して不正に受給していた事例も後を絶ちません。一方の、生活保護の認定制度の運用についても、市の職員が不支給と下した判定が、人権保護団体が同席して再度交渉することで覆った事例や、定期的な状況調査の時に実態（偽装離婚など）をごまかして受給を継続する在日外国人の事例など、様々な実態が明らかになってきています。

地方自治行政の運営や制度自体の甘さ（脆弱性）が暴力団等の侵入を許してしまっている側面だけでなく、入れ墨問題と同じく地方自治行政の奥深くに暴力団等が関与して影響力を行使している（侵入を助長している）側面も浮き彫りになっているといえ、国や民間による地方自治行政の監視体制の強化などの視点も今後重要になってくるのではないのでしょうか。

別の見方をすれば、個人レベルの問題での暴力団の見極めや対応には難しさが存在することの証左でもあり、企業においても、「だから仕方ない」という判断に陥ることなく、絶えず基準や運用の見直しを行っていくことが重要であると言えます。

また、その辺りの実態について、さいたま市が生活保護の支給状況を調べたところ、過去5年間に暴力団員10人が受給しており、うち4人は既に脱退するなどしていることから支給を続けているということが報道されています。

これまでは、福祉事務所のケースワーカーが相手の言動や態度から「疑わしい」と判断したり、県警からの通報があった場合などに限り、暴力団員かどうか確認していたというのですが、厚生労働省の通知で、暴力団員は生活保護費が資金源になる恐れがあることから支給の対象外とされたこともあり、同市では生活保護の申請者全員に暴力団員でないことを確認する方針を明らかにしています。

これまでも暴力団員による生活保護の不正受給の問題は数多く露呈しており、暴力団の資金源となっていた可能性が指摘されていますが、一方で、元暴力団組員の生活保護却下取り消しを求める裁判も続いています。

翻って、企業における反社会的勢力の見極め調査（反社チェック）においても、東京都暴力団排除条例における事業者の努力義務（第18条）を持ち出すまでもなく、

- 「疑わしい」兆候を収集し確認する（疑わしい場合は確認する）こと
- 契約時における暴力団排除条項等を整備し、実際に締結しておくこと

が必須レベルとなっていますが、本事例でも登場する厚生労働省の通達やさいたま市の対応においては、「申請者全員について事前に暴力団員かどうかを確認する」レベルが求められていることをふまえれば、企業においても、単に「疑わしい点がある」からチェックするという受動的な対応ではなく、入口（新規）時点で能動的にチェックする（見つけにくい）体制の強化に取り組む必要があると言えるでしょう。

④ 厚生労働省の通達

最近も、暴力団組長の身分を隠して生活保護費計460万円を不正に受給したとして、詐

欺の容疑で、大阪府警が山口組系暴力団組長夫婦を逮捕した事例がありました。本件に限らず、暴力団員が生活保護の不正受給を働く事例は多く、未就労者を組織化して生活保護を受給させ（面接の対応マニュアルまで作成しているとか）、それをピンハネするような貧困ビジネスすら行っています。

このような生活保護制度の悪用を防ぐ観点から、厚生労働省は、平成 24 年度から「暴力団対策の強化」として保護申請時に暴力団員でないことの申告を求める仕組みを始め、暴力団員であることが判明した場合、暴力団員であることが明らかな時期に遡って費用徴収を行うことの徹底を図るとしています。

また、平成 18 年の通達においても、「暴力団からの脱退届及び離脱を確認できる書類（絶縁状・破門状等）」「誓約書（二度と暴力団活動を行わない、暴力的言動を行わない等）」「自立更正計画書」の提出の要請するなどにより、暴力団から離脱させるなどの対応処置を行うよう求めています。

▼ 厚生労働省「暴力団員に対する生活保護の適用について」（平成 18 年 3 月 30 日）

<http://www.npa.go.jp/pdc/notification/sosikihanzai/boutai/boutai20060330.pdf>

暴力団排除条例が施行され、暴力団排除の機運が上昇しているとはいうものの、水際の対策は各自治体まかせ、窓口まかせであり、自治体側のマンパワーの不足による実態確認の甘さ（認定時やその後の継続的なチェックの甘さ）もあって、暴力団構成員やその関係者の把握もなかなか進まず、このような不正を食い止める有効な手立てがないのが現状です。

5) 入れ墨問題と暴力団排除

① 「入れ墨の禁止」と「暴力団排除」の関係

今年、大阪市内で、子供に入れ墨を見せて脅した公務員の事件を受けて、職員に対する入れ墨の有無に関する調査が行われ、その結果が公表されましたが、ここでは、「入れ墨の禁止」と「暴力団排除」の問題について、整理しておきたいと思います。

▼ 大阪市「職員の入れ墨調査にかかる回答結果を公表します」

<http://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/jinji/0000170788.html>

まず、入れ墨を施す行為については、厚生労働省より、「医師免許を有しない者による脱毛行為等の取扱いについて（平成 13 年 11 月 8 日 医政医発第 105 号 厚生労働省通知）」

が出ており、「針先に色素を付けながら、皮膚の表面に墨等の色素を入れる行為」については、「医師が行うのでなければ保健衛生上危害の生ずるおそれのある行為であり、医師免許を有しない者が業として行えば医師法第 17 条に違反すること」が明記されています。

また、実際に、平成 22 年には、兵庫県警が、元暴力団組員らに入れ墨をしたとして、組員で彫り師の男について医師法違反（無資格医業）容疑を適用して逮捕された事例がありますし、入れ墨を原因とする感染症の問題も提起されています。

一方、神戸市では、平成 23 年に「須磨海岸を守り育てる条例」を施行し、第 7 条（行為の禁止）において、「他の者に不安を覚えさせ、他の者を畏怖させ、他の者を困惑させ、又は他の者に嫌悪を覚えさせることにより、当該他の者の海岸の利用を妨げること」の中に「ア 入れ墨その他これに類する外観を有するものを公然と公衆の目に触れさせること。」として、そのような行為を禁止しています。

▼ 神戸市「須磨海岸を守り育てる条例」

http://www.city.kobe.lg.jp/information/data/regulations/rule/reiki/reiki_honbun/ak30214381.html

このように、入れ墨を入れる行為自体が法令違反を助長する行為ととられかねないこと、感染症の拡大を招きかねないこと、さらには、他人に不安や困惑・嫌悪を起こさせるものとして、とりわけ、公衆浴場（温泉、大浴場、サウナ、銭湯、スーパー銭湯、健康ランドなど）や遊園地、プール、海水浴、ジム、ゴルフ場などへの入場が規制される根拠となっています。

確かに、暴力団員の中で入れ墨をしている者の比率は一般的なそれと比較にならないほど高いと思われますが、この点で注意すべきは、「入れ墨の禁止」と「暴力団排除」はあくまで別次元の話であり、入れ墨をしているから暴力団と関係があるとして禁止するものではないということであり、ファッションであろうと「入れ墨を排除する」相応の根拠が存在するということです。

② 暴力団員が市職員に？

前述の大阪市の調査結果を見ると、職員 113 人が入れ墨をしていると回答した中で、ごみ収集担当や地下鉄乗務員などの現業職員が、このうち 107 人と大半を占めている点が注目されます。

入れ墨がファッション的なものなのかも知れ、入れ墨をしている職員のほとんどが現業部門に従事しているという事実は、「入れ墨がある者と知っていて採用していた」、もっと極端に言えば「暴力団等との関係が疑われる者と知っていて、あるいは、問題意識がない

ままに採用した」といった推測されてしまうことも合理性がないとはいえないのではないのでしょうか。

「外からどう見られるか」という基準は、正にこのような視点であり、企業に置き換えてみても、運用状況について適切にモニタリングし、是正していかなければならないことを意味していると言えます。この点については、平成 22 年 3 月の大阪市議会民生保健委員会での自民市議（当時）の発言として、「暴力団の構成員のまま大阪市の 2 号職（現業職）に入ったり、2 号職の試験を通った後に構成員になってしまった人間がいるという話も噂で聞いているんですよ」ということが記録されているようです。

つまり、入れ墨問題という表面的な問題ではなく、公務員の中に暴力団関係者やそれと疑われるような者が多数存在しているのではないかという根深い懸念があり、それはおそらく大阪市に限ったことでもないと思われます。

さらに、これまでもご紹介している暴力団員による生活保護の不正受給が多数発覚している状況とあわせれば、企業や個人の納税が、このような形で暴力団の資金源になっているとしたら、大変由々しき問題であり、早急に排除されるべきだと言えるでしょう。

なお、この大阪市職員を対象にした入れ墨調査については、回答を拒否して戒告処分を受けた市交通局的男性職員が、処分は不当で精神的苦痛を受けたとし、市を相手取り、処分取り消しと慰謝料 500 万円を求める訴訟を大阪地裁に起こすといった最近の動きもあります。

③ ロンドン警視庁の入れ墨問題への対応

英ロンドン警視庁は、入れ墨が見えると職業的イメージを傷つけるという理由により、所属の警察官や職員に対し、顔や首、手など体の露出している部分に入れ墨をすることを禁じ、他の部分の入れ墨は常時隠すよう、また、既に入れ墨をしている者については上司に書面で報告するよう義務づけ、違反者は処分するといった通達を出したということです。

人権意識の高いイギリスですら、そして、おそらくファッションとしてのタトゥーですら、このような対応を行っているのに対し、大阪市職員に対する調査対応を巡る騒動もまた生温いということになるのでしょうか。

④ 「入れ墨で通学拒否は差別」として専門学校を提訴

入れ墨を理由に通学を拒まれたのは人格権の侵害だとして、大阪市の男性が、除籍になった専門学校に慰謝料など計約 230 万円の損害賠償を求める訴訟を大阪地裁に起こしたことが報道されています。学校側は「風紀を乱すもので、通学を拒むのは適法だ」として争う構えであり、男性側は「服を着ていれば他人の目には触れず、就学拒否は差別だ」と主張しているようです。さらに、学校側は、「授業で（施術時の体を観察するため）裸になる

必要があり、入れ墨での出席は許されない」とも主張しているようです。

本事案において、暴力団排除の観点が存在するか否かは不明ではありますが、それとは別次元で「入れ墨排除」の根拠が存在するということもあり、今後の裁判の行方に注目していきたいと思います。

6) 使用者賠償責任の追及

① 暴力団組長らと暴行被害男性和解（名古屋）

指定暴力団山口組系の組員から暴行を受け、大ケガをした男性が、トップにも責任があるとして山口組の篠田建市組長ら 4 人に約 1,200 万円の損害賠償を求めた裁判が、男性に 850 万円を支払うことを条件に和解したということです。

暴力団対策法は、2008 年の改正で、暴力団員に脅し取られるなどした金銭を、その暴力団の代表者に請求することができるなど、被害を回復することに資する規定等が新設されており、同様の訴えはこれまで全国で 5 件あり、和解が成立したのは今回で 4 件目となります。経済的に困窮する組織が増えている現状においては、十分なけん制にもなり、実際に行使することで直接的なダメージも与えられることから、暴排対策上の有効なツールとして、もっと積極的に周知されるべきだと考えます。

▼ 政府広報オンライン「暴力団員から脅し取られるなどしたお金は、勇気を持って損害賠償請求しましょう。～暴力団対策法が改正されました～」(2008 年 11 月)

<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/200811/2.html>

② 元後藤組組長が使用者責任を認め和解（東京）

2006 年に東京・北青山のビル管理会社顧問の男性が指定暴力団山口組系組員に刺殺された事件（いわゆる真珠宮ビル事件）を巡り、男性の遺族が山口組組長の司忍（篠田建市）や元後藤組組長の後藤忠正らに計約 1 億 8700 万円の損害賠償を求めた民事訴訟で裁判外での和解が成立しています。

暴力団組長に対する使用者責任は、平成 15 年に、最高裁で初めて山口組の五代目組長に対し、使用者責任を認め損害賠償を支払うよう命じる判決が下されたのがきっかけとなっています。この裁判は、抗争事件警戒中に指定暴力団山口組の下部組織の組員に誤って射殺された警察官の遺族が、組長や実行犯らに計 1 億 6400 万円の損害賠償を求めた訴訟で、「組の威力を利用した資金獲得活動に関し、組長と組員は使用者と被使用者の関係にある」との最高裁の判断により、組長に使用者責任を認め、組長側の控訴を棄却し、組長らに計 8000 万円の支払いを命じたものです。

これを受け、平成 16 年に暴力団対策法の 3 回目の改正で、「指定暴力団の代表者は組員が抗争により他人の生命、身体または財産を侵害した時は、損害を賠償する責任がある」こととなり、平成 20 年には、暴力団対策法の 4 回目の改正によって、「暴力団員がその暴力団の名称を示すなど威力を利用して資金獲得活動を行い、他人の生命、身体または財産を侵害した時は、その暴力団の代表者が損害を賠償する責任を負う」こととなりました。暴力団排除の社会的要請の高まりにより、一部の組を除き、暴力団の組織運営の経済的な基盤が揺らいでいるのは事実であり、その経済的基盤の弱体化に大きく寄与する有効な方策のひとつが正に「使用者責任の追及」であると思われます。

市民生活や企業の活動においては、損害賠償請求は日常的に行使されている権利であり、暴力団からの被害についても全く同様に行っていくべきということであり、「損害を与えた場合は確実に賠償請求される」ことが定着した場合、暴力団側としても迂闊な行為ができなくなることにつながり、最終的には暴力団からの不当要求の大きな抑止となり得ます。また、厳しい言い方をすれば、暴力団から金品を脅し取られるなどの被害に遭っても何らの回復措置を講じないということは、その分だけ、暴力団の活動を助長することにもなりかねず、暴力団排除条例の主旨をふまえれば、むしろ、損害賠償請求は義務であると考えるべきではないでしょうか。

③ 住吉会トップと和解

建設会社との間で仕事上のトラブルを抱えた男性から仲裁交渉を委託された弁護士が、指定暴力団住吉会系の組長に交渉を妨害されたとして、住吉会トップの福田会長を相手取り 1,000 万円の損害賠償を求める訴訟を東京地裁に起こし、福田会長側が 300 万円を支払うことで和解が成立したということです。

本件は、使用者責任の追及をふまえて、早い段階で和解を選択したものと推測され、使用者責任の追及を活用することが暴力団を資金の面から追い込む有効な武器となりうることを示す好事例と言えます。

7) 振り込め詐欺への対応

① 警察の取組状況

警察官などを装いキャッシュカードや現金をだまし取ったとして詐欺と窃盗の容疑で男が逮捕された事例があり、その男は中国に拠点のある振り込め詐欺グループの一員で、日本国内の現金引き出し役「出し子」を束ねるトップだったとみられています。また、男は 7 代目のトップで、これまでにこのグループの国内のメンバーが 26 人逮捕されており、都内を中心にキャッシュカード約 1,350 枚、現金計約 7 億 5 千万円を詐取、このうち 7 ～

8割を中国に送金していたとみられています。

振り込め詐欺を敢行するにあたり、「不正な口座」「携帯電話」「個人情報（名簿）」が三種の神器と言われていますが、それらに対する警察の取組み状況については、以下の資料が大変参考になります。

- ▼ 国家公安委員会および警察庁「総合評価書 振り込め詐欺対策の推進」(平成24年3月)
http://www.npa.go.jp/seisaku_hyoka/sogo_hyoka/24hurikome-hyoukasyo.pdf

「振り込め詐欺」とは、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺を総称したもののようですが、このような犯罪は、通常は組織的に行われており、その背後には暴力団や国際犯罪組織の存在があると言われています。なお、それぞれの典型的な手口は以下の通りです。

● オレオレ詐欺

親族を装うなどして電話をかけ、会社における横領金の補填金等の様々な名目で現金が至急必要であるかのように信じ込ませ、動転した被害者に指定した口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺

● 架空請求詐欺

架空の事実を口実に金銭の支払いを請求する文書等を送付して、指定した口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺

● 融資保証金詐欺

融資を受けるための保証金の名目で、指定した口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺

● 還付金等詐欺

市区町村の職員等を装い、医療費の還付等に必要な手続を装って現金自動預払機（ATM）を操作させて口座間送金により振り込ませる手口による電子計算機使用詐欺

振り込め詐欺対策については、平成20年から警察庁や法務省などが中心となって「振り込め詐欺撲滅アクションプラン」を策定し取組みが強化されてきた経緯がありますが、具体的には、以下のような各種取組みが行われています。

● 不正に流通する口座対策

犯罪収益移転防止法の施行（平成19年）をはじめ、被害を認知した警察署から当該被害口座を管理する金融機関に口座凍結を依頼する仕組みや、平成21年1月からは凍結口座名義人リストの運用（警察庁から全銀協等へ提供）が開始されています。なお、健全性の観点から口座をスクリーニングする必要があるという意味では、アンチ・

マネー・ローンダリングへの対応とも重なるものとなります。

● 不正に流通する携帯電話対策

他人への譲渡目的・販売店からだまし取る行為に詐欺罪や携帯電話不正利用防止法を積極的に適用する、被害を認知した警察署長から携帯電話事業者に契約者確認を求める、犯行に利用されたレンタル携帯電話に対する解約依頼、規約（約款）に基づく解約、偽変造運転免許証情報提供制度（携帯電話事業者から警察に提供）などの取組みが行われています。

● その他の犯行ツール対策

私書箱事業者や電話転送サービス事業者（レンタルオフィス業者等）に対する解約依頼や詐欺金送付先リストの公表といった取組みも行われています。

その結果、全体的にみれば、平成 16 年には認知件数 2 万 5,667 件、被害総額 283 億 8,000 万円に及んでいた振り込め詐欺の被害が、平成 23 年には、認知件数 6,255 件、被害総額 約 127 億 8,000 万円と大幅に減少したことから、これら振り込め詐欺対策の成果が上がったものと言えると思います。

このような関係者の地道な取組みと警察や関係機関・団体による被害予防のための広報啓発等の取組み等があいまって、一定の手口に対する国民の抵抗力が高まり、犯行の成功率が下がったのはよいのですが、その結果、皮肉にも犯行グループの手口の変化・洗練化が進むという実態も浮き彫りになってきています（この辺りは暴力団対策法や暴力団排除条例の施行による暴力団等の潜在化・手口の巧妙化の流れと全く軌を一としています）。

振り込め詐欺の犯行グループは、既に、非対面型であって高齢者を主なターゲットとする「未公開株・社債等の取引を装う金融商品等取引を通じた詐欺」等にシフトしており、実際にその被害者の約 9 割が 60 歳以上の高齢者で、1 件当たりの平均被害額も約 800 万円と極めて高額となっていることから、そのような新たな手口への対策が今後の大きな課題となっていると言えます。

② 特殊詐欺被害の増加

前述の通り、未公開株や外国通貨などの金融商品の購入名目で金をだまし取られる詐欺被害が増加傾向にあり、10 月末現在、全国で約 164 億円に上り、昨年同期の 3 倍を超え、振り込め詐欺の被害額も約 123 億円で昨年同期より 16% 増加しているとのことです。

▼ 警察庁「特殊詐欺の認知・検挙状況等について（平成 24 年 10 月）」

http://www.npa.go.jp/sousa/souni/hurikomesagi_toukei.pdf

振り込め詐欺については、年累計で比較した場合、認知件数や検挙件数では減少しているものの被害額や検挙人数は増加しているといった傾向があります。また、オレオレ詐欺の累計別では、「妊娠中絶費用等名目」「借金等の返済名目」「横領事件等示談金名目」の順となっているほか、架空請求詐欺では、「有料サイト利用料金等名目」によるものが最も多く、被害額は累計で前年同期比 2.4 倍以上に増加しています。さらに、還付金詐欺については、件数の累計で 3.8 倍、被害額で 4.4 倍以上に増加という結果になっています。

男女別の傾向として女性が、年齢層では 70 歳以上が圧倒的に被害に遭っているものの、「融資保証金詐欺」のみ 40 代から 60 代にかけての男性が被害に遭っているという結果となっています。

全体的な件数や被害額はピークの時に比べれば減少しているものの、手口の流行り廃りを上手くコントロールしながら、人々の注意を上手く逸らし続けている実態が窺えます。また、最近、30 億円以上騙し取った振り込め詐欺グループの代表が逮捕されましたが、暴力団への資金などの流れの解明が待たれるところです。

8) 暴力団の関与した架空増資事件

元社長らが金融商品取引法違反容疑で逮捕された中堅ゼネコン（破産手続き中）の架空増資事件で、同社が資金集めを依頼したブローカーや暴力団関係者に食い物にされた構図が明らかになりつつあります。

反社会的勢力の企業への侵入は、資金繰りの悪化などが契機となるケースが多いと言われています。第三者割当増資を引き受けることにより、株式を大量に取得する、役員を派遣するなどして経営を掌握、自らの関係先などとの取引や融資・投資によって会社の資産や資金を流出させ、最終的には破綻させるといった行為が行われます。さらに、上場企業であれば、その過程で様々な情報を操作（風説の流布など）し、一般の投資家を欺きながら、株価を操縦して株式市場で収益を得るといった反市場的な行為も行われるのです。

したがって、上場企業といえども反社会的勢力からの侵食に無縁ではなく、反社会的勢力に利用されるだけでなく、自ら反社会的勢力化してしまうこともあるという現実をふまれば、反社チェックの現場においても、上場企業を例外とすることなく行っていく必要があります。

以下に、あくまで参考として、上場企業が反社会的勢力化していく（侵入を許す）兆候から、経営権が移転した、反社会的勢力化した上場企業が対外的に株価操縦を仕掛ける、といった様々な端緒を把握するために注視していくべき「適時開示情報」の例を紹介させていただきます。当然ながら、それらに合理的な理由がある場合は問題なく、その判断は貴社にて行うべきこととなります。

- 取締役・監査役の不自然な交代（特に、複数の取締役・監査役の一斉辞任、CFO（最

高財務責任者）や CTO（最高技術責任者）等のビジネスの中核となる人物の辞任等）

- 商号変更（特に、度重なる変更や事業内容との関連性が低い変更等）
- 大幅な業態転換
- 主要株主の（頻繁な）変動
- 売掛先、買掛先、借入先、貸出先の（疑わしい先等への）変動
- 株価の急激な変動
- （発行条件が不利、割当先が疑わしい等の）第三者割当増資、新株予約権の発行・乱発あるいは中止
- （無謀な）大規模増資
- （具体性・関連性・実現可能性に乏しい）業務提携および資本提携、新規案件
- 期中での会計監査人の交代、頻繁な交代、後任監査人が未定
- （突然の）臨時株主総会開催
- 訴訟の提起

9) 市営住宅・マンション等からの暴力団排除

① 久留米市の取組み

福岡県久留米市では、市営住宅に入居する 15 歳以上の全入居者を対象に、暴力団組員かどうかを年 1 回、県警に照会する制度を始めることを決めたとのこと。既に実際に組員と判明して退去させた事例も多数あるところ、個人情報保護に関する市の審議会の答申を得て、既存の入居者本人の同意なく照会できるようになったことから、より一層の取組みがすすむものと期待されます。

行政が年 1 回データベースに照合する取組みを行う姿勢を明確にしていることから、企業においても、定期的な反社チェック（既存取引先の一斉確認）のあり方について検討する必要があると思われます。

新規取引開始時のチェックはもちろん重要ですが、ご存知の通り、相手方が一夜にして反社会的勢力となってしまう実態や、データベースの更新（精度の向上）という時系列を考慮すれば、既存の取引先についても定期的に確認していくことが重要です。

さらには、公営の住宅から締め出された暴力団員等が民間の住宅に流入することも十分想定されることから、当然ながら、民間住宅における暴力団等の排除は一層厳格なものとするべきであり、政府指針（企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針）で「相手方が反社会的勢力であるかどうかについて、常に、通常必要と思われる注意を払う」と言及されている意味をもっと認識する必要があると言えるでしょう。

② 住民による組事務所競売申し立て

組事務所が入居する福岡市内の分譲マンションの管理組合が「平穏な生活を維持できない」として、部屋の競売申し立てができることの確認を求めた訴訟の判決で、福岡地裁は、「住民の生命に危害が及ぶ現実的な可能性がある」として原告の請求を認める判決を下しています。暴力団抗争とみられる発砲事件が多発していることもふまえ、抗争などで住民の生活が脅かされる蓋然性が高いことや、小学校から200メートル以内の組事務所開設を禁じた福岡県暴力団排除条例違反に準ずる行為であると認定しています。

前述の通り、暴力団対策法の改正において、このような事務所使用差止請求訴訟に対する支援策が導入されましたが、最近の暴力団排除の機運を捉えた判決であり、今後、組事務所の排除＝活動拠点の排除＝暴力団の弱体化に向けて、ますますこのような取組みが活発化することを期待したいと思います。

③ 組事務所使用差し止め

指定暴力団九州誠道会系組織が佐世保市内のビルを組事務所に使っているとして、周辺住民が使用差し止めを求めた訴訟があり、原告の請求がほぼ認められ、組事務所としての使用が禁じられたものの、建物に設置した監視カメラや投光機、防護ネットの撤去請求は棄却されたとの判決が出ています。住民側は「これでは組事務所としての機能が残る」として控訴しています（ただし、これらの買い取り交渉が進むことも予想されます）。

また、この訴訟で、住民が道仁会幹部の目の前で法廷に立ち、被害について陳述せざるを得ない事態が起きています。住民側は報復を恐れて、対面しない形での実施を望んでいましたが、福岡地裁久留米支部が認めず、実際に住民側の本人尋問が行われ、識者からも疑問の声があがっているようです。

今般の暴力団対策法改正では、組事務所使用差止請求を住民からの委託を受けて都道府県暴力追放推進センターが代行することが可能になり、今後、このような訴訟がますます増加することが予想されますが、「警察対暴力団から市民対暴力団へ」と標ぼうする以上は、住民側がアクションを起こしやすい環境の整備に行政・司法当局も配慮する必要があると言えるでしょう。

10) 不当要求などの通報報告制度

山形県は、県発注の公共事業の受注業者が暴力団などから不当な要求などの接触を受けた際、県警や県に通報を義務付ける「通報報告制度」を7月から導入しています。暴力団の資金源を遮断するのが目的で、通報を怠った業者には指名停止や文書注意などの罰則が科せられる内容であり、建設業者に対する県の指導要領に盛り込む形で導入されています。

「通報報告制度」としては、福岡県の改正暴力団排除条例において、今年の4月に新たに追加されたものがあり、「建設工事に関し、暴力団員であること又は暴力団と関係を有することを告げ、又は推知することができるような言動を用いて行われる不当な要求その他の暴力団関係者又は暴力団の威力を利用した者からの不当な要求を受けたときは、県に対し、速やかにその旨を通報しなければならない。」とされています（第17条）。

条例か指導要領かの相違に関係なく、違反した場合は結果的に公共工事の指名停止等の罰則が科せられる点では同じであり、不当要求には応じないという企業姿勢の徹底とあわせ、現場で隠蔽されることがないように研修等を通じて周知する必要があります。

11) 暴力団借地は物納不可

財務省は、遺産を相続した人が金銭ではなく不動産などの現物で相続税を納める「物納」に関し、暴力団関係者が借地権などを設定して居住している土地については物納可能な財産から除外するよう関係法令を改正し、平成25年度の税制改正要望に盛り込む方針であると発表しています。

国有地の上に暴力団関係者が居住することを認めないという意味であるとともに、土地の所有者に賃借人である暴力団員の排除を強く促すという意味もあると思われ、彼らの活動の場を狭めていく一つの有効な策だと思われます。

12) 青少年への教育の重要性

① 青少年に対する取組み（福岡県）

福岡県警は、同県内の中学、高校で暴力団の悪質性を伝える授業を受けた生徒約5万2,000人を対象にしたアンケートで、「暴力団は身近にいる存在」との回答が全体の39%（約2万人）を占め、5%（約2,600人）が「暴力団は必要」とし、「自分や身近な人が暴力団に入るよう勧誘されたことがある」とするものも約1,300人に上ったことが発表されています。

福岡県警では、同県暴力団排除条例に規定されている「青少年の健全な育成を図るための措置」の一環として、昨年から中高生を対象にこのような取組みを始めていますが、将来の暴力団排除の社会的風潮の醸成に極めて重要な役割を果たすことが期待されますし、企業においても、継続的な教育の延長線上に良好な統制環境の醸成があり、それこそが、各種ルールや仕組みの実効性ある運用に必要不可欠であるとの考え方に立つことが重要です。

残念ながら、それでも、(世間の仕組みを十分理解できていない)若者の間でさえ「必要悪」

として容認する考え方が蔓延していることが問題の根深さを物語っており、(福岡県だけでなく)全国的な取組み、全ての世代に共通した取組みとして、広がりをもって定着させていくことが重要だと言えるでしょう。

② 暴力団を扱った雑誌等の撤去に対する損害賠償請求

福岡県警が県内のコンビニエンスストアに暴力団を専門的に扱う雑誌や漫画の撤去を要請したことで、憲法が保障する表現の自由を侵害されたとして、作家が福岡県に慰謝料など550万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が福岡地裁であり、請求が棄却されています。福岡県警では、福岡県暴力団排除条例の趣旨に沿って、「青少年が、暴力団に対するあこがれなど誤った認識を抱きかねない」として、コンビニ各社に文書で撤去を要請しているほか、福岡県青少年健全育成条例に基づいて暴力団専門誌を有害図書に指定し、本格的な販売規制に乗り出しています。なお、暴力団専門誌の有害図書指定は、大分県も昨年からはじめています。また、福岡県では、上記以外にも、「暴排先生」による出張授業を県内の中高生に対して実施するなど、徹底した青少年対策を行っています。

全国の暴力団排除条例においても、青少年の健全育成の観点から「学校や図書館等から200メートル以内における暴力団事務所開設の禁止」などが定められており、人材の供給元を断つことで暴力団組織を弱体化させる狙いがあります。

表現の自由と公共の福祉の問題は常に議論となるところですが、アウトロー的なものにも感化されやすいセンシティブな世代に対する社会的な責任として、「社会全体による教育・環境整備」が求められていると考えるべきではないでしょうか。

13) ゴルフ詐欺

暴力団員であることを隠してゴルフを行う「ゴルフ詐欺」を取り締まる動きが顕著となっており、7月には、「直参」と呼ばれる山口組の直系組長6人を一斉に逮捕する事案もありました。

しかしながら、「ゴルフ詐欺」をめぐる詐欺罪の成立は司法判断が割れているのが現状であり、この4月には、暴力団関係者の利用を禁止している長野県内のゴルフ場で、組員だということを隠してプレーしたなどとして詐欺罪に問われた山口組系暴力団幹部に対する裁判(名古屋地裁)で無罪が言い渡された一方、共犯とされる元風俗店経営者には同じ罪状で有罪が言い渡されています。

【SPN 注】ゴルフ場の会員である元経営者は暴力団関係者の利用禁止を知っていたとする半面、同伴した暴力団幹部がそこまで認識していたとは断定できないと判断されたものです。

その一方、同様の詐欺事件で、宮崎地裁は5月、「暴力団関係者の利用禁止を知っていた」

との認定を前提にしたうえで「利用の申し込み自体が人を欺く行為」として、山口組系組員に有罪を言い渡しています。

暴力団排除を推進するゴルフ場側としては、「暴力団お断り」の姿勢の明確化と徹底した周知が求められていることは当然のこととして、法的対応の観点からも、施設内への掲示、利用申込み時に「暴力団関係者ではない」旨を自ら誓約する書面を提出させるといった具体的な対応まで求められていることを認識する必要があります。

14) 企業の代表者と暴力団の関係

暴力団と親しい不動産ブローカーが使用する中古車の名義を自分名義で登録したとして、千葉県警は大手の冠婚葬祭会社の社長を逮捕しています。また、同社については、首相に政治献金を行っていた事実も報道されています。

千葉県暴力団排除条例には規定がないものの、東京都暴力団排除条例第25条では、名義貸し行為が禁止されています（ただし、千葉県においても、最終的には暴力団への利益供与とみなされる可能性が高いとも思われます）。

重要なことは、条例に違反するか否かというより、常識で考えて問題がないかということであり、それこそがコンプライアンスの本質であって、それに違反した企業は相応の社会的な制裁を受けるということです。

例え、代表者の個人的な行為であって組織的な関与が低いということだけでは社会的な説明責任を果たすことは難しく、経営者や役員そして企業には「ノブレス・オブリージュ（社会的地位の保持には責任が伴う）」が求められていることを忘れてはなりません。

15) 県知事と暴力団の関係に関する報道

某県知事が、就任前に、前社長が暴力団と交友関係があるとみられている砂利碎石販売会社から顧問料330万円を受け取っていたことが明らかになっています。報道によれば、同知事は「暴力団と関わりがある企業だという認識はない。法律上、問題はない。」としつつも「徹底して調べなかったのかと言われれば、脇が甘かった」と述べたといわれています。なお、同県のホームページ等では、当該企業を指名停止や資格停止処分に行っていることが公表されています。

ただ、会見においては、法律上問題がないかどうかというより、その主旨をふまえた認識（県民が一丸となって暴力団排除に取り組むとの意思）の発露がトップにこそ求められており、そのような意識が働いていなかったことが発言からうかがわれることが残念であり、やはり知事という立場にあっては、「君子危うきに近寄らず」のためのリスクセンス、率先垂範といった行動規範等が求められているのではないのでしょうか。

16) 元警部銃撃事件（福岡県）

北九州市小倉南区で元福岡県警警部が銃撃された事件については、同氏が約 30 年にわたって指定暴力団「工藤會」が絡む事件の捜査に携わっており、退職後も県警の保護対象となっていたとのことですが、あわせて、事件の手口などからも同団体が関わっている可能性が高いとして、本部事務所など関係十数カ所が家宅搜索されていますし、国家公安委員長が早々に現場視察するなど、警察の本気度もうかがえます。

このような事態を受けて、今般の暴力団対策法の改正とは別に、より踏み込んだ「通信傍受の拡大」や「おとり捜査の導入」などを検討すべきとの意見も出てきており、より厳格かつ実効性の高い暴力団取り締まりに向けた環境の整備が求められています。

一方で、企業が今できる対応として、行動パターンや警備・警戒レベルを何らかの形で把握されているとの認識を前提とした回避策・対応策を講じていくことが重要であり、そのソリューションについては当社にもご相談頂ければと思います。

17) OECDにおける贈収賄防止の取組み

贈収賄防止の国家的な取組みについては、今年 1 月に、FATF（資金洗浄に関する金融活動作業部会：アルシュ・サミットの経済宣言を受けて設立された政府間機関で、資金洗浄対策の発展と促進を目的とする）の対日審査の結果が公表され、「ある程度の進展は見られるものの、日本における外国公務員贈賄防止法の執行状況には依然として重大な懸念が残る」ことが指摘され、関連法令の改正（公益通報者保護法を含む）や捜査体制の強化などが勧告されています。

現状のグローバルな規制においては、日本企業がある X 国（外国）で贈賄を行った場合、X 国とは全く別な Y 国における贈賄法規制の対象となる可能性があり、X 国ではなく Y 国での厳しい法的処分やそれに伴って両国のみならずグローバルでのビジネス機会の喪失を招きかねません。

とりわけ海外での取引を抱える企業を中心に、贈収賄防止の取組みが必ずしも暴力団排除と直接的にリンクしているわけではありませんが、暴力団排除の要請の上位概念としての「アンチ・マネー・ローンダリング（AML）」「テロ資金供与対策（CTF）」における今後の取組み課題のひとつとして認識して頂ければと思います。

5. 警察の取組み

1) 警視庁 24時間相談フリーダイヤル

東京都暴力団排除条例の施行を受けて、警視庁では24時間対応の相談ダイヤルを立ち上げています。同条例では、暴力団との交際の禁止を基本理念として、暴力団の威力を利用したり、みかじめ料を払うなど暴力団への利益供与を禁止していますが、「何が利益供与にあたるのか」、「暴力団と手を切りたいが、どうしたらよいか」といった相談が多く寄せられているようです。また、知人の名義を借り、東京都内で無許可で飲食店を経営したとして、暴力団組織幹部らが逮捕され、この電話相談窓口への情報提供による初めての逮捕事例も出ています。

東京都暴力団排除条例第15条「都民等の責務」においては、「暴力団排除活動に資すると認められる情報を知った場合には、都又は暴追都民センター等に当該情報を提供すること」が努力義務として明記されていますし、同第25条では、暴力団員による他人の名義利用の禁止だけでなく、「何人も、隠蔽の目的を知って自己の名義を利用させること」が禁止されています。

この事例では、「ヤクザだと許可が下りないから、知人の名前を借りた」とのことですが、企業においても、業務の中で知りえた端緒情報（名義貸し行為ではないか？との疑いや兆候）を組織的に把握する仕組み（内部通報制度を通じた吸い上げ）や統制環境（そのような情報が会社にとって重要だとの認識が共有されている状況）を整備することが求められますし、同様に、そのような端緒情報を都や警察等と共有していく（提供する）ことも公益に資する取組みであるとして、社内研修等を通じて積極的に行っていくべきだと言えるでしょう。

【参考】 東京都暴力団排除条例専用フリーダイヤル

電話 0120 - 342 - 110

（月～金（祝祭日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分）

2) 警察による身辺警護対策の強化

▼ 警察庁 保護対策実施要綱の制定について（依命通達）（平成23年12月21日）

<http://www.npa.go.jp/pdc/notification/sosikihanzai/boutai/boutai20111222-1.pdf>

警察庁は、関係者の安全確保について、「社会全体で暴排活動を推進するための不可欠な基盤」と指摘し、保護対策実施要綱の改正を行っています。それによると、暴力団捜査を担う組織犯罪対策部門が、警備など関係部門の協力を得ながら、関係者の保護を推進していくとされています。保護対象としては、これまで規定してきた暴力団による犯罪被害者や暴排活動の関係者のほか、暴力団との取引や交際の遮断を図る企業関係者が追加されています。

役職員の安全を確保するのは企業の責務ですが、企業だけでセキュリティ対策に取り組むのには限界があるのも事実であり、警察のこうした強力な後ろ盾が必要だと言え、それによって、企業が断固たる態度で臨めることに期待したいと思います。

3) 警察庁 匿名通報ダイヤル

警察庁は、これまで人身取引や児童虐待に関する情報を募っている「匿名通報ダイヤル」について、新たに暴力団や拳銃、犯罪インフラ（地下銀行や偽装結婚等）などの情報提供を求める取組みを4月から始めています。求める情報は、暴力団員によるさまざまな犯罪や組織の資金集めに関するものなどであり、組員からの内部告発も受け付けるとのことであり、連絡先は以下の通りとなっています。

【参考】 フリーダイヤル 0120 - 924 - 839

HP <http://www.tokumei24.jp>

昨近の警察における暴力団等に関する情報入手が困難になっている状況が背景にあると思われますが、企業においても、現場の従業員などが認知した兆候を組織的に把握するための「手段」についても検討する必要があります。例えば、「上司が暴力団と密接な交際をしているようだ」といった情報は、匿名による内部通報が機能していないとなかなか組織として把握することは難しいと思われます。

経営に一定の影響を及ぼしうる役職員と暴力団等との親密な関係が発覚した場合は、現実に暴力団排除条例による規制の対象となりうる（例えば、大阪府暴力団排除条例では公共事業からの排除対象）ことから、企業としては避けて通れない課題であると言え、会社が「見つけに行く」姿勢と「情報の提供を積極的に評価する」といった姿勢を表明し、それが社内に明確に伝わっていることがその前提となります。

▼ 大阪府暴力団排除条例施行規則

http://www.pref.osaka.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/ak20115491.html

4) 暴力団対策と警察の不祥事

大変残念なことに、暴力団対策を先導すべき警察と暴力団との癒着という不祥事が相次いで露呈しています。

① 福岡県警の不祥事

例えば、福岡県警の警部補らが、暴力団員に捜査情報を漏えいする見返りに現金を受け取っていたというもの。当該警部補は、贈賄容疑で逮捕された男2人について「暴力団に関係しているという認識はあった」と供述、両容疑者は、暴力団の構成員や準構成員ではないが、暴力団の関係先に出入りするなど暴力団と接点があると報道されています。

また、上記とは別に、福岡県警が今年、指定暴力団工藤繪の関係先を搜索した際、捜査手法に関する県警内部文書が見つかったことも報道されています。

「警察対暴力団」から「市民対暴力団」へと暴力団排除のパラダイムシフトが進む中、警察における暴力団対策・暴力団捜査の現場にも意識の変革や慣行・慣例の抜本的な見直しが求められていることは言うまでもなく、企業においても、全ての役職員の意識を変えていくことの困難さ、社会の目の厳格化の流れに適応できず現場に潜むリスクが急に顕在化する（従来はあまり取り上げられなかった問題の表面化）といったリスクを認識するための「他山の石」としていくべきではないでしょうか。

② 山梨県警 元暴力団組員から訴えられる

暴力団から脱退しようとしていたにもかかわらず、甲府署員らによって組長らと同署で面会させられ、組幹部から組に戻るよう脅迫行為を受けたり、頭を殴られたりし、署員もそれを制止せず傍観していたことから、精神的な苦痛を受けたとして、元暴力団組員の男性が山梨県を相手取り、慰謝料など約 113 万円の支払いを求める訴訟を東京簡裁に起こしています。

事実であれば大変由々しき問題であり、暴力団排除条例においても元暴力団員の離脱を促進することが明記されている（東京都暴力団排除条例第 12 条「暴力団からの離脱促進」など）こともふまれば、その重要な担い手である警察の姿勢も問われています。

Ⅲ．暴力団排除条例全面施行から 1 年

平成 23 年 10 月 1 日に東京都と沖縄県で暴力団排除条例が施行され、全ての都道府県で同条例が施行されました。

社会的責任（CSR）や倫理、社会常識といった広義のコンプライアンスとして語られてきた暴力団排除（反社会的勢力排除）が、正に法令遵守そのものとなったと言えますが、いわゆる昨年夏の「紳助ショック」により社会の目が一層厳しさを増している状況をふまえれば、一気に「法令遵守を超えたりスク管理」まで求められていると認識する必要があります。

ただし、この条例が施行されたからといって過剰に反応する必要はなく、当たり前のことを当たり前に行っていれば条例の責務を全うできるのであって、人としての常識、企業人としての良識を備えた役職員、そして一企業としての誠実な取組みが積み重なることによって業界、さらには社会全体からの反社会的勢力の排除につながると言えるのです。

1. 暴力団排除条例のポイント

暴力団排除条例は自治体によって少しずつ異なる内容となっていますが、大きく以下の点に注意しておく必要があります。

- ① あくまで禁止行為としてあげられているのは「利益の供与」（暴力団「組織」の活動の助長、支援）であって、「暴力団と交際をしない」ことは条例の理念に反するものの禁止行為ではない（条例違反ではあるが制裁措置がない。したがって、密接な交際があったからといってすぐに公表措置が取られるということではない）ということ。
- ② ただし、その交際が禁止行為につながる可能性が高いこと（威力の利用や相手方の暴力団員が組幹部の場合など当該組幹部の権威を高めるために交際していると認められる場合など）や大阪府のように「密接関係者」であれば公共事業からは排除されること、現時点の社会の目がそれを許さない（深刻なレピュテーション上のダメージを被ることで、最終的には企業の存続を脅かしかねない）ことなどをふまえて、法令を超えたりスク管理事項として厳しく対応すべきであること。
- ③ 契約書に排除条項を盛り込むことは、条例上は努力義務としての規定となっているものの、結果的に、そのような条項がないまま関係が発覚した場合には、企業の排除に向けた意志が希薄であり、その努力を怠っていたと、（警察や）社会から見られかねず、十分な説明責任が果たせないことが危惧されることから、もはや義務であると認識して速やかに取組むべきであること。

- ④ 「疑いがあると認める場合には・・・暴力団関係者でないことを確認するよう務める」（東京都暴力団排除条例第 18 条）など、条例上は反社チェックが努力義務とされているものの、そもそも「疑わしい」との端緒を組織として把握できるためには、役職員の意識レベルを高めることや、端緒情報が組織として認知でき（現場からきちんと情報があがってくる、通報制度の機能、不利益処分をしないとの周知など）、加えて、十分な調査・分析・判断を行うための組織的な体制が整備されていなければならない、一方で関係が発覚した際のリスクを考慮すれば、少なくとも水際（関係解消が比較的徹底できる新規取引開始時）において何らかのチェックを行うことが事実上求められていると認識すべきであること。
- ⑤ 少なくとも、現時点で、社内に反社会的勢力との接点はないか、疑わしい取引はないか、会社としては積極的に「見つけにいく」べきであって、反社会的勢力との関係継続を放置してしまうことや認知のための努力を何らしていないこと（リスクの放置）こそ、社会から最も批判を浴びる点であると認識すべきであること。

一般的に関心が高い「何が条例に抵触するのか」を説明するのは大変難しく、一律に解釈できるものでもなく、最終的には個別の判断となりますが、後段に、全国各地での適用事例の紹介や Q&A などを収録しておりますので、あわせて参考にして頂きたいと思います。

2. 福岡県暴力団排除条例の改正

1) 改正のポイント

建設工事から暴力団を排除し、青少年を暴力団から守る規定を強化した改正福岡県暴力団排除条例が施行されています。

▼ 福岡県警「福岡県暴力団排除条例改正」

http://www.police.pref.fukuoka.jp/boutai/sotai/bouhaijyourei/kaisei_bouhai.html

建設工事関係者が民間工事を含む全ての工事で暴力団から不当な要求を受けた場合、福岡県への通報義務を全国で初めて課しているのが特徴的ですが、その他にも、従来規定のなかった「疑わしい場合の反社チェック」や「暴力団排除条項の導入」に関する努力義務が明記されたり、従業員による通報について不利益な取扱いを禁止するなど、事業者にとって重要な規定が設けられています。

また、暴力団事務所等の排除に特化した形となっていた佐賀県の条例は平成 23 年 10 月に、

同様に長崎県の条例は同年 12 月に、それぞれ総合的なものに全面改正されている点もあわせて認識頂きたいと思います。

2) 暴力団立ち入り禁止の標章交付の取組み

福岡県警は、改正した福岡県暴力団排除条例により暴力団組員の立ち入りを禁止する店（福岡市の中洲など特定地域に所在する飲食店等が対象）に標章を掲示する取組みが始まっています。

標章は、福岡県公安委員会が発行する「暴力団員立入禁止」と書かれた B5 判のアルミ複合板で、無料で配布され、当該標章を入りに掲示する店に組員が入ったり、標章を破損させたりすれば警察側から中止命令が出され、従わないと 50 万円以下の罰金が科されることが福岡県暴力団排除条例第 14 条に新たに明記されています。

全国でも初の取組みとなりますが、法律ではなく条例であることのメリット（地域の特性や事態の深刻度合いに応じて、柔軟な取組みを推進できるよう条例となっている）を最大限に活かした施策であると評価できますし、さらには、みかじめ料の撲滅といった効果が期待され、他の自治体においても同様の取組みが推進されることを期待したいと思います。

3) 「暴力団立ち入り禁止標章」掲示店舗への攻撃

北九州市では 8 月下旬から、標章を掲げる店などの関係者が切りつけられる事件が相次いでおり、標章を掲げる飲食店を狙い、「次はお前だ」といった脅迫電話が相次ぐなどしており、福岡市の中州でも関連すると見られる放火事件が起きています。

飲食店や企業などからのみかじめ料を主な資金源としている福岡の組織にとって暴力団排除条例施行によるダメージが大きい証左であり、一方で、幅広い資金源を持ち、手口の巧妙さ・実態の不透明化がすすむ山口組などに代表される組織の動向（表向き警察や事業者に対して攻撃を行わない）とは様相が異なり、暴力団の 2 極化がうかがえる点が注目されます。

ただ、福岡では実際にこの標章を撤去する店舗も相当数増えているということであり、彼らに屈することのないよう、警察当局には一刻も早い安全確保・活動の封じ込めが求められるのは言うまでもありません。

なお、東京都暴力団排除条例では第 14 条「保護措置」、福岡県暴力団排除条例では第 7 条「警察による保護措置」にそれぞれ必要な措置を構すべき旨明記されている点も紹介しておきたいと思います。

全国で施行されている暴力団排除条例に対して「暴力団との対決を市民・企業に転嫁するものだ」という論調がありますが、このような事案に対して警察が厳しく取締り信頼を回復しな

い限り、残念ながらその懸念が現実となりかねません。一方で、事業者もここで踏ん張らない限り、暴力団排除の機運が先細りしてしまい、暴力団の思う壺となってしまいます。このような状況にあっても「標章」を掲示している飲食店等の関係者の勇気に報いる意味でも、改正暴力団対策法をはじめ警察や弁護士との連携など考えうる手段を総動員してより一体となって暴力団排除運動を展開していく必要があると言えます。

3. 暴力団排除条例施行のインパクト

宮城県暴力団排除条例が平成 23 年 4 月に施行されて以降、同県内を拠点とする暴力団から、例年を大幅に上回る 59 人の組員が脱会した（暴力団組員数が、1,050 名から 991 名に減少した）ことが宮城県警のまとめでわかったとのことです。一方で、組員による犯罪は、傷害など暴力が絡む事件が減る一方で、万引きなどの窃盗事件で逮捕される組員が目立っているとの報道もされています。

既に何度も指摘しているように、反社会的勢力の不透明化のひとつである「暴力団の潜在化」が進んでいることが背景にあり、全銀協の銀行取引約定書の改定（平成 23 年 6 月）や各地で施行されている暴力団排除条例の規制対象として「暴力団をやめて 5 年を経過しないもの」が明記されていることなどもあって、いわゆる「5 年卒業基準」がスタンダードになりつつあり、それに伴って「偽装離脱」が全国的にさらに進むことは明白です。

それに対峙する企業としては、「脱退して 5 年以上経過したから大丈夫」と形式的に判断するのではなく、あくまで「現時点における組織との関係」を見極めることが重要となります。

なお、暴力団の組織においても「勝ち組」と「負け組」の仕分けがはっきりしてきており、最先端のビジネスに食い込むなどして巧みに儲ける前者（例えば、葬儀業界の例なども報道されました）と、みかじめ料の不払い運動や暴力団排除条例による企業の対応の硬化などによって資金源を断たれている後者の格差が広がっているのが現実です。

特に後者のように窮した組織が、合法・違法を問わずアプローチをしてくるのが、企業にとっては最も注意すべき点であり、かつ対応が難しいこともあり、ハード・ソフト両面におけるセキュリティ対策の強化、役職員に対する対応要領の周知など、本来しておくべきことを確実に行うことが一層重要になります。

4. 市町村の暴力団排除条例施行の動き

全国の都道府県だけでなく、市区町村でも暴力団排除条例の制定が進んでいます。

平成 23 年末時点で、福岡・愛媛等 9 県では全市町村が制定していることをはじめ、全国 668 市区町村で制定されているということであり、全国の市区町村（1,742）の 3 分の 1 以上に

のほります。

ただし、その内容については、都道府県条例では効力の及ばない市町村区の公共事業について（補足的に）定めているものがほとんどとなりますし、基本理念や利益供与の禁止など、都道府県条例の範囲内で規定されているものも多いようですが、一部、豊島区の同条例のように、暴力団関係者が養子縁組に関与していると疑われる場合、関係者かどうかの確認など警察に問い合わせることを可能にする「ネーム・ローンダリング」への対応といえる措置などが独自に盛り込まれている場合もあります。

重要なことは、暴力団排除（反社会的勢力排除）が、もはや「単なる法令遵守レベル」（法律があるから）ではなく「常識」（関係を持たないは当たり前）として社会の要請を的確に捉えて対応していくことが求められているということであり、常に「暴力団の活動を助長することになるのか」「運営に資することになるのか」さらには「その状況を世間様はどう見るのか（見えるのか）」を自問しながら、企業としての姿勢・価値観を役職員の間で共有していく努力を怠ってはならないということです。

5. 暴力団排除条例 Q&A

ここでは、皆さまから多く寄せられている質問に回答する形で暴力団排除条例のポイントをご理解頂きたいと思います。

Q1

暴力団排除条例等に「利益供与」「活動を助長」とあるが、いずれもケースによる判断となってしまう。判断するための明確なポイントについてご教授願いたい。特に社会から非難される関係などは抽象的で、その時代毎に判断が揺れる。

A1

暴力団排除条例の基本的な理念や構造、禁止行為や事業者の取り組むべき点については、地域による細かな差異はあるにしても、基本的には同一と捉えてよい（ただし、中でも要求レベルの高い条例の内容に準拠すべき）と考えます。そのうえで、条例に違反するかどうかの個別の判断については、大きく、以下の4つのフィルターを通して検討すると良いと思います。

- ① 暴力団等（条例によって規制対象者が異なりますが、東京都暴力団排除条例のように、暴力団関係者である「暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの」をその対象として厳しく捉えておくといえます）の活動を助長するものか、その運営

に資するものか

- ② 相手が暴力団等と知っているか、その取引（関係）が活動を助長すると知っているか
- ③ やむを得ない場合か（法令や契約の定めによるものか、公共に資するか）
- ④ 外からどう見えるか（どう言われるか）

これらのフィルターを通すことで、例えば、以下のように考えるのが望ましいと言えます。

- 暴力団員が日常消費する個人的な商品を購入するような場合は、「活動を助長する」とまでは言えないとして、一般的には利益供与違反とはならないと考えられます。
- 過去販売した商品に付帯したアフターサービスの提供については、「知らないでした契約の履行」としてやむを得ないものであり、一方、その故障・不具合等により生命・身体・財産等の侵害につながるのであれば「公共に資する」ものとして、やはり利益供与違反とまでは言えないと考えられます。
- 明らかに暴力団員とわかる複数の人間が、度々飲食店の個室を利用しているような場合は、確かに「暴力団員と知って」「活動を助長すると知って」提供しているわけではないのですが、東京都暴力団排除条例のように「疑わしい場合は、暴力団関係者でないことを確認する」努力義務が課せられており、警察等に確認して適切な対応を行うことが望ましいと言えます。一方で、その状況が外からどう見られるかを意識した場合、他のお客さまに不安や不快の念を与えるような状況であれば、警察相談も含め、より迅速にお断りに向けた対応を採るべきだと言えるでしょう。

重要なことは、法令に違反するかどうかだけに囚われるのではなく、社会常識で判断することであり、その社会常識は世の中の風潮により大きく揺れ動くものでもあります（昨年夏の芸能界の騒動前後の意識の違いを想起すれば理解頂けるものと思います）。

したがって、ある時点で見解を固定して、未来永劫その判断基準を適用していくことは、実務上は問題が生じやすく、「外からどう見えるか」とは、業界や会社の常識や商慣習ではなく、世の中の常識に照らして判断するという意味であり、従業員が確信を持ってできない対応（当人の常識や良識に反すると思われる行為）を会社が強いるべきではないし、そのような対応には何らかの問題があると考え、警察等外部専門機関に相談しながら「君子危うきに近寄らず」といった姿勢を採るべきでしょう。

Q2

延滞となった債権の回収をしようとしたところ、相手方が暴力団関係企業であることが判明したため、従業員の安全面を考慮して当該債権回収を断念することは、暴力団排除条例

上何か問題があるか。

A2

「従業員の安全面を考慮して」というのはもっともらしい理由に聞こえますが、当該債権を放棄することが暴力団関係企業を利することになり、利益供与違反に問われる可能性が高いものと思われます。

企業のそのような思考回路こそ侵入を許す（暴力団等と接点を持ってしまう）脆弱性そのものであり、従業員の安全面を考慮するのであれば、弁護士との連携、警察への相談・保護対策の要請、自社関係先や関係者の警備の強化など、企業として出来る最大限の努力を講じるべきだと言えるでしょう。

さらには、暴力団関係企業の報復等を恐れて何らの対応も採らない場合、蛇の目ミシン工業社の株主代表訴訟の最高裁の判例を持ち出すまでもなく、取締役の善管注意義務違反として問われる可能性も極めて高いと言えます。

グレーな連中の（脅しに屈して／恐れて）、グレーな要求に対して、グレーな対応をしようとするから、企業は最終的に会社や従業員を守ることが出来ないのであり、社会通念上真っ当な、法的に問題のない、毅然とした対応こそが自らを守る（ルールを守るものはルールに守られる）という当たり前のことを再度認識して頂きたいと思います。

Q3

反社勢力が一般顧客として店舗を利用し、店側の責により相手に損害を被らせた場合、店が行った損害賠償が利益供与と見做されるおそれはあるのでしょうか。

A3

このケースでは、店側の過失により相手方に損害賠償責任が発生しているため、前述の4つのフィルターのうちの「やむを得ない場合」に該当し、利益供与にはあたらないと考えられます。

ただし、一般的な損害賠償責任の範囲を超えて対応するような場合は、「活動助長性」の観点から利益供与違反となる可能性は否定できませんし、そもそも「外からどう見えるか」すなわち対外的に十分説得力のある説明ができるような理屈をもって対応をする必要があると思われます。

Q4

取引先に対して表明・確約を求める際、現在や将来について反社会的勢力でない旨の確約は得やすいのですが、過去についてはどこまで求めるのが合理的なのでしょうか。過去に

一度でもそうしたことに関わっているのであれば、縁が切れず、何らかの形でつながっている可能性はあり、元暴力団の企業との取引は、風評含めて不安材料です。暴力団に関しては3年から5年と定義上はありますが、実務上、合理的な基準なり根拠があれば参考までに教えてください。

A4

まず、過去における組織との関係については、「過去の時点で暴力団員と密接な関係があったと評価可能な事実があった場合には、その後、当該暴力団員と絶縁したと認められない限り、暴力団と社会的に非難されるべき関係にあると事実上推認することができる」（平成22年大阪高裁）とされていますので、現時点における健全性の立証責任は相手方にあると考えてよいと思います。

したがって、実務的には、「偽装離脱の可能性」も考慮しつつ、「更正の状況（組織との関係性の有無）」「現時点における健全性」等について、相手方に十分な説明を求め、自社がその内容に納得した（問題がないと判断した）うえで、厳格な暴力団排除条項、表明・確約条項を盛り込んだ契約等を締結することがポイントとなります。

さらには、事案の性質や世間の見方によって、当該者（社）との関係について自社のレピュテーションに大きな悪影響を及ぼす可能性などについても総合的に勘案して、「関係を持つてよいか」判断することになります。

なお、元暴力団員については、「5年卒業基準」が多くの暴力団排除条例に規定されていますが、機械的に判断するのではなく、あくまで現時点における暴力団等との関係が問題となりますので、「共生者」「暴力団員等と密接な関係を有する者」でないかどうかを注意深く見極めていく必要があります。

Q5

店舗担当者へ暴力団排除条例への対応を周知するポイントを教えて欲しい。例えば、お客様が暴力団員かどうか見分けられない場合や暴力団員であると知りながら接客をする場合など。

A5

コンビニなど不特定多数のお客様に対してサービスを提供する際に、暴力団員かどうか疑わしいけれども見分けができない場合については、ありうる状況として常に想定しておき、企業姿勢を明確にしたうえで従業員等に対応方針・対応要領を周知徹底する必要があります。そもそも、暴力団排除条例上は、そのサービスが「暴力団等の活動を助長するものか、その運営に資するものか」の観点からまず判断する必要があります。

【SPN 注】東京都暴力団排除条例 Q&A においては、「暴力団員に日常生活に必要な物品を販売する行為」は利益供与にあたらないと説明されています。

次に、「暴力団員と知りながら」の場合ですが、上記の通り個人的な使用であれば利益供与にあたらないと思われますし、（使用目的を知らずに）結果的に組織の活動に使用されてしまったとしても、提供した利益（サービス）が「暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなること」を知らなかったとしてやはり、利益供与にはあたらないと思われます。

【SPN 注】東京都暴力団排除条例 Q&A においては、「飲食店が個人的に使用すると思い暴力団員に個室を貸したところ、結果的に組織の会合として使用されてしまった場合」が例示されています。

▼ 警視庁「暴力団排除条例 Q&A」

http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/sotai/haijo_q_a.htm

ただし、「相手が暴力団員と知りながら、また、暴力団の活動を助長する（組織の活動である）ことも知ってサービスを提供する行為」については、利益供与とみなされる可能性がある点に注意が必要であり、実際に勧告を受けた事例も多数存在します。

一方、企業としては、現実到店舗がそのような場として利用されると、他の利用者や近隣から「苦情」という形で組織的に認知することになりますから、その対応（排除に向けた取り組み）は「待ったなし」となります（放置していると悪質だとみなされる可能性が高くなりますし、レピュテーション上の問題ともなります）。

したがって、出来る限りすみやかに具体的な対応方針・対応要領を周知徹底しておく必要があるのです。なお、具体的な対応に関する指導ポイントとしては、以下のようなものが重要です。

- そのような事実があれば、店舗から管理部門等に情報をすみやかにあげること（とりわけ容姿や発言内容等の個人を特定できる情報等を収集する必要があります）
- 弁護士や警察に相談すること（警察に相談して暴力団対策法上の中止命令を出してもらうことなども視野に入れて対応する必要があります）
- 不当な要求等には応じないといった直接的な対応要領の周知（話法など具体的に指導することが望ましいと言えます）

Q6

大手ゼネコンから反社会的勢力との関わりが噂される建設会社の紹介を受けた場合、建設会社に会わないほうが良いことは分かるが、取引の力関係上断りづらい。どのように対応したらよいか教えてほしい。

A6

反社会的勢力から見れば、このように「関係を持たざるを得ない状況」を作り出せばよいのであり、貴社が疑わしいので会わない方がよいと考えているのであれば、会うべきではないということに尽きます。

今どき、そのような貴社の企業姿勢を知ってなお取引を強要するような大手ゼネコンは存在しないと思いたいですし、万が一、そうでないのであれば、優越的地位の濫用に及ぶ可能性や当該ゼネコンが共生者とみなされる可能性も含めて、真摯に自社の企業姿勢を説明していくことが重要だと思われます。

そのうえで、紹介された手前、会わざるを得ない場合は、その場で取引を始めると期待させるような言質を与えないよう慎重な態度で臨む、取引を求められても「社内手続きに従って判断する」「総合的な判断で辞退したい」といった回答を行うなどの対応方針を明確にしておく必要があります。

Q7

取引先の経営者の親族がグレーの可能性があります。取引を即時中止すると事業に大きな影響を与えるおそれがあるため、様子見をしていますが無問題でしょうか。

A7

仮に「経営者の親族」が暴力団員等であるとしても、その事実だけで当該企業との関係を即解消すべきということではないと思われます（ただし、そのような風評が根強く自社のレピュテーション上に問題が生じるような場合、そのことを理由としない形で関係解消が求められることはあり得るでしょう）。

一方で、「経営者の親族」が暴力団員等に該当し、当該企業の経営に重大な影響を及ぼしているのであれば、当該企業とは速やかに関係を解消すべきだと言えます（具体的には、全銀協の取引約定書等に規定されている「共生者」の5類型のうち「暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること」に該当するとみなされる可能性があります）。さらに、関係を解消すべき場面においても、政府指針（平成19年6月）の解説では、状況に応じて、①直ちに契約等を解消する、②契約等の解消に向けた措置を講じる、③関心を持って継続的に相手を監視する（＝将来における契約等の解消に備える）と

いう対応があり得るとされています。

そのうえで、暴力団員等に該当すると自社で判断したのであれば、関係を解消するという企業姿勢を速やかに明確にすること（しておくこと）、その後の対応・検討の記録を詳細に残しておくことが、万が一の際の説明責任や関係解消のためにまずは必要なアクションと言えます。

警察からの情報により確証が得られた場合はもちろんのこと、疑わしいことを認識しながら徒らに関係を継続すること自体、暴力団排除条例の主旨に反し、後日、利益供与違反とされる可能性が否定できないことをふまえれば、企業としては、企業姿勢としての「取引可否判断」を速やかに行いつつ、具体的な手法やタイミングについては、慎重に慎重を重ね、いつでも関係を解消できるよう常に注意を払いながら取り組み続けるべきだと言えるでしょう。

Q8

製品を販売した後に、販売先が暴力団員等であったことが判明した場合、メーカー保証に基づいたアフターサービスの提供は助長取引に当たりますか。修理を行わなかったことで安全性に問題が生じ、第三者に損害を与えるリスクもあります。

A8

例えば、暴力団関係企業に対して、その事業に用いる機械設備を納入した事例を想定すると、その機械設備のメーカー保証に基づいたアフターサービスの提供も、厳密に言えば利益供与に該当する可能性があると考えられます。

もっとも、相手が暴力団関係企業であると知らずに行った契約に定められた義務の履行であり、かつ、そのアフターサービスの提供をしないことで安全性に問題が発生し、第三者に危害が及ぶ可能性があるといった状況では、「やむを得ない」場合と認められると考えられるでしょうし、悪質であるとか意図的であるとは言えない、このような微妙な事例まで警察が勧告するとは考えにくいように思われますし、現実的な対応としては、そのような状況を警察に相談しておく方が、第三者からの通報などにより突然指摘や指導を受けるリスクを軽減することにもなると言えるでしょう。

ただし、現時点で相手が暴力団関係企業であると「知って」いる以上、レピュテーション・リスクの観点からも、その対応には常に細心の注意を払わなければならない、契約の更新については拒絶することが求められます（漫然と契約を更新すると利益供与違反とされる可能性があることに注意が必要です）。

Q9

既存取引先について、報道記事等から反社会的勢力との関係が疑わしいが、警察相談では思うような回答が得られなかった。どのような理由が考えられるか。

A9

警察相談を行っても十分な回答が得られない場合には、警察における情報提供に関する内部通達との絡みで、いくつかの可能性が考えられます。

▼ 暴力団排除等のための部外への情報提供について（平成 23 年 12 月 22 日 警察庁刑事局組織犯罪対策部長）

<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/kikakubunseki/bunseki/kibun20120124.pdf>

- ① 対象者が、貴社の暴力団排除条項に定める排除対象者の定義（範囲）に該当していない報道記事等から反社会的勢力との関係が疑わしいとしても、警察としては情報提供をした結果、確実にその対象が排除されることが大前提となっているため、当該条項に排除対象としての定めがない者に関する情報の提供は自ずと制限されることになります。注意すべき点としては、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成 19 年 6 月）に基づき暴排条項を整備している企業の多くが、反社会的勢力の定義として「共生者」まで明確に含めておらず、加えて、最近の動向をふまえた見直しも行っていないため、結果的に（排除対象として遭遇することの多い）密接交際者などを排除できない形になっているということがあげられます。
- ② 貴社として、該当した場合「必ず排除する」との姿勢を明確にしていない
前項と関連しますが、警察の情報提供の要件は「その情報提供が公益の実現に資すること」であり、該当した場合「必ず排除する」ことが大前提となりますので、警察に情報提供をお願いする場合は、貴社のそのような姿勢を明確に示すことが求められます。
- ③ 警察として「クロ」と認定するだけの事実（確証）を掴んでいない
前述の通達にも記載されている通り、警察は、情報の正確性を確保し、提供する情報の正当性を立証する責任があることから、現在捜査中であるとか十分な確証が得られていない段階での民間への情報提供は行えません（行いません）。

企業としては、警察からの情報を最終手段的に活用する一方で、十分な回答が得られないことを理由として、安易に「シロ」と判断することもあってはなりません。反社会的勢力か否か

は、最終的には「関係を持ってよいか」と深い関係があり、反社会的勢力との関係が明らかかどうかではなく、その疑いを背景として（レピュテーションの観点も含め）自社が「関係を持つべきでない」と自律的に判断するのであれば、暴力団排除条項を使わないで関係を解消する方策を探ることになります。

Q10

上場企業とその関連会社については、証券取引所のルールに従っていることを根拠として、チェック不要と考えるのは少々乱暴でしょうか。また、自己名義の銀行口座を保有していれば、銀行のチェックを通っていることから、ある程度安心できると認識していますが、これは合理的でしょうか。

A10

まず、上場企業なら安心とか、銀行口座を持っているから安心という考え方は、リスク管理上は採るべきでないというのが結論です。

確かに、証券取引所では、反社会的勢力排除のために厳格なルールを設け、上場企業に対しても十分な取り組みを求めています。市場からの退場はあくまで「反社会的勢力」に明確に該当することが前提ですから、現在の反社会的勢力の実態の不透明化・巧妙化をふまれば、それを立証し市場からの退場を突きつけるのは非常に難しく、逆に、不十分なままでのアクションは、徒らに市場の混乱を招いたり、取引所が損害賠償請求等を受ける事態を招く可能性が高く、上場廃止措置のハードルは相当高いと言えるでしょう。

だからこそ、「不適切な合併」「実質的存続性の喪失」といった市場からの撤退を促すようなルールの新設・厳格化で対応しようとしていますし、反社会的勢力に支配された企業が上場を維持する期間（タイムラグ）が発生してしまうと理解する必要があります。一方、銀行口座や証券口座の契約解除実務についても、金融機関サイドは取り組みを進めているとはいえ、上場企業同様、完全な排除が難しいのが現実であり、証券取引所への上場や金融口座の保有というのは参考情報にすぎないと考えべきでしょう。

また、上場廃止や口座の解除は実務的にはかなり慎重に行われており、「あの会社（個人）と関係を持つことは望ましくない」といった認識が世間的に広まっていることも多く、未だに関係を持ってしまうことが重大なレピュテーション・リスクとなりうると認識する必要があります（共生者として見られる可能性すら考えられます）。

したがって、企業には、証券取引所や金融機関が実際にアクションを起こす前に、自らを守るために、自立的・自律的に端緒情報を収集・調査・判断し、関係解消を図っていくことが求められると言えます。

Q11

相対取引で株式を買い取る場合、相手が反社会的勢力ではない、いわゆる「反市場勢力」であったら、それは利益供与に当たるのでしょうか。

A11

東京都暴力団排除条例を例に、同条例が利益供与の禁止の相手方としている「規制対象者」（2条5号）に該当するか否かの問題として考えます。

▼ 東京都暴力団排除条例

<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/sotai/image/jourei.pdf>

「反市場勢力」とは、一般的には、不公正ファイナンス、株式市場における不正な取引を行う者などとされていますが、暴力団排除条例上の「規制対象者」にそのまま該当するわけではありません。つまり、反市場勢力が、例えば「暴力団員である」「暴力団が経営支配する企業の役員で、その暴力団の威力を示すことを常習とする者である」ということであれば、「規制対象者」に該当し利益供与の対象となり得ること、そうでない場合は、直接的に反市場勢力と取引をしたとしても、「暴力団排除条例上は」利益供与違反とはならないということを理解する必要があります。

ただし、反市場勢力の資金の出所やその還流先等に暴力団等の関与があるのであれば、その反市場勢力は反社会的勢力と見なせるのであり、暴力団排除条例上の解釈はともかく、企業としては「関係をもつべきでない」として慎重に判断することが求められると言えるでしょう。

Q12

暴力団排除条例が施行されている中、企業としてやるべきことにはどのようなことがありますか。

A12

暴力団排除条例の主旨からみて今企業が取り組むべきこととしては、例えば、以下のようなことが考えられます。

① 企業姿勢の明確化

- 反社会的勢力との関係を一切遮断するとの企業姿勢の宣言と徹底
- 自社が関係を持つべきでない反社会的勢力（暴力団等）の定義（範囲）の明確化と全役職員間での共有

② 全役職員の意識改革

- 疑わしいとの端緒を把握するために必要な高い意識やリスクセンスの醸成に向けた教育活動
- 暴力団排除条例の内容の周知

③ 暴排条項の整備

- 全ての関係先との契約への暴排条項の導入（それ以外でも誓約書・確認書・表明確約書などの形で締結）
- 暴排条項の限界をふまえた契約内容・取引形態等の工夫（関係解消策の検討）

④ 反社チェックを内部統制システムに位置づける

- 疑わしい情報の集約・分析・判断の仕組みや基準の整備
- 新規取引開始時や定期・不定期のチェック体制の整備

⑤ 疑わしい取引の存否の精査

- 既に接点がないか、疑わしい取引がないかの総点検

①～④については、反社会的勢力排除の内部統制システムの重要な要素・取組み課題であり、平時から着実に実行していくことが有事の際には極めて有効だと言えますが、現時点で企業がまずすべきこととしては⑤が極めて重要であると考えます。

暴力団排除条例が施行されて既に1年以上の期間が経過しており、それにも関わらず、現場の当事者が「それと知りながら関係を継続する」行為については、暴力団排除条例の主旨に反する、あるいは利益供与違反と見なされる可能性があります。

企業としては、（私的な交流を含め）現場でそのような関係の継続がないか、関係が隠蔽されていないかについて、現場からの情報を待つだけでなく、自ら積極的に「見つけに行く」ことが求められています。

さらには、大阪府暴力団排除条例施行規則（第3条「暴力団密接関係者」の定義）などをふまえれば、企業の内側に潜むリスクとして、少なくとも管理職以上における暴力団等との私的な関係を含む一切の関係がないことを確認していくことも企業の存続には必要なことだと言えます。

▼ 大阪府暴力団排除条例施行規則

http://www.pref.osaka.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/ak20115491.html

6. 警視庁「暴力団排除条例に関するQ&A」(抜粋)

▼ 警視庁 東京都暴力団排除条例Q & A

http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/sotai/haijo_q_a.htm

Q1 事業者は、契約を締結する場合には、契約の相手方が暴力団員であるか否かを必ず確認しなければならないのですか？

A1

条例では、事業者が事業に関して締結する契約が「暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる疑いがあると認められる場合」に、契約の相手方が暴力団関係者でないかを確認するよう努める旨を定めています(第18条第1項)。この規定については、努力義務規定であり、例えば、スーパーやコンビニで日用品を売買するなど、通常、一般的取引の相手方について身分を確認しないような場合についてまで、あえて相手方の確認をするよう求めるものではありません。

Q5 暴力団員と一緒にゴルフに行ったり、飲食をしたりしただけで、警察から「密接交際者」として認定されるのですか？

A5

条例上、暴力団員と一緒にゴルフに行ったり、飲食をしていたからといって、警察がその人を「密接交際者」と認定し、「勧告」や「公表」の措置を講じる仕組みはありません。ただし、暴力団員と密接な交際をしていると、条例上の「暴力団関係者」とされ、都や暴力団排除活動に取り組んでいる事業者と締結する各種契約において、排除の対象となる場合があります。

Q7 「暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している」とは、どのような場合をいうのですか？

A7

例えば、次のような場合が挙げられます。

- 相手方が暴力団員であることを分かっているながら、その主催するゴルフ・コンペに参加している場合
- 相手方が暴力団員であることを分かっているながら、頻繁に飲食を共にしている場合

誕生会、結婚式、還暦祝いなどの名目で多数の暴力団員が集まる行事に出席している場合

- 暴力団員が関与する賭博等に参加している場合

Q13 どのような行為が、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資する利益供与違反（第24条第3項）に当たるのですか？また、違反に当たるか判断に迷った場合は、どうすればよいのですか？

A13

暴力団の威力を利用する目的で利益供与をする場合（24条第1項）以外で、「暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知って」規制対象者に利益供与した場合に違反（第24条第3項）となります。例えば、事業者が第24条第3項の利益供与違反になる主なケースは以下のような行為となります。

- 内装業者が、暴力団事務所であることを認識した上で、暴力団事務所の内装工事を行う行為
- ホテルの支配人が、暴力団組長の襲名披露パーティーに使われることを知って、ホテルの宴会場を貸し出す行為
- 印刷業者が、暴力団員の名刺や組織で出す年賀状等の書状を印刷する行為
- 警備会社が、暴力団事務所であることを知った上で、その事務所の警備サービスを提供する行為
- 不動産業者が、暴力団事務所として使われることを知った上で、不動産を売却、賃貸する行為
- ゴルフ場の支配人が、暴力団が主催していることを知って、ゴルフコンペ等を開催させる行為
- 興行を行う事業者が、相手方が暴力団組織を誇示することを目的としていることを知った上で、その暴力団員らに対し、特別に観覧席を用意する行為
- 風俗店経営者が、暴力団員に対し、いわゆる「みかじめ料」を支払う行為や、暴力団から正月のしめ飾り等を購入する行為
- スナック経営者が、暴力団員が経営する事業者であることを知りながら、その事業者から、おしぼりや観葉植物などのレンタルサービスを受けてその料金を支払う行為

IV. 暴力団排除条例の取組み動向

1. 暴力団等の排除を巡って

平成 23 年は、7 月の米大統領令（暴力団を国際犯罪組織に認定）、8 月のいわゆる「紳助ショック」、さらには 10 月には暴力団排除条例が全国で出揃うなど、社会的に暴力団排除の意識が高まりを見せた 1 年でした。平成 24 年も、とりわけ福岡において暴力団による一般市民への嫌がらせの多発、10 月から暴力団対策法の第 5 次改正の施行、暴力団対策法の規制の対象外である「半グレ」集団の台頭など、社会や企業における暴力団排除のあり方が問われる 1 年となりました。

そして、企業と暴力団等との関係についての社会の目はいよいよ厳しくなり、企業はこれまで以上に実効性を持って取組むことが求められています。

ついこの前までは「大丈夫だろう」と思われていた行為や関係が、今や「アウトだろう」と見なされるほど、判断基準が大きく変わっていることをあらためて認識することが重要です。暴力団排除条例に照らしてアウトかセーフかが盛んに取り上げられているのも、正に社会の目（判断基準）の変化を物語るものといえるでしょう。

そのうえで、正に今、そのような不適切な関係や接点が社内で継続していないか自ら積極的に確認する（見つけに行く）ことが求められているのであり、外部からの指摘や好ましくないレピュテーションが流布してしまってからでは遅いということも認識頂きたいと思います。

さらに、「これはまずいんじゃないか」と気付いた（意識の高い）現場社員を組織的にフォローできる社内体制が整っていないと、内部告発や意図しない情報漏えい（ブログやツイッターなどでの暴露話や何気ない書き込みなども含む）をきっかけとして、一気にクライシスが顕在化するリスクを抱えていることにも注意する必要があります。

企業のリスク管理で重要なことは、実は、（意外かもしれませんが）リスク感度の高い一部の社員がリスクの小さな芽を感知して、そのリスクを適切に評価できること、それをいち早く報告しようという動機や環境（いわゆる統制環境）が整っていること、その結果、出来る限り早い段階で組織として認知できることです。

このような（当社が提唱している）「ミドルクライシス（若干の危機）」への対応の成否こそリスク管理・危機管理の要諦であり、最終的に、クライシスの未然防止やクライシスにおけるダメージコントロールを容易にすることになるのです。反社会的勢力に関するリスクも、現場や業務プロセスにその端緒が潜んでいることから、そのような端緒をいかに可視化して組織的に手当てすることが重要か、改めて確認していただきたいと思います。

確かに、暴力団排除条例を遵守することは重要ですが、本来、それは、当然やるべきことを常識で判断しながら業務を粛々で行うことで十分対応ができるものです。

しかしながら、社会の目の要求水準（社会の要請）が既に暴力団排除条例のレベルを超えており、社内外の個人の意識の変化・社会の要請の変化に組織的に対応する（＝社風や仕組みを

見直す) ことができない企業は、企業存続のリスクに直面しかねないという点を認識することが重要となるのです。

2. 豊島区暴力団排除条例

東京都豊島区で、全国で初めて虚偽の養子縁組を防止する措置などを盛り込んだ暴力団排除条例が4月1日より施行されています。有数の繁華街である池袋がある豊島区には指定暴力団の事務所が33カ所あるとのことであり、同区の窓口には、短期間で縁組と離縁を繰り返すなど不審な申請が相次いでいたようです。先月には、名字を変えて借金を重ね、銀行口座を売り飛ばしていたとして、暴力団幹部ら3人が詐欺容疑などで警視庁に逮捕されている事案も発生しています。

名字や名前を変える「ネーム・ローンダリング」によって企業の反社チェックの目から逃れようとする反社会的勢力の手口が明らかになっています。自治体による水際防止策自体、大変有益な取組みであると評価できますが、自治体や職員による取組みには限界があり、企業としては、犯罪収益移転防止法により特定事業者に求められている「本人確認」手続きを参照に、「相手方をしっかり確認する」という反社チェック本来の取組みを、自社の手続き（業務プロセス）の中にどのように組み込んでいくかを、是非、検討して頂きたいと思います。

3. 山口組総本部内の自販機撤去

指定暴力団山口組総本部の敷地内に置かれていた飲料水の自動販売機について、設置した大手飲料水メーカーが組側への利益供与に当たる可能性があるとして撤去したとの報道がありました。

コンビニ等での販売においては、（相手が暴力団員と知っていても日常消費の範囲であれば）「活動助長」に当たらない可能性が高いのですが、暴力団の敷地内での販売であれば、（例えば日常消費だとしても）組織内の人間のみの利用に限定されるわけですから「活動助長性」が認められる可能性が高いと言えるのではないのでしょうか。

4. 破門状の送付

組員の追放を周知する「破門状」のはがきを印刷する行為は、活動助長性があると認められるため、印刷を受注した業者が指導や勧告の対象になりえますし、組員側も同様の規制を受け可能性があります。そのため、山口組でも、破門状の送付手段をはがきからFAXに切り替えていたものの、FAXの誤送信などのトラブルが相次いだため、最近、再びはがきに戻した

との報道がなされています。

そうすると、その印刷業者が暴力団排除条例の利益供与違反に該当する可能性が高いわけですから、警察による当該業者の指導・勧告といった適切な対応を期待したいと思います。

5. 埼玉県 身分照会が大幅増

埼玉県暴力団排除条例が施行されて以降、同県警には暴力団員に関する事業者からの身分照会が、同条例施行前の10年の年間553人から、施行後の1年間は9,878人になり、なかでも金融機関、不動産業者、建設業者が目立つとの報道がありました。

また、埼玉県暴力団排除条例による適用事案は5件あり、中学校から200メートル以内の場所に事務所を置いて組員が逮捕された事例、暴力団に「組葬」の会場を提供した葬祭業者やみかじめ料（用心棒代）を払った運転代行業者ならびに関わった組幹部らに勧告を出した事例などがあるということです。

現実には、このように警察情報を積極的に活用して暴力団排除の取組みを推進している事業者が増えていることが窺われます。貴社におかれましても、自社の反社チェックの仕組みの延長線上に警察相談等外部専門機関との連携を位置付け、実効性ある取組みを行って頂きたいと思っています。

6. 暴力団排除条項導入 行政側に遅れ

山形県では、身分を隠して銀行口座を開設したとして、今年2月に暴力団幹部組員の男が詐欺容疑で県警に逮捕され、金融機関が契約書に明記した暴力団排除条項が今年初めて暴力団組員の逮捕につながった事案がありましたが、一方で、契約事務が多い県や市町村等行政の反応は鈍いという報道がなされています。

公共事業等の受注実績により自らの健全性を主張する暴力団関係企業の手口を考えれば、このような認識や取組みの甘い自治体が真っ先に狙われるであろうことは容易に想定されることから、行政側には一刻も早く本腰を入れて取り組んで頂きたいと思っています。

7. 全国の自治体の動向

今年10月に、全国で暴力団排除条例が全面的に施行されて1年が経過しました。

その間、暴力団対策法の改正をはじめ、市町村レベルでの暴力団排除条例の施行など、暴力団排除に向けて官民一体となった取組みが進む一方で、暴力団による事業者に対する報復行為や勧告事例なども後を絶ちません。

ここでは、各地で「暴力団排除条例施行1年」をどのように総括されてきたかを当時の地元紙の報道内容等から紹介することで、今後の取組みの参考にして頂きたいと思います。

● **宮崎県（平成 23 年 8 月 1 日施行）**

宮崎県警に対する暴力団情報の照会件数は、不正目的の口座開設を防ぐ金融機関を中心に 53 件（8 月末現在）に上り、すでに昨年 1 年間の 5 倍を超えたとのこと。

● **埼玉県（平成 23 年 8 月 1 日施行）**

埼玉県暴力団排除条例施行後、埼玉県警は積極的に摘発や勧告を進め、学校の敷地近くに暴力団事務所を開くことを禁じた条例の規定に基づき、2 月には指定暴力団住吉会系組長を逮捕、関係者と協力して、事務所の撤去にこぎ着けています。また、暴力団が資金獲得の場としている「組葬」に場所提供した葬祭業者や、みかじめ料を渡した運転代行業者に勧告を行ったほか、祭りの露天からの暴力団員排除も進められています。さらに、この 1 年間で、埼玉県警には計 9,878 人について暴力団と関係があるかどうかの照会があり、条例施行前は、生活保護や公営住宅の入居審査などを行う自治体からの照会がほとんどであったのに対し、施行後は金融機関、不動産業者、建設業者を中心に、ホテルやゴルフ場などにも広がりを見せているということです。

● **静岡県（平成 23 年 8 月 1 日施行）**

中部電力は、暴力団排除対策協議会の設立総会を開催し、浜岡原子力総合事務所が直接発注する主な請負業者 35 社、約 100 人が出席する中、今後、浜岡原発に関連する請負業者約 800 社と共同で暴力団排除を強めていく方針を明らかにしています。さらには、静岡県百貨店協会に加盟する百貨店 4 社とイオングループが、暴力団組織名での中元、歳暮を受け付けないなどの対策をすでに実施、金融機関も預金口座の開設拒否や既存口座の解約なども進められています。また、暴力団の利益になると知りながら正月飾りを提供したり、資金集めが目的の組名義の葬式「組葬」を執り行った葬祭業者など事業者 5 人、組員 5 人に、業者名や氏名公表の一步手前となる「勧告」を出しています。

● **神奈川県（平成 23 年 4 月 1 日施行）**

神奈川県内では、今年 4 月までに、全 33 市町村において暴力団排除条例が整備されています。事業者においても、例えば、神奈川県内に約 300 店舗ある大手自動車販売店では、今年 1 月から顧客に対して「暴力団員ではない」などとする確認書の提出を求めているということであり、過去暴力団排除条例に基づく勧告を受けた「海の家」関係では、27

カ所ある海水浴場の各組合が「暴力団に組合員の資格を与えない」などとする約款や規約などを整備したり、同県質屋組合連合会にも契約の約款に「暴力団排除」を盛り込むといった取組みが進められています。

● **奈良県（平成 23 年 7 月 1 日施行）**

この 1 年間で奈良県暴力団排除条例に基づく勧告・指導は計 4 件で、具体的には事務所のリフォームを請け負った業者らに対して出されています。また、奈良県暴力団追放県民センターへの相談は、平成 23 年度の実績が 119 件にのぼり、前年度から 55 件増えるなど取組みが浸透しつつあるようです。

● **和歌山県（平成 23 年 7 月 1 日施行）**

取引先が暴力団関係者ではないかという事業所からの照会は施行後 203 件あり、前年同期の 90 件の 2 倍以上となったということです。また、行政処分は出ていないものの「暴力団の跡目継承の儀式に民宿の客間を提供」「暴力団から門松の注文を受注」「暴力団員が県有地でイベントを開催しようとした」として関係者へ指導したとのこと。

● **千葉県（平成 23 年 9 月 1 日施行）**

これまでに、用心棒代として暴力団員に金銭を提供する「利益供与違反」などがあったとして、千葉県暴力団排除条例に基づき 4 件の勧告が行われています。一方、千葉県内の飲食業やゴルフ場、遊技場などの各業界の 14 団体が、条例の理念に沿って独自の「暴力団排除宣言」を実施し、その結果、千葉県暴力団排除条例や暴力団排除宣言に基づき暴力団組員の利用を禁止しているゴルフ場に身分を隠して入場したとして、千葉県内の暴力団幹部が詐欺容疑で逮捕された事例もありました。なお、千葉県暴力団排除条例に基づき千葉県警から勧告を受けた事例としては、「建設会社経営者が暴力団に協力する目的で、口座に現金 5 万円を振り込む」「麻雀店経営者が暴力団組員に店を守ってもらう目的で、口座に現金 2 万円を振り込む」「建設会社役員が暴力団に協力する目的で、口座に現金 50 万円を振り込む」「運転代行会社経営者が、用心棒代として、暴力団組員の入居するマンションの家賃 5 カ月分、計 49 万円を肩代わりした」といったものがあげられています。

● **福井県（平成 23 年 4 月 1 日施行）**

福井県内の電力やガスなど公益事業者や金融機関は、各種契約時の契約書や取引約款に暴力団関係者との関係を絶つ排除条項を規定、また、暴力団関係者かどうか、事業者から県警への照会件数は前年比で 2.4 倍増えるなど事業者の取組みが本格化、その結果、

実際にある金融機関では、照会の結果、これまでに数人が関係者と判明し、取引をやめたとのこと。また、昨年6月には、福井県暴力団排除条例により、みかじめ料を受けた暴力団組員と支払った飲食店経営者に福井県公安委員会が勧告したケースもありました。

● **兵庫県（平成23年4月1日施行）**

指定暴力団山口組総本部がある兵庫県内には約90の暴力団が事務所を置き、県外の直系組長が総本部に通うため30か所ほど別宅があるとみられていますが、この1年で新たな拠点は確認されていないとのこと。また、兵庫県百貨店協会は暴力団関係の贈答品の販売を拒否、兵庫県印刷工業組合も、組名の入った破門状などの印刷物を取り扱わないことを決定、兵庫県神社庁は約3,800の神社に対し、暴力団の集団参拝を断るよう要請するなどの取り組みが進められています。なお、兵庫県公安委員会は、平成23年中に、組員への「用心棒代」支払いや山口組総本部の改修工事を請け負った業者らを対象に3件の勧告を出しています。

● **大阪府（平成23年4月1日施行）**

大阪府暴力団排除条例施行後の1年間で8件16人に条例を適用、また、暴力団に関する相談件数は725件、暴力団対策法に基づく中止命令は267件と、件数はいずれも前年より約4割増加する結果となっています。具体的な適用事例には、「暴力団が会合で使用するマイクロバスを貸し出した」とする暴力団への利益供与、あるいは「条例の禁止区域に事務所を構えた」といったものがあげられます。

● **愛知県・三重県・岐阜県（平成23年8月1日施行）**

暴排運動に積極的に取り組む動きが進む一方で、報復を恐れて関係を明かさない事業者もあり、愛知、三重、岐阜3県の暴力団排除条例に基づく勧告は計7件にとどまっています。

● **京都府（平成23年4月1日施行）**

京都府内の暴力団組員数（準構成員を含む）は昨年末時点で880人と前年同時期より290人減り、初めて1,000人を切った一方で、条例違反の摘発はゼロで、組織の活動の潜在化を危惧する声も出ています。昨年4月～12月、自治体などからの身元照会は7,004件、計3万3,477人で、この8か月間だけで前年1年間（5,053件、計1万8,400人）を上回るなど、取組みが進んでいます。一方、京都府暴力団排除条例には、他府県の条例

のように祭礼から暴力団を排除する規定がなく、その結果、京都府内では、各寺社で営業する露店からの排除ができておらず、京都府警が個別に申し入れを行っている現状にあり、改善が求められます。

● 東京都（平成 23 年 10 月 1 日施行）

警視庁に寄せられた暴力団に関する相談件数が前年同期の約 1.5 倍（1,715 件増の 5,540 件）に急増するとともに、施行前は「暴力団から脅迫された」などの被害を訴える内容が中心の相談も、施行後は取引先が暴力団関係者かどうかを確認するものが増加、「暴力団との契約を解除したい」という具体的な相談もあるとのこと。また、資金難に陥った組員が組織を離脱するケースが続出する一方で、東京都暴力団排除条例に基づく勧告は 4 件にとどまり、暴力団ではないため条例の網にかからない「不良グループ」（反グレ集団など）の活動が活発化するなど、運用や対策の難しさも浮き彫りとなっています。

8. 全国の暴力団排除条例の勧告事例等

1) 自治体 HP に公表されている具体的事例

① 大阪府

大阪府警察のホームページには、大阪府暴力団排除条例の適用事例が 10 例紹介されています（以下は大阪府警 HP からの引用となります）。

▼ 大阪府警察「大阪府暴力団排除条例適用事例」

http://www.police.pref.osaka.jp/05bouhan/boutai/bouhai_jyourei/jirei_1.html

1. 月極駐車場の経営を営む事業者が、暴力団山口組傘下組織組事務所隣接する駐車場の賃貸借契約を同組織組員と交わし、暴力団の活動を助長し、又は運営に資することとなる利益の供与をしたもの。（平成 23 年 6 月 事業者、暴力団組長に指導書を交付）
2. レンタカー会社営業所長は、暴力団山口組定例会等で使用することと知りながら、同組織傘下組織組員とレンタカー（マイクロバス）の貸渡契約を交わし、ブロック長である暴力団山口組幹部組員に暴力団の活動を助長し、又は運営に資することとなる利益の供与をしたもの。（平成 23 年 7 月 営業所長、山口組幹部組員に指導書を交付）
3. 駅前再開発に伴う解体工事を受注するため、暴力団山口組傘下組織組長に工事契約の仲介を依頼し、暴力団の威力を利用して解体工事を受注した見返りに、謝礼名目で現

- 金を供与したもの。(平成 23 年 8 月 解体業者、暴力団組長に勧告書を交付)
4. 酒屋を営む事業者が、暴力団山口組傘下組織組員が経営するヤミ券売場と知りながら同ヤミ券売場にビール樽を納品し、暴力団の活動を助長し、又は運営に資することとなる利益の供与をしたもの。(平成 23 年 8 月 事業者に指導書を交付)
 5. 山口組二次組織組長等は、暴力団排除条例で暴力団事務所の開設及び運営が禁止されている区域(学校等一定の施設の周囲 200 メートルの区域内)であるにもかかわらず、平成 23 年 10 月に組事務所を移転し、暴力団事務所を開設・運営したもの。(平成 23 年 10 月 山口組二次組織組長、若頭、本部長を通常逮捕)
 6. 衣類販売業者の社長は、暴力団山口組二次組織の組員が使用することを知りながら、山口組の代紋の刺繍を入れた通称戦闘服を作成、販売し、山口組二次組織組長に対し、暴力団の活動を助長し、又は運営に資することとなる利益の供与をしたもの。(平成 23 年 10 月 事業者、山口組二次組織組長に指導書を交付)
 7. 印刷業者は、暴力団山口組三次組織組長が発出する破門状等の印刷物を作成、販売し、同組本部長に対して、暴力団の活動を助長し、又は運営に資することとなる利益の供与をしたもの。(平成 23 年 12 月 印刷業者、山口組二次組織本部長に指導書を交付)
 8. 複写機レンタル業の代表者は、暴力団山口組二次組織組員が経営するヤミ券売場を知りながら、複写機をレンタルする契約を交わし、山口組二次組織特別相談役に、暴力団の活動を助長し、又は運営に資することとなる利益の供与をしたもの。(平成 24 年 1 月 レンタル業者、山口組二次組織幹部に指導書を交付)
 9. コンビニエンスストアの経営者は、暴力団山口組傘下組織の活動を助長等することを知りながら、常態的に同組組員の車両を同店の駐車場に無償で駐車することを容認して、利益の供与をしたもの。(平成 24 年 6 月 コンビニエンスストア経営者、山口組傘下組織組長に勧告書を交付)
 10. 物品製造・販売会社は、暴力団の活動を助長等することを知りながら、暴力団山口組傘下組織幹部から、盆栽 1 鉢を市場価格を超える金額で購入し、相当の対償のない財産上の利益の供与をしたもの。(平成 24 年 6 月 事業者、山口組傘下組織幹部に勧告書を交付)

② 宮城県

宮城県警の HP には、平成 23 年の宮城県内における勧告事例が 5 つ紹介されています(以下は宮城県警 HP からの引用となります)。

▼ 宮城県警 暴力団排除条例ページ

http://www.police.pref.miyagi.jp/hp/botai/jourei/bouhai_jyourei.html

1. 風俗営業店の経営者が、暴力団員が客引きをした客を、無償で引き受けることにより、暴力団員から役務の供与を受けたもの
2. 武道指導者が、暴力団員に対し、毎月上納金を渡していたほか、無償で武道の指導をする方法により、暴力団員に対し利益の供与をしたもの
3. ガソリンスタンド店長が、暴力団員の使用する乗用車を長時間無償で駐車させる方法により、暴力団員に利益の供与をしたもの
4. 飲食店経営者が、暴力団員に対し、その威力を利用する目的で、無償で飲食物の供与をしたもの
5. 飲食店経営者が、威力を利用する目的で暴力団員を雇用し、給与支払いの名目で暴力団員に現金を供与したもの

2) その他の勧告事例等

ここでは過去1年間程度の事例をピックアップしていきますが、これらを確認することによって、業種・業態、あるいは金額の多寡を問わず適用されている現実や条例の求めているものの理解を深めて頂きたいと思います。また、実名公表される前の段階であっても、事例としては公表され、場合によっては会社名も特定されてしまうおそれもあることから、その時点で深刻なレピュテーションへのダメージが生じうることを、あらためて認識して頂きたいと思います。

なお、ここでの事例には暴力団排除条例による勧告事例の他に、各自治体の入札要綱における暴力団排除の取組みによって排除措置等が講じられた事例等も含まれています。

① 宮城県

暴力団組員の男から無償で客引きの客を紹介されたとして、宮城県公安委員会は、仙台市青葉区の風俗店経営者の男に暴力団排除条例に基づく勧告を行い、組員にも同様の勧告をしています。同条例で初めての勧告事例であり、勧告に従わない場合、事業者や組員の名前が公表されることになります。

② 山形県

偽の建設業許可申請をしたとして暴力団組員らが建設業法違反容疑で逮捕された事件で、酒田市の建設業者に暴力団排除条例に基づき、注意書を渡して、取引先が暴力団でないことの確認を徹底するよう指導したとのことです（同条例の適用ははじめて）。建設業法違反容疑で逮捕された暴力団組員が実質的に経営する建設会社が、当

該業者から県発注の公共事業 2 件の下請け工事を受注していたとのことであり、同容疑者とは以前からつき合いがあり暴力団組員との認識はあったとのこと。

③ 熊本県

スナック経営者からみかじめ料（造花のリース代名目で毎月 5,000 円）を受け取ったとして、暴力団排除条例違反容疑で、暴力団組員（恐喝未遂罪で起訴）らを再逮捕しています（暴力団排除条例による逮捕は全国で初めて）。

④ 岡山県

岡山県公安委員会は、指定暴力団の本部事務所の内装工事を行う利益供与があったとして、暴力団排除条例に基づき、工事を依頼した暴力団組長ら 2 人と施工業者にそれぞれ勧告し、県のホームページで内容を公表しています。

▼ 岡山県警HPより

<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-92554.html>

【SPN 注】岡山県暴力団排除条例においては、勧告に従わなかった場合に公表する他の道府県の条例と異なり、勧告した時点から公表できることになっており、公表に至った事例は福岡県以外では全国初とのこと。

⑤ 神奈川県

1. 暴力団が主催するディナーショーをホテルで開催したとして、神奈川県公安委員会は、暴力団排除条例に基づき、県内のホテルの支配人に対し今後は場所を提供しないよう、主催した指定暴力団稲川会系幹部にはディナーショーを開催しないよう勧告したとのこと。暴力団排除条例の典型的な事例として取り上げられることの多いホテルの宴会場における勧告事例であり、ホテル側が、相手が暴力団と「知って」いてなお会場を提供していたことが問題視されています。

▼ 神奈川県暴力団排除条例（とりわけ第 23 条第 2 項第 6 号を参照）

http://www.police.pref.kanagawa.jp/pdf/c8040_01.pdf

【SPN 注】同ホテル側は「昔からの取引で断りきれなかった」と弁明しているようですが、現時点の企業のスタンスとしてはやはり問題があると言わざるを得ず、これを他山の石として、社会の要請の変化をいち早く認識することの重要性を再度確認頂きたいと思います。

2. 神奈川県では、昨年、海の家の開設を認めたとして、海水浴場組合の組合長の男性と指定暴力団稲川会系の組長が、神奈川県暴力団排除条例に基づき勧告を受けています。そのような状況の中、海を家の営業手続きを強要しようとしたとして、指定暴力団山口組系組長が強要未遂容疑で逮捕されました。
3. 工事代金の回収の際に暴力団の名前を使用するなどの目的で幹部の口座に月1万円を振り込み、暴力団の威力を利用しようとしたとして、神奈川県公安委員会は、神奈川県暴力団排除条例違反に基づき、県内の水道工事業者の男性と、山口組系暴力団幹部の2人に勧告しています。
4. 暴力団事務所に使用されることを知りながら事務所の建築を請け負った（既に引き渡され事務所として使用されている）として、神奈川県公安委員会は、神奈川県暴力団排除条例に基づき、相模原市の建設会社に対し、建築を請け負わないよう勧告しています（暴力団事務所を建設した建設業者が勧告を受けるのは同県内では始めてとなります）。一方で、建築を依頼した指定暴力団稲川会系暴力団幹部に対しても建築を請け負わせないよう勧告がなされています。
5. 神奈川県暴力団排除条例で事務所の開設が禁止された区域内（保育所から直線で約180メートルの距離）にある川崎市内の貸家に事務所を設け、10月下旬まで運営したとして、指定暴力団稲川会系組長が同条例違反（事務所の開設・運営）容疑で逮捕されています。なお、平成23年4月に同条例が施行されて以降、違反による逮捕は初ということです。

⑥ 佐賀県

佐賀県公安委員会は、暴力団と知りながら駐車場の無償利用を容認していたとして、佐賀県暴力団排除条例に基づき、この駐車場を管理する県内の事業所責任者に対し、駐車させないよう勧告、あわせて、指定暴力団の組長に対しても使用しないよう勧告していますが、今年の1月に同条例が総合的なものに改正施行されてから始めての事例となります。暴力団の車であると「知って」行っており、「以前からの慣例で容認」していたということで、多くの企業においても同様に「昔からの慣習で続いている関係を黙認している」ケースが現実には多いのではないのでしょうか。あらためて、暴力団排除条例の主旨を社内で十分に周知し、そのような関係がないか、今一度確認をしていただきますようお願いいたします。

⑦ 愛知県

愛知県公安委員会は、愛知県暴力団排除条例に基づき、県内の元縫製業者に対し、これまで計200～300着にわたり納入していた弘道会の代紋入り「行動服」を、同組員に対し販売しないよう勧告したと発表しています。記事にもありますが、組事務所の捜索時に発見

される領収証や納品書を端緒として勧告に至るといったケースが多く、企業としても、警察からの照会によって初めてその事実を知る、といったことのないよう社内情報の収集に努めて頂きたいと思います。

⑧ 石川県

石川県警は、同県暴力団排除条例に違反したとして、風俗経営者とスナック経営者に利益供与（毎月1万円の用心棒代）をやめるように勧告するとともに、金沢市内の指定暴力団山口組系組員に利益供与を受けないように勧告したと発表しており、同県では初の勧告事例となります。

⑨ 奈良県

1. 暴力団員と知りながら用心棒代として毎月5千円から1万円の現金を支払ったとして、奈良県公安委員会は、同県暴力団排除条例に基づき、同県内の建設業者に利益供与をやめるよう勧告するとともに、この暴力団幹部に対しても利益供与を受けるのをやめるよう、同条例に基づき勧告しています。
2. 奈良県内の保育所近く（約130メートル先の住宅）に暴力団組事務所を開設、運営したとして、山口組系三次団体幹部他を奈良県暴力団排除条例違反の疑いで逮捕しています。奈良県においては、施行後初の逮捕事例となります。

⑩ 香川県

香川県では、今年2月に香川県暴力団排除推進条例違反（3万円相当の門松の無償提供）で是正勧告を受けた造園業者について、県内では初めて3カ月間の指名停止処分としています。

⑪ 静岡県

1. 暴力団の利益になると知りながら正月飾りを提供した（暴力団員が飲食店やスナックなどへの転売目的で注文していることを知りながら販売した）として、静岡県公安委員会は、同県暴力団排除条例に基づき、熱海市内の青果業者と食品販売業者に、今後販売しないよう勧告しています。
2. 暴力団が無断で駐車場を使用しているのを黙認したとして、浜松市内のレストラン店長に、組員の使用を断るよう警告しています。
3. 暴力団が資金集めのために行う「組葬」と呼ばれる葬儀に、祭壇飾りやテントなどを提供したとして、静岡県公安委員会は、静岡県暴力団排除条例に基づき、葬祭事業者に利益供与をやめるよう勧告、一方の指定暴力団極東会系組織幹部にも、利益供与を

受けないうよう勧告しています。

⑫ 兵庫県

山口組系の暴力団組員に用心棒代を渡していたとして、兵庫県公安委員会は、神戸市内のガールズバー経営の男性と、同区内のマッサージ店経営の女性の2人に対し、兵庫県暴力団排除条例に基づき、利益供与をやめるよう勧告しています。

⑬ 東京都

1. 指定暴力団の稲川会と松葉会が、昨年12月、東京都内の飲食店で開いた会合について、飲食店側が、暴力団が利用すると知りながら会場を提供していたとして、東京都公安委員会は、東京都暴力団排除条例に基づき双方の暴力団の会長と飲食店に違反行為をやめるよう勧告しています。東京都における勧告事例としては2例目となりますが、とりわけ、暴力団排除条例で指定暴力団のトップ2人に勧告が出されるのは、初めてだということです。
2. 東京都内の不動産業者から駐車場を無料で利用できるよう便宜供与を受けていたとして、東京都公安委員会は、住吉会系組長に対し、東京都暴力団排除条例に基づき、今後は無料で駐車場を利用しないよう勧告しています。今年4月にこの不動産業者が警視庁に自己申告し発覚、不動産業者が「今後は利益供与はしない」として誓約書を提出したことから、勧告の適用を除外しています（なお、勧告の適用除外となったのは初めてとなります）。
3. 東京都新宿区内の飲食店に足ふき用マットをレンタルし、1カ月の売り上げ約30万円のうち約27万円を指定暴力団極東会系組幹部に提供する利益供与を行ったとして、都公安委員会は、東京都暴力団排除条例に基づき、埼玉県内のレンタル業者に対し、利益供与を止めるよう勧告しています（あわせて、この組幹部にも利益の受け取り中止を勧告しています）。
4. 東京都住宅供給公社発注の住宅改修工事で、孫請けの建設会社が指定暴力団稲川会系暴力団員を工事請負代金の未収金の取り立てに使ったとして、警視庁は、各団体と締結した暴力団排除に関する合意書に基づく措置ということで、国土交通省や東京都など関係40団体に対し、建設会社「有元組」（練馬区）の入札参加資格を取り消すように要請しています。

⑭ 埼玉県

暴力団幹部らに組員の葬儀（組葬）の場所を提供したとして、埼玉県公安委員会は、埼玉県暴力団排除条例に基づき、東京都内の葬祭会社と県内の葬祭業の男性経営者に対し、利

益供与しないよう勧告しています。あわせて、組葬を取り仕切った住吉会系暴力団幹部と組員の2人にも勧告をしています。なお、報道によれば、会場として貸し出した葬儀場側は組葬であるとは知らなかったとのことで、今回の勧告の対象とはなっていません。

⑮ 福岡県

1. 福岡県警は、工藤繪系組長と密接交際したとして、タイル工事業者を福岡県暴力団排除条例（下請けからの排除）に基づき、福岡県などに通報するとともに福岡県警のホームページに公表しています。
2. 久留米署は、久留米市暴力団排除条例に基づき、格闘技団体代表が指定暴力団動仁会系組員と交流し、道場の運営に組員が関与していた疑い（密接な関係）があるとして、格闘技団体を市に通報したと発表しています。
3. 福岡県警は、指定暴力団道仁会幹部と密接交際したとして、福岡県暴力団排除条例（下請けからの排除）に基づき、久留米市の造園業「安徳造園」を福岡県などに通報しています。同社代表が、昨年12月以降、同県内外のゴルフ場で、道仁会幹部らと6回にわたってゴルフをするなどしており、代表と幹部は高校で先輩後輩の関係だということです。
4. 家出中の少年2人を組事務所で寝泊まりさせたとして、福岡県公安委員会は、暴力団山口組系幹部に対し、改正福岡県暴力団排除条例に基づく中止命令を出しています。同条例は青少年を組事務所に立ち入らせることを禁じており、今回が初の適用となるということです。

⑯ 栃木県

暴力団の威力を事業に利用すると知りながら、事業者から現金供与を受けたとして、栃木県公安委員会は、栃木県暴力団排除条例に基づき、住吉会系暴力団員に勧告、事業者には口頭注意をしています。

⑰ 大阪府

1. 山口組系暴力団幹部から盆栽を不当な高値で購入することで、同幹部に利益を与えたとして、大阪府公安委員会は、大阪府暴力団排除条例に基づき府内の健康食品販売会社に対し今後は購入しないように、また、幹部に対しては売りつけないようにそれぞれ勧告しています。報道によれば、同幹部が7千円で購入した盆栽1鉢を6万円で買い取り、盆栽の購入は総務担当者間で引き継がれていたとのことです。暴力団排除条例の取組みにおいては、今現在「疑わしい取引がないか」をしっかりと確認することが重要であり、このような「情を知って」関係を継続している場合は、利益供与違反

さらには「悪質である」とみなされる可能性があると言えます。

2. 暴力団幹部が事実上経営に関与していたとして、大阪府などの暴力団排除措置要綱に基づき、泉南市信達岡中の建設会社を公共事業入札から排除するよう、府と国に通報しています。府警によると、建設業法違反容疑で同社社長を逮捕、同社を搜索した際に、同社顧問の肩書が付いた酒梅組系暴力団幹部の名刺などを発見したことが端緒となったとのことでした。
3. 暴力団幹部が社長に就いているとして、府警は、大阪市内の建設会社について、公共事業入札から排除するよう府と大阪市、国に通報しています。同社では平成21年6月、山口組系暴力団幹部が社長に就任しており、今年6月下旬、建設業許可の更新を申請した際、府が府警に照会し、社長が暴力団幹部と判明したということです。
4. 指定暴力団山口組の代紋を組員が着用する「戦闘服」に刺しゅうするよう注文したとして、大阪府公安委員会は、大阪府暴力団排除条例に基づき、府内に拠点を置く同組直系の11組織に注文を行わないよう指導しています。また、府公安委員会、注文を受けた大阪市内の縫製会社にも指導しています。
5. 暴力団組員に駐車場を貸したとして、大阪府内の不動産会社と指定暴力団山口組直系組長に対し、大阪府暴力団排除条例に基づく行政指導を行っています。昨年4月から今年10月まで、相手が暴力団関係者と知りながら13台分の駐車場（組事務所から約30メートル）の賃貸契約を月15万円で結んでおり、1台分のスペースにスーツ姿の組員が常駐して車の誘導などを行っていたということです。相手が暴力団であると知って」の利益供与に該当します。

⑱ 千葉県

1. 千葉県公安委員会は、未成年を暴力団事務所に入れたとして、指定暴力団松葉会組員に対し、千葉県暴力団排除条例（少年を暴力団事務所に立ち入らせることの禁止）に基づく中止命令を出しています（同条例に基づく中止命令は施行後初めてとなります）。
2. 千葉県の九十九里海岸の海の家に対して飲料を高額で購入させようとしたとして、千葉県警は、指定暴力団住吉会系組員ら3人に中止命令を出しています。九十九里海岸の片貝海水浴場など4カ所の海の家10店舗に対して、ウーロン茶などの飲料を1箱10,000～20,000円で購入するよう要求、店側は昨年までは「付き合い」で、ウーロン茶などを購入していたということです。海の家については、昨年、神奈川県で摘発事例があり、その反省を受けて要求を拒否した事例も報道されていたので、千葉県においても毅然とした対応の有効性が証明されたということだと思います。

⑪ 富山県

富山県公安委員会は、指定暴力団山口組組員に現金 500 万円を支払ったとして飲食店を経営する県内の男性に利益供与をやめるよう暴力団排除条例に基づき勧告し、組員には金銭を受け取らないよう勧告しています（富山県では初めての勧告事例となります）。

⑫ 山梨県

山梨県は、会社の役員に暴力団員が就任していたとして、身延町の工事業者を 6 ヶ月間の指名停止処分としています。山梨県によると、暴力団関係者の役員就任が判明し、県が会社を指名停止処分にするのは初めてということです。

V. 企業実務の動向

1. 暴力団排除条例施行時における企業の取組み状況

1) 東京商工リサーチ アンケート（平成 23 年 9 月実施）

東京商工リサーチでは、東京都暴力団排除条例の施行直前の 9 月、都内の企業 100 社を対象に、暴力団排除条例に関するアンケートを実施しています。

▼ 東京商工リサーチ『暴力団排除条例』施行直前 緊急アンケート

http://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/2011/1213686_1903.html

本調査結果によれば、条例自体の周知はなされているものの、「詳細までは知らない」「最近知った」が合わせて 76%を占めていることや、（同条例の施行前に）取引先を事前にチェックした企業が 23%、契約解除まで至った企業が 8%あった一方で、取引先の見直しを行っていない企業が 69%あるなど、まだまだ取組みに遅れがみられる結果となっています。

私どももセミナーや各種問合せ等を通して、条例に関する様々なご質問等を頂いておりますが、まだまだ企業側が条例を正しく理解しないで右往左往しているような印象があります。

企業が行うべきこととしては、そのような誤解や過剰反応をすることなく、全ての役職員に対する研修等を通じた社内の意識改革、当たり前のことができていない（関係を認識しているのに解消できていない）ことが最も問題とされることをふまえ、現時点で社内に反社会的勢力との接点がないかを総点検するよう努めて頂きたいと思います。

2) 帝国データバンク アンケート（平成 23 年 9 月実施）

① 名古屋地区

愛知県内の企業に、暴力団排除条例への認知度や暴力団対策についてアンケート調査し、回答した 606 社のうち 4 分の 3 が「条例は知っている」と答えたものの、対応策が決まっていない企業も 6 割以上あったということです。

② 札幌地区

北海道内の 1,186 社を調査対象とし、571 社から回答を得た結果、暴力団排除条例の内容を「知っている」のは 430 社（75.3%）で、業種別では不動産業の 92%に浸透、金融や建設、農林水産関連業も 80～90%程度に上ったが、運輸や製造、卸売業では 60%台と低く、傾向として、金融や不動産等以外の接点の生じにくい業界の脇が甘いといえ、今後、それらがターゲットになる可能性があると考えます。

③ 大阪地区

近畿2府4県の企業3,812社を対象に実施し、1,781社から回答を得た（回答率46.7%）調査によれば、条例を受けた対応について、「当面は具体的対策をとる予定はない」が40.8%に達したとのこと。大企業では19.3%にとどまったが、中小企業では42.6%にのぼった。「何をすればよいか分からない」との回答も23.5%あったということです。

全体的な傾向として、条例の認知度ですら業界によって異なっており、取組みの進んでいる業界でそうでない業界とのそもそもの意識の違いが浮き彫りになっています。当社が2009年に公表した「SPN レポート～企業における反社会的勢力排除への取組み編」(<http://www.sp-network.co.jp/pdf/spnrepo0901.pdf>)で指摘した状況が未だに続いていることが大きく懸念されることです。また、複数の調査結果から、取組みを行っていない企業が4割程度存在すること、不当要求を受けた企業の割合が1～2割程度であること、それらに地域差がほとんどみられないことなど、大変興味深い結果であると思われます。

2. 業界における取組み状況

1) 全国銀行協会（全銀協）

全銀協では、銀行取引約定書における暴力団排除条項の参考例を一部見直し、公表しています。

▼ 全銀協 融資取引および当座勘定取引における暴力団排除条項参考例の一部改正について（平成23年6月）

<http://www.zenginkyo.or.jp/news/2011/06/02150000.html>

主に、属性要件の範囲を、各地の暴力団排除条例をふまえて具体化・明確化した点、そしてその射程範囲が事実上拡大されている点が特筆され、銀行のスタンスがこのレベルまで来ていることから、今後、この内容が企業にとっての標準形となるものとして注目されます。具体的には、以下の項目が属性要件として追加されており、いわゆる「密接関係者」まで排除する内容となっており、排除実務上も当該条項を設けていることは大変有益（有効）であると思われますので、既に排除条項を整備している企業であっても、このような内容での見直しをされることをおすすめいたします。

なお、いわゆる「5年卒業基準」については、偽装離脱等の現実もふまえれば、このルールに囚われることなく、現時点の相手の状況をよく観察して見極めていくことが重要であること

は言うまでもありません。

- 「暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者」と追加
- 次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する
 1. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 2. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 3. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 4. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 5. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2) 日本証券業協会（日証協）

警察庁は、暴力団組員らの情報をデータベース化して日証協のシステムと接続、証券会社が顧客の指名や生年月日を日証協経由で照会すると、「組員」または「組員の可能性がある」かがオンラインで即座に分かるような仕組みの運用を平成25年初めより開始するということです。

この取組みが実現すれば証券取引からの暴力団排除は確実に前進するでしょう。

ただし、実態としては、証券取引を実際に組員本人が行うことは少なく（小遣い稼ぎで本人が個人的に行う事例はあるものの、組織的な資金運用においては共生者が暗躍しているのが現実）、この暴力団排除の取組みがゴールなのではなく、反社会的勢力排除の取組みの本質からみれば、そして、彼らがデータベースから逃れる手法を今後駆使してくることをふまえれば、むしろスタート地点に近いのではないのでしょうか。

ますます不透明化・潜伏化する反社会的勢力排除のためには、データベースは有効なツールであるとはいえ、そこには限界があることを認識し、それに頼るのではなく、本来的には相手をよく観察するという「目利き」能力こそ求められているとの認識が必要です。

3) 日本民間放送連盟（民放連）

民放連は平成23年10月31日、民放としての行動指針を策定し、公表しています。

▼ 日本民間放送連盟「放送倫理／反社会的勢力に対する基本姿勢」

[http://www.j-ba.or.jp/index.php?%CA%FC%C1%F7%CE%D1%CD%FD%2F%C8%BF%B
C%D2%B2%F1%C5%AA%C0%AA%CE%CF%A4%CB%C2%D0%A4%B9%A4%EB%B4%
F0%CB%DC%BB%D1%C0%AA](http://www.j-ba.or.jp/index.php?%CA%FC%C1%F7%CE%D1%CD%FD%2F%C8%BF%B
C%D2%B2%F1%C5%AA%C0%AA%CE%CF%A4%CB%C2%D0%A4%B9%A4%EB%B4%
F0%CB%DC%BB%D1%C0%AA)

指針は「反社会的勢力に対する基本姿勢」と題され、番組の制作現場などに条例遵守を徹底し、番組制作やイベント開催の際はその点に留意し、暴力団に介入の隙を与えないために、経営トップから現場まで社内一丸となって行動する、などうたわれています。基本姿勢を打ち出すことは良いことですが、反社会的勢力排除の取組みは、法令遵守レベル（ましてや、暴力団排除条例遵守レベル）ではなく、レピュテーション・リスクへの対応をはじめとする「法令遵守を超えたリスク管理」が求められていることを、業界として未だ古い慣習を引きずり、脇の甘い業界と言われかねないからこそ、もう少し前面に押し出すべきではなかったかと思われます。

4) 住宅（賃貸住宅）

▼ 国土交通省「賃貸住宅標準契約書」の改訂版について（平成 24 年 2 月 10 日）

http://www.mlit.go.jp/report/press/house03_hh_000069.html

一時期、実務上意外に多かった相談が、賃貸借契約（自社が借主）における排除条項が、一方的に借主に対するものであって貸主側についてカバーされていないというものでした。不動産賃貸事業を行っている大手でも、未だにそのような内容で一切変更を認めないといった対応をされる場所もあるようです。

国土交通省が、「賃貸住宅標準契約書」の改訂で「反社会的勢力排除条項」を盛り込み、「甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する」という条項で、あらかじめ契約当事者が反社会的勢力でない旨等を相互に確約することを記述する旨の内容となっています。企業としては、賃貸物件のオーナーが反社会的勢力であった場合には当然当該契約の解除に努めるべきであり、そのような実務を後押しするような改訂内容と言えます。

5) 住宅（分譲マンションの管理規約）

国土交通省は、分譲マンションの管理規約のモデルとなる「標準管理規約」を改正し、暴力団の排除規定を盛り込む方針を固め、以下のような内容が盛り込まれるようです。

- 事務所としての使用禁止

- 組員への譲渡や貸与の禁止
- 組員と判明した場合は契約を解除できる
- 居住者が組員の場合、使用禁止や競売を求めることができる
- 事務所の疑いがある場合、管理組合の理事長に室内を確認できる権限を持たせる

分譲マンションからの暴力団排除については、不動産売買契約におけるモデル条項が関係団体から公表されていますが、管理規約にも盛り込むことで、一層、実効性が増すものと期待できます。

▼ 不動産売買契約における暴力団排除条項のモデル（国土交通省）

<http://www.mlit.go.jp/common/000165579.pdf>

ところが、この「マンション標準管理規約」を見直している国土交通省が、新たに導入する暴力団排除規定について、「憲法違反の恐れがある」との慎重論があったため入居済みの組員を追い出せる条項を盛り込まない方針であるということです。

今回の改正案では、暴力団排除規定により、組事務所としての使用・賃貸・譲渡や、組員の住居としての新規入居・賃貸・譲渡の禁止を明示、分譲時の原始規約に組員排除条項を盛り込み、反社会的勢力ではないという誓約書の提出を義務付けることで、組員と判明した場合に退去を促せるようにする一方で、既存のマンションに住んでいる組員に退去を求められる条項の導入については、有識者会議で意見が割れたようです。

▼ 国土交通省「マンションの新たな管理ルールに関する検討会について」（第8回議事録）

<http://www.mlit.go.jp/common/000224793.pdf>

【SPN 注】最終の結論の公表まで至っておらず、例えば 26 ～ 32 ページ部分の議論など参照のこと

ただ、公営住宅からの暴力団員の排除が争点となった平成 21 年 10 月の最高裁の判例によれば、「暴力団構成員という地位は、暴力団を脱退すればなくなるものであって社会的身分とはいえず、暴力団のもたらす社会的害悪を考慮すると、暴力団構成員であることに基づいて不利益に取扱うことは許されるというべきであるから、合理的な差別であって、憲法 14 条（法の下の平等）に違反するとはいえない」とされています。

慎重に議論するのは当然のこととして、社会の要請が明らかに変化（厳格化）している社会情勢からみて、ある意味、時代の流れに逆行するような判断については、今後、パブリックコメント等を通じて、様々な議論がなされることを期待したいと思います。

6) スポーツジム

神戸市内のスポーツジムで会員申請する際、暴力団員は会員になれないとする規約があるにもかかわらず、暴力団であることを隠して会員になったとして、兵庫県警は、詐欺容疑で、愛知県豊橋市の指定暴力団山口組直系「平井一家」総裁を逮捕しています。スポーツジムからの暴力団排除の取組みも徐々に浸透している状況であり、以下のような取組みを、平時から行うべきであり、あらためてご確認頂きたいと思います。

● 会員規約への暴力団排除条項の導入

具体的には、暴力団関係者の入会を認めないこと、判明したら一方的かつ無催告で入会資格を取り消せること、その場合には入会金の返還には応じないこと、(名義貸しやなりすましへの対策として) 本人以外の名義での申込みや利用が発覚した場合には即時に入会資格を取り消すことができる、といった内容を盛り込み、新規会員のみならず既存会員にも周知徹底することが望ましいと言えます。

● 禁止事項の見直し

暴力団関係者であるかどうかとは直接関係させることなく、入れ墨については、他のお客さまに不安感や恐怖感、不快の念を与えるものであるとして、「入れ墨のある方の施設のご利用を禁止します」と禁止事項として明記する、さらには、施設内にその旨貼り出して周知するとともに、違反した場合には警告、それでも違反を繰り返す場合には入会資格を取り消す、といった段階的な措置ができるよう、会員規約の内容について見直すことも検討する必要があると言えます。

● 申込み手続き・施設利用時の表明・保証の導入

入会申込み時だけでなく、会員規約の改定時、あるいは、施設利用の都度、利用申込書等に自筆で表明・保証させることも考えられます。具体的には、「私は暴力団または暴力団と密接な関係を有する者ではありません。」「私は本スポーツクラブに登録している本人に相違ありません。」「私は本施設の使用にあたっては、(裏面に記載されている) 禁止事項を行いません。」「これらに違反した場合、会員資格が取り消されることに合意します。」といった項目(チェック欄)を施設利用申込書等に設け、必ず本人にチェックさせるといった運用が考えられます。

● 従業員教育の実施

暴力団排除に取り組む意味や企業姿勢、初期対応の要領、疑わしい兆候とはどのようなものか、それを認知した場合には会社に報告する、といった内容を全ての従業員に理解してもらうことが重要であり、あわせて、簡易な対応マニュアルを現場に備え付ける、誓約書等を提出させるといった具体的な対策を通じて、その意識をより一層徹底していくことが必要です。

3. 従業員からの暴力団排除

最近の暴力団排除条項の表明・保証条項に、「役員・従業員が反社会的勢力と関係がないこと」を求めているものを見かけますが、今一度、その主旨と目的について確認する必要があると思われる。

確かに、役員や従業員に暴力団関係者がいないことが望ましいことは言うまでもありませんが、例えば大阪府暴力団排除条例のように、課長や営業所長クラスであっても「暴力団密接関係者」に該当する者がいれば公共事業から排除されるといった規定があるとはいえ、あくまで「事業に影響を及ぼしうる立場」との姿勢を示しているものとして理解すべきであり、そのような立場にない末端の従業員までを表明・保証の対象に含めることは、あまりにも不確定要素が大きく、表明・保証の範囲を超えるものであり、実務的・現実的でないと思われます。

▼ 大阪府暴力団排除条例施行規則

http://www.pref.osaka.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/ak20115491.html

とはいえ、自社の従業員に暴力団等がいることを是認せずに、排除に努めることが暴力団排除条例の意図するところであり、雇用関係ですら例外ではありません。

最高裁の判例（平成 21 年 10 月）でも、「暴力団構成員という地位は、暴力団を脱退すればなくなるものであって、『社会的身分』とはいえない」としており、その属性ゆえに不利益に取り扱われることが是認されると判断されていることをふまえれば、企業としても、従業員管理の観点から、従業員に暴力団等がいるか確認する、さらにはそのような場合の当該従業員の排除に備えて、誓約書の提出や就業規則等に排除規定を盛り込むといった具体的な取組みが検討されてもよいと思われます。

また、従業員本人ではなく、家族や親族にそのような関係者がいる場合、当然のことながら、従業員本人をそのことをもって排除の対象とするのは雇用機会均等や法の下での平等（憲法第 14 条）の観点からは問題があると言えます。

しかしながら、配偶者など生計の一体性が濃厚で、犯罪行為のための雇用関係偽装等、そのこと自体が暴力団の活動を助長するおそれがあるとか、家族や親族に暴力団員がいることを誇示したり（威力を利用する）、便宜を供与する（例えば、銀行口座の開設が難しい現状を踏まえて、親族の暴力団員のために銀行口座を開設する、クレジットカード契約をする、住宅ローン契約をする、親族の暴力団員の金融取引を隠蔽するため、自身の銀行口座等を利用させる）といった行為があるのであれば、それは、単純に属性としてではなく、一体性とか行為に問題があるものとして対応を検討することが妥当だと言えます。

同様に、同級生、PTA 活動など、暴力団等との間に社会生活上必然的に生じた関係につい

ては、当該暴力団等の威力を利用する目的を持って、あるいは活動を助長するような、さらには、社会的にみて密接な関係であるとの誤解を生じさせるような、度を越えた交際や接触がないよう、常識的に判断し、節度を持って行動するよう、役員や従業員に周知徹底を図ることが企業の対応として必要なこととなります。

4. 内部統制システムの脆弱性

百十四銀行の不正融資事件で、約9億5千万円の損害を銀行に与えたとして、特別背任罪に問われた元支店長に、大阪地裁は、懲役4年の判決を言い渡しています。また、融資先企業の経営者で、同罪に問われた元暴力団組員には、懲役3年6月を言い渡しています。

判決理由で裁判長は、「元支店長は金品をもらったり、ゴルフ接待を受けたりするため、無担保で不正融資を続けた」と指摘、元暴力団員については「うその決算書類を銀行側に提出し悪質」と述べており、「銀行に巨額の損害を与え、社会的影響は小さくない」として実刑（執行猶予なし）が相当としています。

企業への暴力団等の侵入については、元支店長のような「個人の弱さ」の部分に対応が難しいとあきらめるのではなく、「個人の弱さ」をリスク管理上の前提として、個人の社内ルールを逸脱する行為をけん制・排除できる十分な仕組みがないまま、その隙を突かれて組織に侵入されることを許してしまう「内部統制システムの脆弱性」（けん制やモニタリング機能、不正検知能力などの弱さ）を克服すべきという発想、その意味では、「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な」リスク管理体制（いわゆるJ-SOX法の求める内部統制システム）も企業には必要なのです。

5. 金融検査結果事例集（平成23検査事務年度後期版）

金融庁では、平成17年以降、金融機関が適切な管理態勢を構築する上で参考となる事例を公表していますが、一般の事業会社に先行した取組みを行っている金融機関の実態・課題は、今後の取組みのレベル感・方向性を考えるうえで大変参考になります。

8月に公表された本事例集における指摘事項について、反社会的勢力排除とAML（アンチ・マネー・ローンダリング）に絞っていくつか取り上げておきたいと思います。ちなみに、平成24検査事務年度の重点検査項目にこの2つも含まれており、金融庁としても重大な関心を持っていることがうかがえます。

▼ 金融庁「金融検査結果事例集（平成23検査事務年度後期版）」

<http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20120810-4/01.pdf>

▼ 金融庁「平成 24 検査事務年度検査基本方針のポイント」

<http://www.fsa.go.jp/news/24/20120828-1/10.pdf>

- ① 反社会的勢力排除態勢については、「反社会的勢力に関する情報収集が甘い」と指摘して「例えば、マスコミ情報及びインターネットを通じた情報収集が行われていない」と具体的な反社チェック手法が例示されており、金融庁が「最低限やるべき手法」としてネット検索や記事検索・データベース検索くらいは行うべきであると考えていることが窺われます。また、その他にも、以下のような指摘がなされています。

- 全銀協から提供される凍結口座名義人リストに記載のない反社会的勢力については、口座の異動状況を把握するにとどまっており、取引の解消に向けた具体的な対応方針などを検討していない
- 反社会的勢力への与信にかかる条件変更において、捜査当局へ照会を行うなど、圧縮・解消に向けて厳格に対応していない
- 暴力団との関係が疑われる情報を把握した場合であっても、警察情報等により反社会的勢力と断定できない限り、反社会的勢力管理の対象としていない

従来から一歩踏み込んだようにも感じられるこれらの指摘から、警察情報への過度な依存（主体性の欠如）、監視するだけのモニタリング態勢や反社会的勢力を狭く捉えて運用する（形式的な運用）だけではもはや不十分とする当局の姿勢の「厳格化」が窺えます。

- ② AML においても、分類上の「地域銀行」を中心に、以下のような指摘がみられます。
- 少額で開設された口座などについて、不正利用の早期発見ができないまま、短期間のうちに振り込め詐欺に利用され、捜査当局の依頼により口座凍結に至っている事例が繰り返される
 - 疑わしい取引の届出に該当する可能性のある取引かどうかを営業店に判断させているものの、営業店の判断状況を検証しておらず、また、自店検査や内部監査でも検証させていない

AML においては、反社会的勢力排除の取組みと共通する課題も多いのですが、とりわけ中小金融機関の取組みレベルや行員の意識の低さ、制度設計の甘さが指摘されており、残念ながら、日本の AML の取組みは緒に就いたばかりだという感じがします。

VI. 警察庁「暴力団排除等のための部外への情報提供について」

1. 平成 23 年 12 月通達のポイント

平成 12 年に警察庁から出されている「暴力団排除等のための部外への情報提供について」が改正されて再度の通達が出されています。

▼ 警察庁「暴力団排除等のための部外への情報提供について」（平成 23 年 12 月 22 日）

<http://www.npa.go.jp/pdc/notification/sosikihanzai/kikaku/kibun20111222.pdf>

一般の企業が暴力団等の反社会的勢力を見極める際の「最終手段」として、警察への照会（確認）があり得ますが、警察がそのような照会に対して回答する際の基準や手続き等が記載されており、その内容を確認しておくことが実務上は極めて重要です。

今回の通達で若干緩和の方向が見られるとはいえ、原則として、現役の暴力団構成員に関する情報以外の提供については、極めて慎重な取扱いがなされており、必ずしも企業の望むような情報が入手できるかどうか分からない点に注意が必要となります。

内容としては、暴力団等を排除するという目的の達成のために必要不可欠であり、かつ、警察からの情報提供によらなければ当該目的を達成することが困難な場合に情報提供を行うことを基本的な考え方として示しており、警察から企業への情報提供に当たっては、犯罪等に関わるかという緊急性・重大性、情報提供の相手方（企業）の信頼性、情報提供の相手方が情報を悪用しないような仕組み（個人情報保護態勢や反社会的勢力排除体制）を整備しているか否かということについて十分検討の上、当該相手方に対して、情報を他の目的に利用しないよう警告し、情報の適正な管理を要請するものとしています。

さらに、今回の通達で最も注目すべき点としては、「提供する暴力団情報の内容」における「暴力団準構成員及び元暴力団員等の場合の取扱い」の内容が、従来の「準構成員」「元構成員」だけでなく、「共生者」「暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者」「総会屋及び社会運動等標ぼうゴロ」「暴力団の支配下にある法人」といった区分が新たに設けられている点があげられます（同通達 4～5 ページ参照）。

繰り返しとなりますが、警察からの情報提供はあくまで「最終手段」的な位置付けであり、企業が自ら暴力団等反社会的勢力排除の取組みを組織的にきちんと行っていることがその前提となっていることを認識する必要があります。

なお、ここで言う「組織的にきちんとした取組み」とは、最低限、企業姿勢の明確化と社内周知（定期的な教育などを含む）、反社チェックの例外のない運用、全ての関係先と排除条項を盛り込んだ契約の締結などがあげられます。

平成 12 年の同通達には、「情報提供の必要不可欠性及び非代替性について十分な検討」という項目があり、このことは、明文の規定はないものの、「情報提供を求める側が努力してもなお、

対象者の属性が明らかにならない場合にはじめて、警察は情報提供に応じる」旨の方針であると解されてきました。

一方、改正された通達では、情報提供の必要性について「事業者が、取引等の相手方が暴力団員、暴力団準構成員、元暴力団員、共生者、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者等でないことを確認するなど条例上の義務を履行するために必要と認められる場合には、その義務の履行に必要な範囲で情報を提供するものとする」とされ、「必要不可欠性」や「非代替性」といった文言はなくなり、「必要な範囲で情報を提供」とされていることから、条件が緩和されているようにも読めます。

全体として、民間の事業活動に関して警察が情報提供により積極的になった（今後、なっていくだろう）ということは言えると思いますが、それでもなお、「通達が変わったので、自助努力は不要であり、必要なら警察に確認を求めればよい（警察は教えてくれる）」といったような解釈・実務ではない点に改めて注意が必要です。

すなわち、同通達の「情報提供の基準」においては、「情報提供によって達成される公益の程度によって、情報提供の要件及び提供できる範囲・内容が異なってくる」とされていることから、結局、「公益に資する」かどうかが情報提供の要件であり、実務上は事案の緊急性や重大性などの状況なども勘案されるということであって、その本質は改正された通達においても変わっていないものと言えます。

確かに、企業の自助努力には限界があるため、警察（や暴迫センター）に確認・相談することとは見極めの「最終手段」と言えるのですが、改正された通達において新たに情報提供の対象となった「共生者」「暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者」「総会屋及び社会運動等標ぼうゴロ」「暴力団の支配下にある法人」については、警察も完全に把握できているわけではなく、警察が「シロ」と言っても、それは「クロとは把握していない」という意味であると思われ、最終的には自社が自立的・自律的に判断していかなければならないということもあわせてご理解頂きたいと思います。

2. 平成 23 年 12 月通達と暴力団排除条項

東京都暴力団排除条例や改正された福岡県暴力団排除条例など多くの条例では、暴力団排除条項の導入を努力義務として規定しています。しかし、実務上は、暴力団排除条項の導入は努力義務ではなく「最低限必要な取組み」であることに改めて注意して頂きたいと思います。

前項とも関連しますが、警察からの情報提供においては、まず何よりも「排除に向けた強い意思があるか」が求められます（暴力団追放運動推進都民センターと情報交換を行った際にも、その点について繰り返し言及されておりました）。実際、当社が対応した事例においても、警察相談の段階で「排除は絶対」ということを前提に警察の協力を得られています。この「強い

意思」を裏付けるものとして暴力団排除条項の導入の有無も含まれると考えるべきであり、排除を可能にする最低限の要件（必要条件）を具備していない企業に機微な情報を提供することには慎重にならざるを得ず、実質的には「必須」であると考えられるべきだと思います。さらに言えば、「共生者」「暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者」「暴力団の支配下にある法人」といった、排除すべき対象とされている者を現実には排除しうるような暴力団排除条項の内容とすべきことも求められていると言えます。

その意味では、既に暴力団排除条項を導入されている企業であっても、全銀協の改正された「取引約定書における暴力団排除条項参考例」を参照しながら見直すことも必要なのではないでしょうか。

▼ 全銀協「融資取引および当座勘定取引における暴力団排除条項参考例の一部改正について」
<http://www.zenginkyo.or.jp/news/2011/06/02150000.html>

さらに、東京都暴力団排除条例第18条第2項第2号における「関連契約」（当該事業に係る契約に関連する契約）についても、十分理解をしておく必要があります。この関連契約は、契約相手方と契約している下請業者や仕入先の利用する運送業者などサプライチェーンを形成する関係者などをも含むものであり、関係者が暴力団等である場合にそれを排除するよう契約当事者である相手方に求めることが重要であり、例えば、以下のような条項を手当てしておくことが望ましいと言えます。

- ① 甲および乙の再委託先との契約等本件業務に係る契約に関連する契約（以下、「関連契約」という）の当事者または代理もしくは媒介する者が反社会的勢力であることが判明した場合には、相手方に対し、当該関連契約の解除その他の必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- ② 前項の規定により必要な措置を講ずるよう求めたにも関わらず、相手方が正当な理由なくこれを拒否した場合には、何らの催告を要せずに、本契約を解除することができる。

Ⅶ. 最新版サンプル資料

1. 反社会的勢力排除宣言

株式会社〇〇（以下「当社」といいます。）は、次のような基本方針に基づき、暴力団等反社会的勢力といかなる関係も持たない企業姿勢を堅持すべく厳正に取り組んで参ります。

1. 当社は、「暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人」を反社会的勢力と定め、具体的には以下の者との関係の排除に努めます。

- ① 暴力団
- ② 暴力団構成員
- ③ 準構成員
- ④ 元暴力団員
- ⑤ 暴力団関係企業
- ⑥ 総会屋
- ⑦ 社会運動標ぼうゴロ
- ⑧ 政治活動標ぼうゴロ
- ⑨ 特殊知能暴力集団等
- ⑩ 共生者（以下のいずれかひとつにでも該当する者）
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (6) 暴力団員等又は前各号のいずれか一にも該当する者又はこれらに準ずる反社会的な集団又は個人と人的・資本的・経済的に深い関係を有すること
 - (7) その他前各号に準ずる者
- ⑪ 自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行い、または行うおそれがある者
 - (1) 詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いる行為
 - (2) 違法行為または不当要求行為
 - (3) 業務を妨害する行為

- (4) 名誉や信用等を毀損する行為
- (5) 前各号に準ずる行為
- 2. 当社は、代表取締役をはじめとする経営トップ以下、組織全体として反社会的勢力に対応します。
- 3. 当社は、反社会的勢力に対応する従業員の安全を確保します。
- 4. 当社は、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と連携して、反社会的勢力の排除に取り組みます。
- 5. 当社は、商品およびサービスの提供その他の取引関係を含めて、反社会的勢力との一切の関係を遮断します。
- 6. 当社は、反社会的勢力による不当要求を断固拒絶するとともに、そのような不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。
- 7. 当社は、相手方が反社会的勢力かどうかについて、最大限の努力を講じて注意を払うとともに、万が一、相手が反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、関係の解消に向けて適切な対応を行います。
- 8. 当社は、反社会的勢力による不当要求が事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽することなく、公明正大な対応を行うとともに、隠蔽のための裏取引を絶対に行いません。
- 9. 当社は、反社会的勢力に対する資金提供を絶対に行いません。

制定日：平成 年 月 日

株式会社 ○○

代表取締役 ●● ●●

2. 反社会的勢力排除条項（暴力排除条項）

第〇条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲及び乙は、本契約締結時において、甲乙各々が次の各項に該当しないことを表明し、保証する。
- 2 甲又は乙は、相手方につき次の各号のいずれかに該当したときは、催告その他の手続を要しないで、本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。
 - ① 甲又は乙（甲又は乙の役員、実質的に経営権を有する者又は経営に実質的に関与している者等を含む。以下、本項において同じ。）が、暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（以下「暴力団員等」という）、及び次の各号のいずれか一にも該当する、又はこれらに準ずる反社会的な集団又は個人である場合
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (6) 暴力団員等又は前各号のいずれか一にも該当する者又はこれらに準ずる反社会的な集団又は個人と人的・資金的・経済的に深い関係を有すること
 - (7) その他前各号に準ずる者
 - ② 甲又は乙が、自らもしくは第三者を利用して、以下に掲げるいずれかの行為を行う、又はそのおそれがあると相手方に判断された場合
 - (1) 詐術、暴力的行為、又は脅迫の言辞を用いる行為
 - (2) 違法行為又は不当要求行為
 - (3) 業務を妨害する行為
 - (4) 名誉や信用等を毀損する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

- 3 甲および乙の再委託先との契約等本件業務に係る契約に関連する契約（以下、「関連契約」という）の当事者または代理もしくは媒介する者が第2項に該当する者であることが判明した場合には、相手方に対し、当該関連契約の解除その他の必要な措置を構ずるよう求めることができる。
 2. 前項の規定により必要な措置を講ずるよう求めたにも関わらず、相手方が正当な理由なくこれを拒否した場合には、何らの催告を要せずに、本契約を解除することができる。
- 4 甲及び乙は、相手方が第2項のいずれかに一にでも違反すると疑われる合理的な事情がある場合には、当該違反の有無につき、相手方の調査を行うことができ、相手方はこれに協力するものとする。また、甲及び乙は、自らが、第2項のいずれかに一にでも違反し、又はそのおそれがあることが判明した場合には、相手方に対し、直ちにその旨を通知するものとする。
- 5 甲又は乙は、第2項又は第3項に基づく解除により相手方が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとする。
- 6 第2項又は第3項による解除は、甲又は乙の被った損害につき、相手方に対し損害賠償を請求することを妨げない。
- 7 前各項による解除の場合、解除をした当事者は、違約当事者に対し、本契約の取引額の●%相当額を違約金として請求できるものとする。なお、解除をした当事者が当該違約金を超える損害を被った場合は、解除をした当事者が違約当事者に対し、違約金超過額の損害につき、その賠償を請求することができる。

3. 反社会的勢力でないこと等に関する表明・確約書

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 殿

(●●株式会社代表取締役)

住所

氏名

1 私（当社）は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約いたします・いたしません。

- ① 暴力団
- ② 暴力団員
- ③ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ④ 暴力団準構成員
- ⑤ 暴力団関係企業
- ⑥ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- ⑦ その他これらに準ずる者

2 私（当社）は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下、「反社会的勢力等」と言う。）と次の各号のいずれかに該当する関係も有しないことを表明、確約いたします・いたしません。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係

3 私（当社）は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約いたします・いたしません。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為

- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

- 4 私（当社）は、これら各項のいずれかを満たさないと認められることが判明した場合及び、この表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告無しでこの取引が停止され又は解約されても一切異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切私の責任とすることを表明、確約<いたします・いたしません>。

平成 年 月 日

署名

印

【注】 1 から 4 までの各項目末尾の<いたします・いたしません>は、必ず署名者本人が○で囲んでください。

Ⅳ. 具体的な関係解消の事例

1. プロレス団体の事例

プロレス団体が、公式サイトで、反社会的勢力との交流を理由に役員2人の解任（一般社員への降格）を発表した事例がありました。外部弁護士による調査の結果、暴力団関係者からチケットの手配を依頼されたことで交際が始まり、暴力団関係者が経営する店舗でのイベントに（選手が）出演するなどの事実が認められたとされています。

- ▼ 「弊社役員と反社会的勢力との交際と今後の反社会的勢力排除に関する取組みについて」
（株式会社プロレスリング・ノア）

http://www.noah.co.jp/news_detail.php?news_id=3887

同団体は、「暴力団排除条例が施行される以前の交際」「当該交際自体が明らかに違法と判断されるものではない」としつつも「深く反省いたしますとともに、今後は反社会的勢力との交際がないよう」再発防止策としてコンプライアンス規程の策定、役職員、所属選手に対して弁護士による反社会的勢力排除講習を開催しています。

暴力団との関係が何かと噂になる興業業界ですが、スポーツ界・芸能界と同様に、反社会的勢力排除を徹底することが社会からも厳しく求められていることを自覚し、具体的な取組みも始まっているようです。

本事例は自浄能力を発揮した点で高く評価できますが、（コメントからみてとれるような）「単なる法令遵守のレベル」（法律には違反していませんが・・・）の認識では不十分であり、企業や団体の存続にかかる重要なリスクとして、役職員の意識改革に相当本気で取り組む必要があるものと思われます。

暴力団排除の取組みは、個人の意識に拠るところが極めて大きい面は否めませんが、だからこそ、表面的な取組みだけでは隠蔽された事態が必ず発覚するとの認識や、再発のリスクも排除できないとの厳しい認識を持つことが重要なのです。

2. 暴力団関係者の土地で駐車場運営

コイン式駐車場を展開する大手企業が、指定暴力団住吉会系暴力団関係者が代表を務める不動産管理会社と土地の賃貸借契約を結び、駐車場を運営していたことが判明、利用料が暴力団に流れた可能性があり、同社は「このような事態になり深く反省する。再発防止に努めたい」とコメントしています。報道によれば、「社外からの情報提供」を端緒として暴追センターに照会した結果分かったとのことであり、既に契約解除のうえ営業も終了しているということです。

端緒を得た時点で速やかに対応することも重要となりますが、本来は、社外ではなく社内において自ら認知できることが望ましいあり方であり、新規取引開始時のみならず契約更新時など定期的に、あるいは不定期に、端緒を得るため、(相手の属性が未来永劫シロとは限らないとの緊張感を持って) 粛々と業務を適正に実施していくことの重要性を認識させられる事例であると言えます。

3. 銀行口座開設で詐欺 (形式犯で異例の実刑)

暴力団幹部であることを隠して銀行口座を開設したとして、詐欺罪に問われた指定暴力団住吉会系幹部に、山形地裁米沢支部が懲役7月の判決(求刑・懲役1年)を言い渡しており、事実上実害のない「形式犯」で実刑という全国でも珍しい厳しい判決となっています。ただし、金融機関をはじめ企業実務においては朗報であると言え、暴力団排除の企業の取組みに「実効性」と「立ち向かう勇気」を与えるものだと言えると思います。

4. 不当要求拒否と恐喝未遂事件

暴力団と関係があるとされた業者が取引停止を通告した「東急建設」に対して、暴力団への影響力を示し、「退職金」名目での現金支払いや、「株主総会で暴力団との関係を公にする」などと下請け工事への参入を要求、また、1億円を脅し取ろうとしたりするなどした業者が恐喝未遂で逮捕されました。報道によれば、この業者の弟が指定暴力団道仁会系の元組員だったことや、従業員に右翼団体代表がいることを背景に、東急建設九州支店の工事に2002年から下請けとして参入、地元暴力団との折衝役をしていたようですが、東急建設が、福岡県暴力団排除条例施行(昨年4月)を機に契約関係を見直し、今年1月、業者が取引停止を通告していたもので、東急建設は業者側の要求が「反社会的勢力からの不当要求」に当たると判断、警視庁に被害を相談していたということです。

それまでの悪しき風習から暴力団排除条例を機に脱却しようとした同社の姿勢・取組みは称賛されるべきであり、他の企業におかれても、まずは企業姿勢を明確にして、警察等外部専門機関と連携しながら、毅然とした対応を貫くことの重要性を認識頂きたいと思います。

ただし、注意しておくべきは、このような取引拒絶に対する暴力団等の報復行為への備えも必要であるという点であり、未だにそのリスクを省みず報復行為を行う輩もいるとの前提で安全保護対策等を講じておく必要があるのです。役職員が毅然とした態度を貫くためには、身体・精神両面にかかる組織的なバックアップがなくてはならず、警察の保護措置は、企業の自助努力を前提としていることもあり、「自らの役職員は自ら守る」との認識が必要であり、例えば、以下のような対策を検討しておくとういわれています。

- 役員や対応者の自宅、会社施設等に24時間体制で警備員の配備や、防犯カメラを設置する。
- 役員や対応者の通通勤ルートのカバーする身辺警備を配備する。
- 一時的にホテルやマンションを借り上げる。
- 自社の対応では不十分と考えられる場合、あるいは、報復行為の発生が非常に懸念される場合には、警察に身辺や会社・自宅周辺の警備の強化を要請する（事案当初から相談の形で警察や暴追センターに端緒情報を提供し、経過を報告していくことが望ましい）。・・・など

5. 暴排条項によるマンションからの事務所排除

茨城県警は、3年前から暴力団組員が身分を隠して賃貸借契約し組事務所として使用していた県内のマンションの1室について事務所撤去を確認したと発表、暴排条項の導入後に事件と連動して組事務所撤去につなげたのは同県内初ということです。このような成功例が増えることで、マンションからの事務所排除の取組みが加速されることを期待したいと思います。

IX. 政府指針アンケート

先日、警察庁や全国暴力追放運動推進センター、日弁連民事介入暴力対策委員会が定期的に行っている「『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』（政府指針）に関するアンケート」の平成 24 年度版が公表されました。

- ▼ 警察庁 平成 24 年度「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に関するアンケート（平成 24 年 11 月 15 日）

http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/bouryokudan/boutai/20121115_enquete.pdf

今回は、この政府指針アンケート（以下「24 年アンケート」）結果について分析を加えることで、企業の反社会的勢力排除の取組みに関する「今」を考察したいと思います。

なお、平成 22 年にも同様の調査が実施されておりますので、「22 年アンケート」として、24 年アンケートとの比較も試みたいと思います。

- ▼ 警察庁 平成 22 年度「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に関するアンケート

<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/bouryokudan/boutai16/20101118enquete.pdf>

1. 不当要求への対応

24 年アンケート結果によれば、暴力団など反社会的勢力から過去 5 年間に金品や契約を不当に要求された企業のうち 18.4%が不当要求に応じており、22 年アンケート（21.8%）からほとんど減っていないことが明らかになりました。また、不当な要求を迫られた企業は回答企業 2,885 社の 12%にあたる 337 社あり、支払った金額は 100 万円未満が 49 社、100 万円以上 1000 万円未満が 7 社、1000 万円以上が 3 社という結果となっています。

政府指針の認知度（77.4%）や暴力団排除条例（暴力団排除条例）の認知度（88.8%）の高さの割にこのような結果となったのは極めて残念であり、取組みの実効性という意味ではまだまだ十分ではありませんし、そのような脇の甘い企業の存在が反社会的勢力に活動の余地を与えてしまっていることの意味は大きいのではないのでしょうか。

また、「不当要求の相手方の属性について」「不当要求の相手方の自称について」の設問項目（複数回答）についても、22 年アンケートでは圧倒的上位であった「えせ同和」「えせ右翼」「暴力団員」が大きくその割合を減少させ、「暴力団員でないが何らかの関係を有する者」からの要求（43.0%）、あるいは「貴社からサービスの提供を受けた者」「近隣住民」「善意の第三者」などと名乗って要求（合算で 65.6%）が大きく増えていることが明らかになっています。言うまでもなく、暴力団等反社会的勢力の不透明化の進展の結果であり、自らの属性を隠しながら

「グレー」な存在として企業にアプローチする手法に変えている実態が窺われます。

さらに、「不当要求の態様について」(複数回答)をみると、「因縁を付けて金品や値引きを要求」(39.2%)「物品購入やリース契約を要求」(32.6%)「寄付金、賛助金、会費等を要求」(19.6%)が上位である点は22年アンケート結果と変わらないものの、その割合が大きく減少し、一方で「その他」が大きく増加していることが特徴であり、手口が様々に多様化している実態も窺われます。

その他、「不当要求の手段について」(複数回答)をみると、「固定電話」(52.5%)の割合が大きく減少し、「反社会的勢力との直接の接触(面会等)」(51.0%)が代わって大きく増えている点が気になります。反社会的勢力かどうか判然としないまま相手方の要請に応じて直接的に接触してしまうケースが増えていることが窺え、反社チェックの実施のタイミングや対応要領の見直しと社内周知の徹底の重要性が増していると言えます。

また、「不当要求への対応状況について」(複数回答)では、「代表取締役等のトップ以下、組織として対応した」(47.3%)「警察等の外部の専門機関と連携して対応した」(44.2%)「反社会的勢力対応部署が対応した」(34.7%)「不当要求対応マニュアルに沿って対応した」(31.2%)などの項目が22年アンケートに比べて大きく増えており、対して「担当者のみで対応した」(22.6%)が大きく減少していることから、「組織的対応」が浸透しつつある状況が窺えます。

2. 暴力団排除条項(暴排条項)

政府指針や暴力団排除条例施行に伴う取組みを行ったとする企業(61.5%)の取組み内容(複数回答)のトップにあげられていたのは「契約書等に暴力団排除条項を盛り込んでいる(または盛り込む予定である)」(79.8%)であり、他の項目と比較しても特に多くなっています。なお、暴排条項については、22年アンケートにおいても66.8%を占めており、取組みが進展している状況が窺え、もはや必須の取組みであるとは言え、全体に対する割合からいえばまだ49.1%に過ぎず、今後も重点的に取り組まれるべき課題だと言えます。

そのうえで、暴排条項の導入時期について詳しく見ると、平成22年以前に導入した割合が47.8%、平成23年以降(予定も含む)が48.0%とほぼ同率となっており、意外に早い時期から導入している企業が多いという結果になっています。

ただし、注意する必要がある点として、平成22年以前に導入した暴排条項については、「共生者」や「元暴力団員」を排除すべき対象として明記されていない可能性が高く、現時点における排除実務上、問題が少なくないということがあげられます。警察庁の「暴力団等排除のための部外への情報提供について」(内部通達)が平成23年12月に改正され、「共生者」「元暴力団員」「社会的に非難されるべき関係にある者」等についての情報を事業者に提供することも可能になりましたが、実際の契約書面においてそれらを排除できる状態になっていること(暴

排条項にそれらが排除対象として盛り込まれていること）が実務上その要件のひとつとなり、政府指針ベースの暴排条項では警察から十分な情報を提供されないことも考えられます。

この点は、いち早く暴排条項を導入した企業ほど陥りやすい盲点であり、変化する社会の要請を見誤ることなく、その変化に柔軟に対応していく必要があると言えます。

3. 反社チェックおよび反社データベース

暴排条項の取組み以外では、政府指針や暴力団排除条例施行に伴う取組みを行ったとする企業（61.5%）の取組み内容（複数回答）のうち、「取引相手等が反社会的勢力かの審査を実施」（32.6%）「ネット等を利用して相手が反社会的勢力か確認」（18.6%）「反社会的勢力情報を集約したデータベースを構築している」（21.0%）「反社会的勢力のデータベースを業界等と共有」（12.1%）といった項目の数値がかなり低い点も気になります。しかも、22 年アンケートの結果と比較しても、横ばいがむしろ低下している結果となっています。

一方、24 年アンケート回答企業の内訳（業種）を見ると、「銀行」「保険・証券」「その他金融業」の合計が 15.2%であり、これらが反社チェックを組織的に実施しているのは当然のことであることをふまれば、それ以外の業界においては反社チェックの実施率（普及率）は相当低いのではないかという懸念があります。ただし、ほとんどの企業が、取引先等について何らかの形で与信管理やネット等で基本情報を収集していると思われますので、その取組みを少しだけ工夫することで反社チェックにも応用できることを考えれば、むしろ反社チェックの「視点」（反社チェックのあり方・考え方）そのものへの理解がまだまだ不足しているのが実態だと言えるのではないのでしょうか。

また、「反社会的勢力情報を集約したデータベースを構築している」と答えた企業 373 社について、情報の蓄積件数をみると、「10 万件以上」が 24.9%（93 社）と 4 分の 1 を占める結果となっていますが、「100 件未満」ととどまる企業も 17.7%（66 社）と多く、回答企業における金融機関のウエイトを考慮すれば、その数値の意味するところは異なってくると思われます。

このように、24 年アンケート結果を見る限り、反社チェックを巡る取組み実態については、金融機関の取組み状況を考慮した場合、数値が示している以上に深刻だと捉える必要があるのです。

4. その他

政府指針や暴力団排除条例施行に伴う取組みを行ったとする企業の取組み内容のうち、「関係遮断について社の内規に明文規程を設定」（35.9%）の結果については、22 年アンケートから 10%ほど減少しています。アンケート実施対象が異なるため単純な比較はできませんが、

少なくとも、明文化された企業姿勢やルールを備え、内部統制システムに明確に位置づけて取り組んでいる企業がまだまだ少ない状況が窺えます。

さらに、警察の暴力団情報提供制度について知っていた割合が6割弱であるという結果や、実際に暴排条項に基づいて排除を行った企業が暴排条項導入企業の約1割（全体の4.6%）であったとされている点については、金融機関を中心に排除実務が淡々と進められていることを窺わせるものであり、今後ますますの浸透や実務の深化を期待したい部分です。

一方で、各種の取組みを実施しない企業も一定数（24年アンケートで436社 15.5%）存在していますが、その理由（複数回答）として「不当要求等の被害を実際に経験したことがない」（50.5%）「具体的に何をすればよいのか分からない」（40.4%）「取引相手が限定されている」（23.2%）「排除すると報復等が恐いため、導入できない」（2.1%）などの項目が上位にあげられ、かつ22年アンケートよりも増加している状況であり、その認識レベルには大きな懸念があります。

アンケート結果が全てではありませんが、暴力団排除条例の施行から1年以上経過しても劇的に取組みが進んだとは言えないものの、少しずつ浸透していることが窺える内容になっており、その点は評価できると思います。企業の取組みが個人の意識を変え、個人の意識の変化が企業の取組みの実効性を高めることにもつながり、個人や企業の意識や取組みが社会からの反社会的勢力排除の実現につながることをあらためて認識し、着実に取組みをすすめていくことが必要だと思います。

X. 海外反社対応の動向

1. 海外反社とは

暴力団を中核とする反社会的勢力は、資金獲得手法の巧妙化によって、その活動はマネー・ローンダリングや武器売買、テロ組織との取引、麻薬取引・人身売買などにまで及んでいることから、国際的には正に国際犯罪組織として認知され、その排除・弱体化がグローバルな要請となっています。一方で、グローバルなビジネスにおいては、アンチ・マネー・ローンダリング（AML）やテロ資金供与対策（CTF）の観点から、その関係者を排除することが当然の如く要請されており、国内の反社会的勢力も当該行為に関与する限り排除の対象となっています。したがって、企業としては、反社会的勢力排除といわゆる「海外反社」排除とを、「取引先管理」という同一の文脈の中で、本質的には同じもの（関係を持つべきでない相手）として捉え、対応していくことが求められていると認識すべき状況にあると言えます。

「海外反社」は、まだ一般的に認知されている呼称ではなく、狭義の意味合いとしては、アンチ・マネー・ローンダリング（AML）やテロ資金供与対策（CTF）において、排除すべき対象としてリストアップされている団体または個人を意味するものとなります。

ただし、国内の反社会的勢力を定義することが難しいと同様に、「海外反社」に明確な定義はありませんが、本来の意味合い（広義）としては、国内の反社会的勢力の捉え方のフレームワークを用いれば、「反社会的な組織との関与もしくは反社会的な行為が認められるとして、『自社と取引してよいか、関係を持ってよいか』の総合的な見地からみて『ふさわしくない』と判断する海外の団体・企業・個人等」として総称できるのではないかと思います。要するに、実務上は、国内の反社会的勢力排除に加えて、「取引先・口座開設者・業務提携先・資本提携先・株主等に海外反社がいないか」「海外の取引先や海外の現地法人の取引先等に暴力団等の反社会的勢力や海外反社会がいないか」といった点に一層注意を払う必要があり、それらとの関係者とみなされれば、資産の凍結や取引禁止、免許剥奪といった制裁もありうるし、グローバルなビジネスセンスの欠如・反社会的な組織に協力したとして、レピュテーション上も重大な影響を受ける可能性があることを踏まえる必要があるのです。

そのうえで、「海外反社」の捉え方として、以下のような視点が考えられますが、それらに対する企業の採るべき対応が、企業自らの方針としても社会の要請としても明確に定まっていない現状であることも認識しておいて頂きたいと思います。

1) 国内の反社会的勢力排除からの視点

国内・海外を問わず、日本企業が、M&A や第三者割当増資、業務提携などにおいて、海外の企業等が関与するケースが増えています。そのような場面において、暴力団をはじめとする反社会的勢力および共生者等の周辺者、関係者などが取引先として関与していないかの観点か

ら、海外の取引先企業や個人等を精査しようとするものであり、専ら国内の反社会的勢力排除の要請に沿った捉え方と言えます。

このような形での関与の事例も主に証券取引等監視委員会等から公表されており、それらを一つのみドルクライシスとして、今後の対策強化に向けたスキームの研究と自社の社内体制の強化に努めていくことが重要です。

2) グローバルな視点（狭義）

国内の要請とは別に、自社の取引先等について、テロリストや重要犯罪者、マネー・ロンダリング行為等への関与などにより、各国金融当局や各種機関から、いわゆる「制裁リスト」「取引禁止リスト」等として公表されている企業・個人等に該当していないかを中心に精査しようとするものであり、特にアメリカ同時多発テロ（2001年）以降のグローバルな AML / CTF の要請に沿った捉え方と言えます。

そもそも、このような形態にも反社会的勢力が入り込んでいることを十分に認識し、高いリスクセンスをもって、海外反社の排除の視点から取引先の実態や日々の取引上の端緒を把握していくことが重要です。

3) グローバルな視点（広義）

AML / CTF の捉え方を中核に据えつつも、一方で従来からのグローバルなコンプライアンス・CSR といった健全性担保の要請もあり、自社の健全性については当然のこととして、その取引先等についても健全性を求める風潮が広がっていることに対応していくことが求められています。3つ目の視点は、そのようなグローバルな要請に対応するために、ネガティブなニュースを広く収集し、「取引禁止リスト」等への該当といった属性要件にとどまらず、行為要件やコンプライアンス要件、反社会的な組織との関与がないか等の観点から情報を収集・分析し、「取引してよいか、関係を持ってよいか」の総合的な見地から精査しようとするものであり、今後、グローバルに展開する企業にとっては必須となる捉え方となるものと思われます。

海外経由の取引による不透明化の実態に加え、反社会的勢力の視点に囚われずに広い視点からの情報収集を行うことで、手口の巧妙化への対策も行いやすくなります。国内企業の反社チェックにおいても、風評や行為要件等の精査を行なうのと同様、海外企業の健全性や海外取引の健全性についても、世間に流布する様々な情報を注視していくことが重要だと言えます。

2. 疑わしい取引の事例

前述の通り、暴力団排除のグローバルな要請の上位概念としての「アンチ・マネー・ローンダリング（AML）」「テロ資金供与対策（CTF）」についても、今後の取組み課題のひとつとして認識しておく必要があります。

日本におけるこれらの取組みを推進する「犯罪収益移転防止法（犯罪による収益の移転防止に関する法律）」において、特定事業者の義務として定められている「疑わしい取引」の届出における具体的な参考事例を紹介しておきたいと思います。

▼ 犯罪収益移転防止管理官（JAFIC）「疑わしい取引の参考事例」

<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>

例えば、宅地建物取引業者における参考事例としては、以下のようなものが列挙されており、日常業務から端緒を把握するためのヒントとして活用頂きたいと思います。

- 多額の現金により、宅地建物を購入する場合（特に、契約者の収入、資産等の属性に見合わない高額な物件を購入する場合）
- 売買契約を架空名義又は借名で締結したとの疑いが生じた場合
- 売買契約の契約者である法人の実体がないとの疑いが生じた場合
- 経済合理性から見て異常な取引を行おうとする場合（例えば、売却することを急ぎ、市場価格を大きく下回る価格での売却でも厭わない場合等）
- 公務員や会社員がその収入に見合わない高額な取引を行う場合
- 自社従業員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引
- 犯罪収益移転防止管理官その他の公的機関など外部から、犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があった取引

3. 米国の暴力団排除動向

米財務省は、「米国の金融制度の完全性を脅かす」恐れがあるとして、日本の暴力団「六代目山口組」に対する新たな制裁を発表し、組織の幹部の資産凍結を米国の銀行に指示しています（なお、報道では、資産凍結が数兆円規模になるとしているものもありますが、具体的な金額等は公表されていません）。

今回制裁の対象となったのは、指定暴力団としての「山口組（六代目山口組）」、同組長の篠田建市と NO.2 の高山清司の 2 人（個人）で、武器および麻薬の闇取引やマネー・ローンダリ

ングにかかわったとされています。

▼ OFFICE OF FOREIGN ASSETS CONTROL

SPECIALLY DESIGNATED NATIONALS AND BLOCKED PERSONS

<http://www.treasury.gov/ofac/downloads/t11sdn.pdf>

また、米財務省は指定暴力団住吉会と福田晴暲会長、西口茂男総裁の2人についても金融制裁を科すと発表、米国内の資産が凍結され、米国民との取引も禁じられています。組織名や幹部名での取引を規制することの実質的な効果については甚だ疑問ではありますが、グローバルレベルでの厳しい姿勢や、間接的でもそれらとの接点を断つべきであることの重要性が明確に伝わり、国内においてもそのメッセージの意味を十分認識する必要があります。

4. アンチ・マネー・ローンダリング（AML）の動向

1) 日本の動向

昨年1年間に金融機関やクレジットカード業者などから、マネー・ローンダリング（資金洗浄）の疑いがあると届け出られた取引（疑わしい取引）は前年比4万3,036件（14.6%）増の33万7,341件で、過去最高になったということです。

▼ 警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官（JAFIC）：年次報告書（平成23年暫定値版）

<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>

届け出の9割は銀行であり、数年前から大手行を中心に多額の入出金があるなどの不審な口座を自動抽出するアンチ・マネーローンダリング・システムの導入が進んでいて、その結果として、「疑わしい取引」の届出件数の増加につながったものと思われます。銀行では、異常取引を検知するシステムの導入により、アラート件数自体も飛躍的に増加しており、「疑わしい取引」に該当するかの精査の作業も大変になっているようです。

ただし、その「疑わしい取引」の届出においては、システムによる検知に比べて、現場の行員が認知した端緒情報から届出に至るケース（端緒情報の精度）が格段に高いと言われており、やはり、端緒が日常業務の中に潜んでおり、現場のリスクセンスが極めて重要であることが分かります。そして、それは一般の事業者においても同様であると認識頂きたいと思います。

2) FATCA (米国 外国口座税務コンプライアンス法)

FATCA は今年から実行される米国の法律で、外国金融機関 (FFI) およびその他金融仲介業者を対象とし、米国市民や米国居住者によるオフショア口座を利用した米国の租税回避を防ぐ事を目的としたものです。

FATCA は米国を拠点とする企業および米国に資産や顧客を持つ外国企業まで幅広く影響し、簡単に言えば、FFI が米国の内国歳入庁 (IRS) と契約を結び、FFI に開設されている米国口座等について報告を行うことを要求しているもので、そうでない場合は、米国人法人により支払われる配当や利息は 30% の源泉税の対象となります。

一義的には脱税防止の観点から米国に関連する口座のスクリーニング (口座保有者やその動向のチェック) が強化されるということであり、直接的に反社会的勢力排除の取組みとは関係があるとは言えませんが、国内の犯罪収益移転防止法の改正や国際的なアンチ・マネロン の厳格化という口座スクリーニング・チェックの深化とあわせて、口座ホルダーに関する金融機関の監視の目が厳しくなるということを意味しています。

その結果、一般の事業会社においても、例えば、取引先にそのような怪しい先があった場合に自社にもその影響が及ぶ (資金が凍結される・当局の監視対象下になる・許認可が取り消される等) 可能性が大きくなることが予想されます。

米国をはじめとする海外企業との取引や海外子会社等がある企業においては、このような AML / CTF、さらには、その延長線上に日本の暴力団等の排除が位置づけられているということを、あらためてご認識頂きたいと思います。

3) 犯罪収益移転防止法の改正

昨年の暴力団を国際犯罪組織と認定した米国大統領令など暴力団排除が国際的な要請となっている背景には、アンチ・マネー・ローンダリングやテロ資金供与対策という国際的な要請があり、とりわけ規制の緩い日本に対して一層厳格な取組みが求められている状況であることを理解する必要があります。

日本におけるこれらの取組みを推進する「犯罪収益移転防止法 (犯罪による収益の移転防止に関する法律)」が昨年改正され、とりわけ、以下のように、顧客管理 (顧客の属性管理・取引状況管理) が強化されている点が注目されます。

- 弁護士、司法書士等の士業者を除く特定事業者が、顧客等との間で一定の取引を行うに際しては、本人特定事項に加え、
 - ・ 取引を行う目的
 - ・ 職業 (顧客等が自然人である場合)・事業の内容 (顧客等が法人である場合)

- ・ 実質的支配者（顧客等が法人である場合）
の確認を行わなければならない

- さらに、なりすましが疑われる取引等のマネー・ローンダリングのリスクが高い一定の取引については、これらの事項に加え、資産及び収入の状況の確認をしなければならない

また、「疑わしい取引」の届出状況については、平成 19 年の約 2.4 倍になるなど（検知システムの導入などにより）金融機関等の取組みが加速しており、それに伴って、その端緒情報を元に警察が検挙した件数も、平成 19 年の約 5.8 倍にのぼっており、その効果が顕著となっています。なお、本レポートにおいては、暴力団が関与したマネー・ローンダリング事犯についても、以下の事例が紹介されています。

- 六代目山口組関係者の男らは、病死した女性の遺産を騙し取ろうと企て、偽造の遺言書を使用するなどして、相続財産管理人から同女の遺産である現金等を騙し取り、その財産の一部である合計約 1 億 5,300 万円を男らが管理する他人名義の口座や宗教法人名義の口座に入金していたことから、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で検挙した。（警視庁）
- 無登録で貸金業を営んでいた九州誠道会関係者の男らは、顧客から返済金を回収する際、男らが管理する他人名義の口座に合計約 4,600 万円を入金させていたことから、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で検挙した。（福岡）
- 六代目山口組傘下組織組長の男は、自己の放置駐車違反に係る放置違反金を納付するに当たり、配下の組員らに納付書を預け、組員らが競輪等のノミ行為により得た収益から 3 万 3,000 円を支払わせていたことから、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等収受）で検挙した。（大阪）

4) 英大手銀行のマネー・ローンダリング事案

英大手銀行のメキシコ子会社は、顧客口座が麻薬カルテルやその他の非合法資金の資金洗浄に使われている疑惑があったにもかかわらず、同行傘下の米銀を通じて何十億ドルもの資金を送金、規制当局や同行の内部コンプライアンス専門家の長年にわたる度重なる警告にもかかわらず、同行幹部は疑惑口座を閉鎖せず、利益追求に走っていたとのこと。

さらには、同行が関与したマネー・ローンダリングのスキームのひとつとして、日本の某地銀が、トラベラーズチェックの決済を通じて、ロシア人の中古車ビジネスに絡む犯罪に関係していたと米上院小委員会の報告書において指摘されており、それに対する反論として、同行内調査委員会による報告書も公表されています。

- ▼ 北陸銀行「米国上院議会 常設調査小委員会の報告書における香港上海銀行（HSBC）のマ

ネーロンドリング問題に関して」(平成 24 年 8 月 2 日)

http://www.hokugin.co.jp/info/pdf/osirase20120802_2.pdf

同行は、取引相手はロシアではなく日本国内の中古車販売業者で、同エリアの商慣行に基づく取引にトラベラーズチェックが使用されていたこと、したがって、相応の監視体制に基づく業務を行っていること、実際に財務省の資産凍結対象者リストと照合した結果問題がなかったこと、ヒアリング等からも不自然な取引は見つからなかったことなどから、全く問題がない旨を報告しています。あわせて、前述の英大手銀行 HSBC（香港上海銀行）にかかるマネー・ローンダリング事案に関連して、格付け会社 S&P が、同行が抱える資金洗浄疑惑により、顧客を失う恐れや規制当局から罰金を科せられたりした場合の費用がかさむ可能性があるとして、格付け見通しを「安定的」から「ネガティブ」に引き下げたり、実際に巨額の損失を引き当てるなどの影響が出ています。

ここでは、その真偽についてお話することはしませんが、注意しなければならないのは、例え、自らの取引が適正であると主張しても、その取引先が、実際にマネー・ローンダリングに関与していたり、それと疑わしい商取引を行っていた場合など、あるいは、不当な利得を得ている「真の受益者」に対する一連の資金の流れの中に自らも位置している場合には、結果的に「マネー・ローンダリング・スキーム」に関与しているとみなされる可能性があるということであり、同行においてもそれは例外ではありません。

上記報告書では「日本の法律に基づいて」とか、「外為法に基づく財務省のリスト」によるスクリーニングといった記述がみられますが、疑念の払拭にグローバルな視点が求められる状況であることをふまえ、グローバルな制裁リスト・資産凍結者リスト等によるスクリーニングの実施や、トラベラーズチェックの当初所持人のみならず関係法人の利害関係者等に範囲を拡大したスクリーニングの実施といったより深度のある調査を行う必要があると言えるかもしれません。

本事例でも言えると思いますが、マネー・ローンダリングへの関与が疑われることは、国際的には致命的なダメージを受けることになり、金融機関のみならず一般の事業者においても、今後、自らのサプライチェーン等の中で関係のある一連の取引先の健全性についても厳格に確認していくことが求められるとの認識が必要です。

5) テロ資金供与対策 (CTF)

① 英大手銀行のイランとの違法取引

米ニューヨーク州当局は、英金融大手スタンダード・チャータード銀行が、米国が経済制裁を科しているイランの金融機関との間で 10 年間近く 2500 億ドル（約 19 兆 5 千億円）

規模の違法取引をしていたとして、3億4000万ドル（約268億円）の和解金を支払うことで合意しています。その他にも、大手英銀のロイヤル・バンク・オブ・スコットランド（RBS）やイタリアの大手銀行ユニクレディットも同様の疑いで調査が入るなど米当局による追求が厳しさを増しています。なお、参考までに、スタンダード・チャータード銀行は、過去、山口組五菱会による巨額のマネー・ローンダリング事件にも関与しており、その他にも日本支店は、コンプライアンス管理・リスク管理・内部管理態勢等の不備により金融庁の行政処分を受けています。

米当局の積極的なAML／CTFの摘発の動きは今後も注視していく必要があります、日本でも来年「犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）」の改正実施が控えていること、HSBCの事案に関連して日本の北陸銀行にも影響が及んでいることなどを考慮すれば、いよいよ日本でも本腰を入れる時期が来ていると認識する必要があります。

② テロ資金供与の実態

現在、イランとの取引については、「資金洗浄・テロ資金供与対策に懸念のある国」に指定されているため問題視されていますが、ここでは、本来的な意味での「テロ資金供与」の実態について説明しておきたいと思います。

実は、海外反社対応においては、マネー・ローンダリングとテロ資金供与は、同列に語られることが多いのですが、そもそもは別の犯罪であって、決定的に重要な相違があります。端的に言えば、テロ資金供与とは、イデオロギー的・違法・政治的な目的のために資金を使用するものであり、資金自体は違法に生み出されたものとは限りません。一方、マネー・ローンダリングにおいては、（暴力団の収益獲得活動のように）違法な行為から得た資金（犯罪収益）が絡んでおり、その目的は、その資金を合法的に使えるように資金の出所を不明確にすることにあるという点が大きな違いと言えます。

さらに、資金の流れをみてみると、マネー・ローンダリングにおいては、フロント企業（暴力団関係企業など）やタックスヘイブン（英領バージン諸島やケイマン諸島など）を経由するといった複雑な取引関係が顕著であるものの、結局は、資金はそれを生み出した人物・団体のところに戻るという意味で「循環的」であるのに対し、テロ資金供与においては、生み出された資金は、テロリスト・グループやテロ活動のために寄付的に使われることから「直線的」であるという違いもあります。

もっとも、テロ資金供与においても、結局は、資金提供者とテロリスト・グループとの「つながりを偽る（関係を分かりにくくする）」必要があります、その実行過程（資金の流れ）でマネー・ローンダリングに似た手法を採ることが多いため、実務上は、アンチ・マネー・ローンダリング（AML）／テロ資金供与対策（CTF）における抽出（認知）や排除の観

点からは「異常な兆候」という共通した着眼点が必要だと言えるのです。

ただし、その手法が「資金源を隠蔽する」という点では同じでも、マネー・ローンダリングにおいては、顧客の財務状況または想定される活動からみて不自然にみえる預け入れ等の「疑わしい取引」がその端緒の中心となるのに対し、テロ資金供与においては、金額的には検知システムの監視対象外となるような少額の取引の中から、関係のなさそうな相手との電信送金、現金密輸、デビットカードやクレジットカード利用等により、ごく一般的な費用（食費や賃料等）に使われるといった特徴などを有しており、その中から取引当事者間の「疑わしい関係」を導き出す着眼点が必要となるといった相違があるという点にも注意が必要です。

したがって、国内の反社チェックにも通ずることでもありますが、検知システムや表面的・単眼的なチェックにとどまることなく、「異常な兆候」を見逃さない監視・チェック体制や取引担当者の高い意識が求められると言えます。

なお、参考までに米同時多発テロにおけるハイジャック犯の金融取引の特徴として以下のようなものが例示されていることを紹介しておきたいと思います。

- UAE、サウジアラビア、ドイツ等の外国との少額の電信送金による直接受領
- デビットカードからの引き出し率が高い
- 残高照会の回数が多い
- 預け入れが行われるとすぐに引き出される
- 取引全般が、監視対象金額未満
- ATMでの取引は、複数名がその場に居合わせていた

6) マネー・ローンダリングと商流

金融庁では、「マネー・ローンダリング」について、「違法な起源の収益の源泉を隠すこと。例えば、麻薬密売人が麻薬密売代金を偽名で開設した銀行口座に隠匿する、詐欺や横領の犯人が騙し取ったお金をいくつもの口座を使い、転々と移動させて、出所をわからなくするといった行為がその典型とされています。このような行為を放置すると、犯罪収益が将来の犯罪活動に再び使われたり、犯罪組織がその資金をもとに合法的な経済活動に介入し、支配力を及ぼすおそれがあることから、マネー・ローンダリングの防止は犯罪対策上の重要な課題となっています。」（金融監督庁「マネー・ローンダリング対策」）と述べています。

そもそもマネー・ローンダリングは単体で成立するものではなく、関係先・取引先等との「何らかの関係（資金の流れ）」が前提となる行為であって、「マネー・ローンダリング自体が一つの商流を形成している」とも言えるのです。

したがって、その商流上に位置してしまうなどして、それと知らずにマネー・ローンダリン

グに加担してしまう可能性は否定できませんし、外形上、商流にあるという事実だけで、「マネー・ローンダリング協力者」としてグローバルビジネスから排除されることもありうるという点に注意が必要です。

BCP（事業継続計画）においては、サプライチェーン・マネジメント（SCM）やデマンドチェーン・マネジメント（DCM）の観点からの取引先の選定・管理が注目されていますが、AML／CTF、さらには反社会的勢力排除の観点からも、その商流上に位置する取引先等の健全性に注意を払うことが求められているのです。言い換えれば、AMLの取組みにおいては、「KYC（Know Your Customer 顧客をよく知ること）」が重要だとよく言われていますが、今や、「KYCC（Know Your Customer's Customer 顧客の関係者を知ること）」まで求められているということであり、「銀行間の取引」という表面的なやり取りを見る（監視する）だけでは十分ではなく、「銀行口座保有者やその背後」にいるそれぞれの取引関係者の異常な関係を如何に抽出するかが重要となってきていると言えるのです。具体的に、先の香港上海銀行（HSBC）のマネー・ローンダリング事案に絡んだ北陸銀行の事例で考えてみれば、同行として、トラベラーズチェックを利用する日本の中古車販売業者が健全かどうかの確認だけでは足りず、（ロシアとの中古車売買という取引形態からみて当然疑うべき「高リスク取引」であることから）当該業者の資金が（送金主や受取主の周辺で）どのように流れているのかまで把握しておくべきということになります。

なお、商流に位置する関係者の健全性という観点で言えば、東京都暴力団排除条例における「関連契約（当該事業に係る契約に関連する契約）」（第18条）からの暴力団等の排除においても、単に取引の相手方だけを確認すれば足りるのではなく、その関係者（Your Customer's Customer）の健全性についても十分に注意を払い、万が一の際には確実に排除するよう要請しているのは、正に同じ文脈で理解する必要があると言えます。

7) 改正犯罪収益移転防止法ガイドラインの公表

① 公表ガイドラインのポイント

平成25年4月からの改正施行に伴って、実務上のガイドラインも金融庁から公表されました。

▼ 警察庁「2013年4月1日施行『改正 犯罪収益移転防止法』」

http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/dw.files/a4_leaf20120801.pdf

▼ 金融庁「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」

<http://www.fsa.go.jp/common/law/guide/hansyuhou.pdf>

繰り返しになりますが、特定事業者（金融機関や宅地建物取引業者、ファイナンスリー

ス事業者、クレジット事業者、電話受付代行業者、郵便物受取サービス業者、電話転送サービス事業者<今回追加>など)においては、これまでの本人確認や疑わしい取引の届出に関する運用に加えて「取引時の確認事項」が追加されることで、より厳格な顧客管理が求められることになります。

今回公表されたガイドラインである「留意事項について」を確認する限り、特段、特殊な取組みを要請しているわけではなく、「当然この位は顧客管理の一環として情報収集や取組みを行っているであろう」範囲を明示(例示)しているように思えます。

ただし、それを「疑わしい取引」として届け出る場合だけでなく、そもそも「疑わしい」という段階での「水際」でのチェックにまで一層踏み込んでいる点など実務上は大きな影響があるものと言えます。

例えば、以下のような要請が明示(例示)されていることだけでも、その要求レベルの高さが理解できます。

- 特定取引に当たらない取引についても、例えば敷居値を若干下回るなどの取引は、当該取引がマネー・ローンダリング等に利用されるおそれがあることを踏まえ、十分に注意を払うこと
- 非対面取引については、当該取引の顧客等がなりすまし・偽り等を行っているおそれがあることを踏まえ、例えば、もう一種類の本人確認書類や本人確認書類以外の書類等を確認することで、顧客等と取引の相手方の同一性判断に慎重を期するなどして、十分に注意を払うこと
- 対面取引についても、例えば取引時確認に写真が貼付されていない本人確認書類を用いて行うなどの取引は、当該取引の顧客等がなりすまし・偽り等を行っているおそれがあることを踏まえ、十分に注意を払うこと
- 既に確認した取引時確認事項について、顧客等がこれを偽っている(例えば、マネー・ローンダリング等目的の取引であるにもかかわらず、本来の目的を秘して別の取引目的を申告することは、取引目的の偽りに該当し得る。)などの疑いがあるかどうかを的確に判断するため、当該顧客等について、最新の内容に保たれた取引時確認事項を活用し、取引の状況を的確に把握するなどして、十分に注意を払うこと

マネー・ローンダリングと暴力団等とは密接に関連しており、それに対する企業の取組みも共通する要素が多いことをふまえ、暴力団等の排除の取組みにおいても、正に、ネーム・ローンダリングやなりすまし、偽名・仮装等を駆使した潜在化(不透明化)と手口の巧妙化に対応することが求められています。それが金融機関特有の取組みとしてではなく、全ての事業者においても必要なものであり、その意味では顧客管理のあり方の参考にすべきものと言えます。

② ガイドラインに対するパブコメと実務への影響

改正犯収法の全面施行をふまえた金融庁の監督指針に対するパブリックコメントの結果が公表されています。

▼ 金融庁「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「金融検査マニュアル」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について

<http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20121128-2.html>

アンチ・マネー・ローンダリング（AML）やテロ資金供与対策（CTF）においても、暴力団等の反社会的勢力の関与を疑いながら監視・排除していく視点の重要性が金融庁のコメントから読み取れます。また、金融機関側からも両者の関連についての質問が出ていることから、関心の高いポイントであることも窺える内容となっています。なお、金融庁のコメントとしては、以下のようなものがあげられています。

- 取引の相手方が暴力団員もしくは暴力団関係者である、もしくはその疑いがあることは、「顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある場合」「関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等」に該当するかを判断する際の一つの要素として考慮すべき内容であると考えられます。
- 金融機関が犯収法に基づく「取引時確認」及び「疑わしい取引の届出」を行うに際しては、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）の趣旨を踏まえ、反社会的勢力との関係遮断を念頭に置いて、態勢を整備し、適正にこれらを実施する必要があると考えます。

当社としても、反社チェックの視点として、犯収法上の「疑わしい取引」の届出や本人確認手続きなど参考になる点が多いこと、実際に暴力団等の反社会的勢力がマネー・ローンダリングを敢行していること、反社チェックとAML／CTFにおけるチェックの類似性に着目しながら効率的な取引先管理を検討すべきであることなどを推奨して参りましたが、金融庁のコメントからは全く同一の姿勢が感じられると思います。

XI. 参考資料

1. 暴力団排除等のための部外への情報提供について（抜粋）

平成23年12月22日

警察庁刑事局組織犯罪対策部長

暴力団排除等のための部外への情報提供について

暴力団情報については、法令の規定により警察において厳格に管理する責任を負っている一方、一定の場合に部外へ提供することによって、暴力団による危害を防止し、その他社会から暴力団を排除するという暴力団対策の本来の目的のために活用することも当然必要である。

近年、各都道府県警察において、暴力団排除条例（以下「条例」という。）が施行され、事業者が一定の場合に取引等の相手方が暴力団員・元暴力団員等に該当するかどうかを確認することが義務付けられるとともに、暴力団が資金獲得のために介入するおそれのある建設・証券等の業界を中心として、暴力団員に加え、元暴力団員等を各種取引から排除する仕組みが構築されている。一方、暴力団は、暴力団関係企業や暴力団と共生する者を通じて様々な経済取引に介入して資金の獲得を図るなど、その組織又は活動の実態を多様化・不透明化させている。このような情勢を受けて、事業者からのこれらの者に関する情報提供についての要望が高まっており、条例においても事業者等に対し、必要な支援を行うことが都道府県の責務として規定されているところである。

以上のような情勢の変化に的確に対応し、社会からの暴力団の排除を一層推進するため、暴力団情報の部外への提供については、下記のとおりとするので、その対応に遺漏のないようにされたい。

なお、「暴力団排除等のための部外への情報提供について」（平成12年9月14日付け警察庁丙暴暴一発第14号）は、廃止する。

記

第1 基本的な考え方

1 組織としての対応の徹底

暴力団情報の提供については、個々の警察官が依頼を受けて個人的に対応するということがあってはならず、必ず、提供の是非について警察本部の暴力団対策主管課長又は警察署長の責任において組織的な判断を行うこと。

2 情報の正確性の確保

暴力団情報を提供するに当たっては、必要な補充調査を実施するなどして、当該情報の正確性を担保すること。

3 情報提供に係る責任の自覚

情報の内容及び情報提供の正当性について警察が立証する責任を負わなければならないとの認識を持つこと。

4 情報提供の正当性についての十分な検討

暴力団員等の個人情報の提供については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び個人情報保護条例の規定に従って行うこと。特に、相手方が行政機関以外の者である場合には、法令の規定に基づく場合のほかは、当該情報が暴力団排除等の公益目的の達成のために必要であり、かつ、警察からの情報提供によらなければ当該目的を達成することが困難な場合に行うこと。

第2 積極的な情報提供の推進

1 暴力団犯罪の被害者の被害回復訴訟において組長等の使用者責任を追及する場合や、暴力団事務所撤去訴訟等暴力団を実質的な相手方とする訴訟を支援する場合は、特に積極的な情報提供を行うこと。

2 債権管理回収業に関する特別措置法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律のように提供することができる情報の内容及びその手続が法令により定められている場合又は他の行政機関、地方公共団体その他の公共的機関との間で暴力団排除を目的として暴力団情報の提供に関する申合せ等が締結されている場合には、これによるものとする。暴力団排除を目的として組織された事業者団体その他これに準ずるものとの間で申合せ等が締結されている場合についても、同様とする。

なお、都道府県警察においてこの申合せ等を結ぶ場合には、事前に警察庁刑事局組織犯罪対策部企画分析課及び暴力団対策課と協議するものとする。

3 条例上の義務履行の支援、暴力団に係る被害者対策、資金源対策の視点や社会経済の基本となるシステムに暴力団を介入させないという視点からは、以下の第3に示した基準に従いつつ、可能な範囲で積極的かつ適切な情報提供を行うものとする。

第3 情報提供の基準等

1 情報提供の基準

暴力団情報については、警察は厳格に管理する責任を負っていることから、情報提供によって達成される公益の程度によって、情報提供の要件及び提供できる範囲・内容が異なってくる。

そこで、以下の(1)、(2)及び(3)の観点から検討を行い、暴力団対策に資すると認められる場合は、暴力団情報を当該情報を必要とする者に提供すること。

(1) 提供の必要性

- ア 条例上の義務履行の支援に資する場合その他法令の規定に基づく場合
事業者が、取引等の相手方が暴力団員、暴力団準構成員、元暴力団員、共生者、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者等でないことを確認するなど条例上の義務を履行するために必要と認められる場合には、その義務の履行に必要な範囲で情報を提供するものとする。その他法令の規定に基づく場合についても、当該法令の定める要件に従って提供するものとする。
- イ 暴力団による犯罪、暴力的要求行為等による被害の防止又は回復に資する場合
情報提供を必要とする事案の具体的内容を検討し、被害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、被害の防止又は回復のために必要な情報を提供するものとする。
- ウ 暴力団の組織の維持又は拡大への打撃に資する場合
暴力団の組織としての会合等の開催、暴力団事務所の設置、加入の勧誘、名誉職への就任や栄典を受けること等による権威の獲得、政治・公務その他一定の公的領域への進出、資金獲得等暴力団の組織の維持又は拡大に係る活動に打撃を与えるために必要な場合、その他暴力団排除活動を促進する必要性が高く暴力団の組織の維持又は拡大への打撃に資する場合には、必要な情報を提供するものとする。

(2) 適正な情報管理

情報提供は、その相手方が、提供に係る情報の悪用や目的外利用を防止するための仕組みを確立している場合、提供に係る情報を他の目的に利用しない旨の誓約書を提出している場合、その他情報を適正に管理することができると認められる場合に行うものとする。

(3) 提供する暴力団情報の範囲

ア 第3の1(1)アの場合

条例上の義務を履行するために必要な範囲で情報を提供するものとする。この場合において、まずは、情報提供の相手方に対し、契約の相手方等が条例に規定された規制対象者等の属性のいずれかに該当する旨の情報を提供すれば足りるかを検討すること。

イ 第3の1(1)イ及びウの場合

次の(ア)、(イ)、(ウ)の順に慎重な検討を行う。

(ア) 暴力団の活動の実態についての情報（個人情報以外の情報）の提供

暴力団の義理掛けが行われるおそれがあるという情報、暴力団が特定の場所を事務所としているという情報、傘下組織に係る団体の名称等、個人情報以外の情報の提供によって足りる場合には、これらの情報を提供すること(イ)
暴力団員等該当性情報の提供

上記(ア)によって公益を実現することができないかを検討した上で、次に、相談等に係る者の暴力団員等（暴力団員、暴力団準構成員、元暴力団員、共生者、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、総会屋及び社会運動等標ぼうゴロをいう。以下同じ。）への該当性に関する情報（以下「暴力団員等該当性情報」という。）を提供することを検討する。

(ウ) 上記(イ)以外の個人情報の提供

上記(イ)によって公益を実現することができないかを慎重に検討した上で、それでも公益実現のために必要であると認められる場合には、住所、生年月日、連絡先その他の暴力団員等該当性情報以外の個人情報を提供する。なお、前科・前歴情報は、そのまま提供することなく、被害者等の安全確保のために特に必要があると認められる場合に限り、過去に犯した犯罪の態様等の情報を提供すること。また、顔写真の交付は行わないこと。

2 提供する暴力団情報の内容に係る注意点

(1) 指定暴力団以外の暴力団について

指定暴力団以外の暴力団のうち、特に消長の激しい規模の小さな暴力団については、これが暴力団、すなわち「その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号）に該当することを明確に認定できる資料の存否につき確認すること。

(2) 暴力団準構成員及び元暴力団員等の場合の取扱い

ア 暴力団準構成員

暴力団準構成員については、当該暴力団準構成員と暴力団との関係の態様及び程度について十分な検討を行い、現に暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあることなどを確認した上で、情報提供の可否を判断すること。

イ 元暴力団員

現に自らの意思で反社会的団体である暴力団に所属している構成員の場合と異なり、元暴力団員については、暴力団との関係を断ち切って更生しようとしている者もいることから、過去に暴力団員であったことが法律上の欠格要件となっている場合や、現状が暴力団準構成員、共生者、暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者、総会屋及び社会運動等標ぼうゴロとみなすことができる場合は格別、過去に暴力団に所属していたという事実だけをもって情報提供をしないこと。

ウ 共生者

共生者については、暴力団への利益供与の実態、暴力団の利用実態等共生関係を示

す具体的な内容を十分に確認した上で、具体的事案ごとに情報提供の可否を判断すること。

エ 暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者

「暴力団員と社会的に非難されるべき関係」とは、例えば、暴力団員が関与している賭博等に参加している場合、暴力団が主催するゴルフコンペや誕生会、還暦祝い等の行事等に参加している場合等、その態様が様々であることから、当該対象者と暴力団員とが関係を有するに至った原因、当該対象者が相手方を暴力団員であると知った時期やその後の対応、暴力団員との交際の内容の軽重等の事情に照らし、具体的事案ごとに情報提供の可否を判断する必要がある、暴力団員と交際しているといった事実だけをもって漫然と「暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者である」といった情報提供をしないこと。

オ 総会屋及び社会運動等標ぼうゴロ

総会屋及び社会運動等標ぼうゴロについては、その活動の態様が様々であることから、漫然と「総会屋である」などと情報を提供しないこと。情報提供が求められている個別の事案に応じて、その活動の態様について十分な検討を行い、現に活動が行われているか確認した上で情報を提供すること。

カ 暴力団の支配下にある法人

暴力団の支配下にある法人については、その役員に暴力団員等がいることをもって漫然と「暴力団の支配下にある法人である」といった情報提供をするのではなく、役員等に占める暴力団員等の比率、当該法人の活動実態等についての十分な検討を行い、現に暴力団が当該法人を支配していると認められる場合に情報を提供すること。

3 都道府県暴力追放運動推進センターに対する情報提供について

都道府県暴力追放運動推進センター（以下「センター」という。）に対して相談があった場合も、警察において上記基準等に従って判断した上で必要な暴力団情報をセンターに提供し、センターが相談者に当該情報を告知することとする。

第4 情報提供の方式

- 1 第3の1（1）アによる情報提供を行うに当たっては、その相手方に対し、情報提供に係る対象者の住所、氏名、生年月日等が分かる身分確認資料及び取引関係を裏付ける資料等の提出を求めるとともに、提供に係る情報を他の目的に利用しない旨の誓約書の提出を求めること。
- 2 情報提供の相手方に守秘義務がある場合等、情報の適正な管理のために必要な仕組みが整

備されていると認められるときは、情報提供を文書により行ってよい。これ以外の場合においては、口頭による回答にとどめること。

- 3 情報提供は、原則として、当該情報を必要とする当事者に対して、当該相談等の性質に応じた範囲内で行うものとする。ただし、情報提供を受けるべき者の委任を受けた弁護士に提供する場合その他情報提供を受けるべき者本人に提供する場合と同視できる場合はこの限りでない。

第5 暴力団情報の提供に係る記録の整備

- 1 警察本部及び警察署の暴力団対策主管課においては、部外への暴力団情報の提供（警察部内の暴力団対策主管部門以外の部門から部外への暴力団情報の提供について協議を受けた場合を含む。）に関し、上記第3の基準による判断を行ったときは、情報提供の求めの概要、提供の是非についての判断の理由及び結果等について、確実に記録した上、決裁を受けて対応すること。
- 2 常に所属長又はこれに相当する上級幹部が実際に最終判断を下すものとする。ただし、情報提供を行うことについて緊急かつ明確な必要が認められる場合においては、事後報告としても差し支えない。
- 3 部外からの暴力団情報に係る照会及びそれに対する警察の回答状況については、情報の適正な管理に万全を期するため、各警察本部の暴力団対策主管課において定期的に把握すること。

2. 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（暴力団対策法）に定める暴力的要求行為（下線は平成24年改正により追加された部分）

- 1) 人の弱みをネタに口止め料を要求する行為
- 2) 寄付金・援助金等を要求する行為
- 3) 下請工事、資材の納入等を要求する行為
- 4) 縄張り内の営業者に「あいさつ料」等を要求する行為
- 5) 縄張り内の営業者に用心棒代、入場券等の購入等を要求する行為
- 6) 高金利の債権を取り立てる行為
- 7) 不当な方法で債権を取り立てる行為
- 8) 借金の免除や借金返済の猶予を要求する行為
- 9) 不当な貸付や手形の割引き貸付要求行為
- 10) 証券会社に対して、不当に信用取引を要求する行為
- 11) 株式会社に対して、不当に株式の買い取りを要求する行為
- 12) 不当に預金・貯金の受入れを要求する行為

- 13) 不当な地上げをする行為
- 14) 土地、建物を占拠するなどして不当に明渡料を要求する行為
- 15) 宅建業者に対し、不当に宅地等の売買・交換等を要求する行為
- 16) 宅建業者以外の者に対し、不当に宅地等の売買・交換等を要求する行為
- 17) 建設業者に対して、不当に建設工事を行うことを要求する行為
- 18) 不当に集会施設等を利用させることを要求する行為
- 19) 交通事故等の示談に介入し、金品等を要求する行為
- 20) 商品の欠陥などをネタにした損害賠償、購入した有価証券に因縁をつけた損失補填を要求する行為
- 21) 許認可等をすることを要求する行為
- 22) 許認可等をしないことを要求する行為
- 23) 公共工事の入札に参加させることを要求する行為
- 24) 公共工事の入札に参加させないことを要求する行為
- 25) 人に対し、公共事務事業の入札に参加しないこと等を要求する行為
- 26) 公共工事の契約の相手方としないことを要求する行為
- 27) 公共工事の契約の相手に対する指導等を要求する行為

